

熊谷市史料集 2

元素楼養蚕関係文書「御用簿」「公用記」

熊谷市教育委員会

## 熊谷市史料集 2

# 元素楼養蚕関係文書

## 「御用簿」「公用記」

熊谷市教育委員会



2 元素楼（本島尋常高等小学校へ移築後）



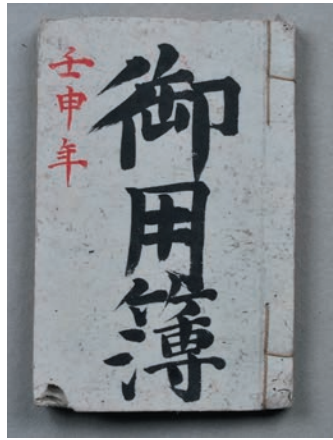
1 鯨井勘衛肖像画



4 行啓記念碑



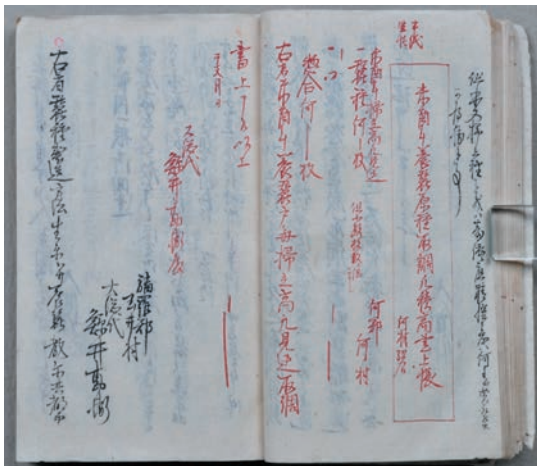
3 元素楼（校舍解体時）



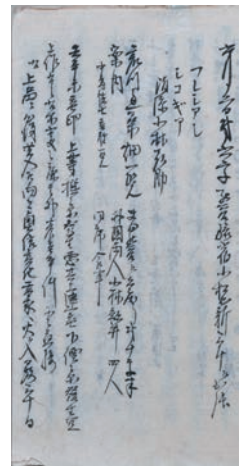
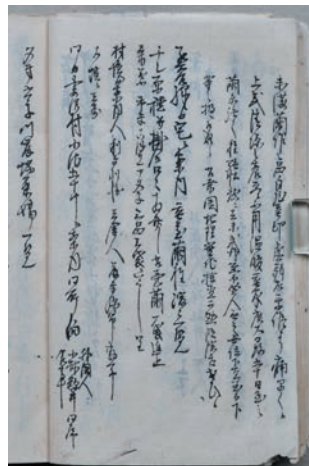
6 「御用簿」表紙・裏表紙



5 元素楼養蚕関係文書収納木箱



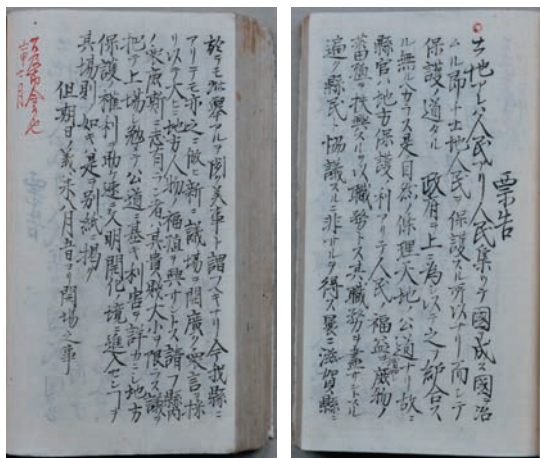
8 来西年養蚕原種取調凡積高書上帳 (雛形)



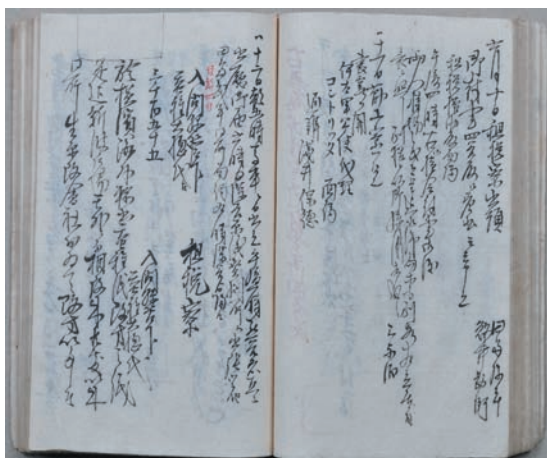
7 明治5年6月2日条



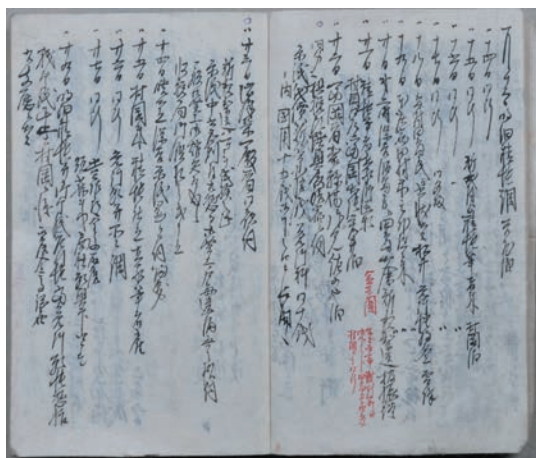
10 「公用記」表紙・裏表紙



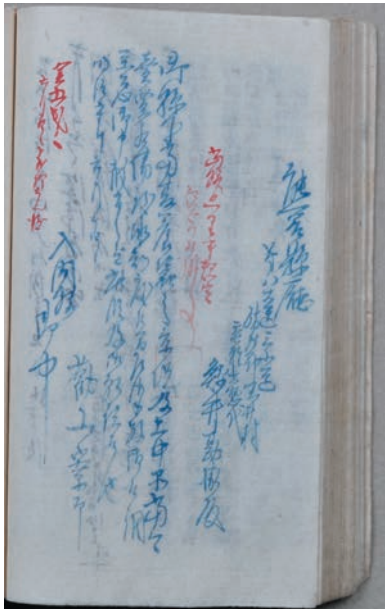
9 明治5年 票告



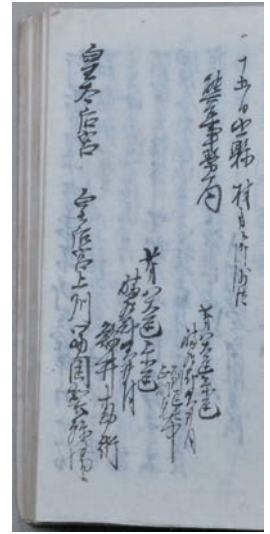
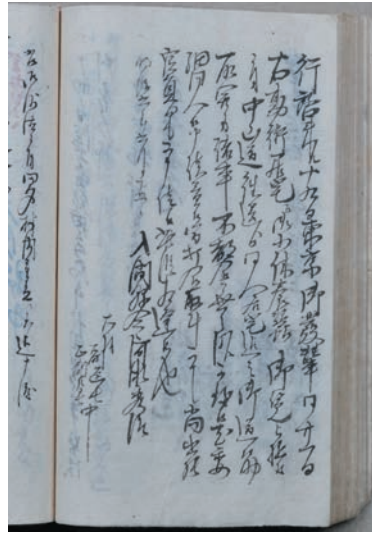
12 明治6年 6月11日条



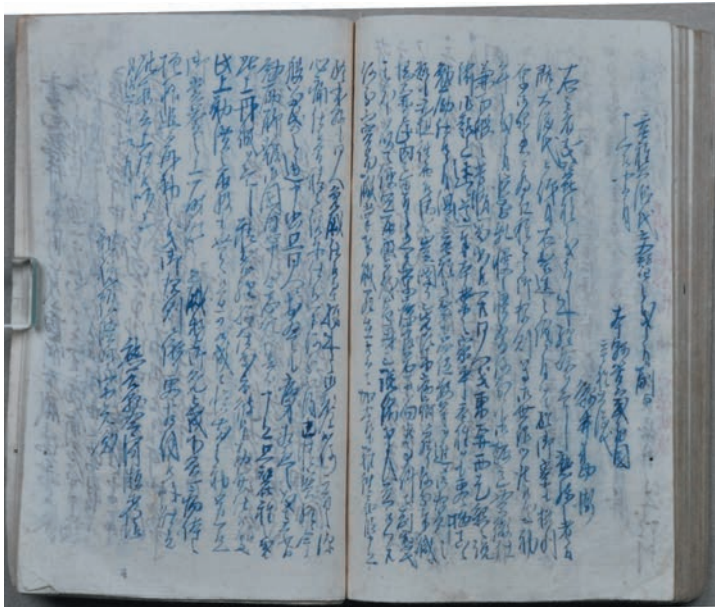
11 明治6年 1月22日条



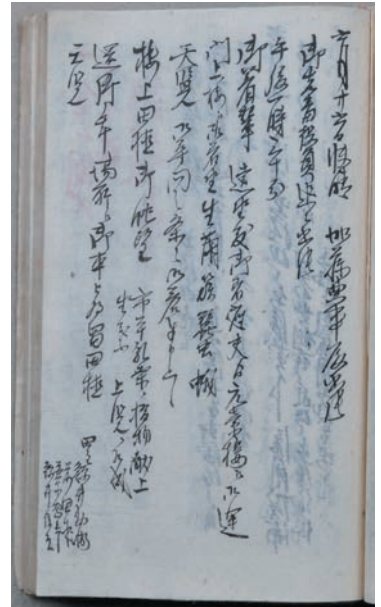
14 明治六年 6月17日条



13 明治六年 6月15日条



16 蚕種大惣代交替之義二付副而申上候書付



15 明治六年 6月26日条

熊谷市史料集2

元素楼養蚕関係文書

「御用簿」「公用記」

熊谷市教育委員会



# 発刊にあたって

熊谷市教育委員会教育長

野原 晃

本市では、市史編さん事業を進めるにあたり、歴史資料の調査研究、保存事業を最も重要な分野の一つとして位置付け、鋭意、古文書調査を実施しているところです。市内には、いまだ調査・整理をされていない古文書も多いと思われませんが、多くの方々から情報をお寄せいただくなど御協力をいただいております。少しずつではありますが、調査・整理の成果を上げております。

さて、この古文書調査の一環として、本市では平成十九年度から、市民サークルくまがや古文書学習・研究会の皆様にご協力をお願いして、古文書の筆耕やデータ入力を行ってまいりました。

今般、その成果として、元素楼養蚕関係文書の「御用簿」「公用記」を取り上げ、『熊谷市史料集2』として刊行することといたしました。

元素楼養蚕関係文書は、江戸時代に玉井村の名主を勤めた鯨井勘衛家に伝わった文書群です。元素楼とは、明治二年に鯨井勘衛が玉井村に建てた養蚕の清涼育施設の名称であります。鯨井勘衛は入間県の蚕種大惣代を務めて、熊谷地域のみならず近隣地域の養蚕に貢献したことで広く知られております。本書に掲載した古文書からも、その一端がうかがい知ることが出来ることでしょう。

本書を郷土熊谷に関わる歴史資料として御活用いただくとともに、偉大な先人である鯨井勘衛の足跡を辿っていただければ幸いです。

結びに、『熊谷市史料集2』の刊行にあたり、御協力・御尽力をいただきました関係者各位に深く感謝を申し上げます。



# 凡例

一、本書は、武蔵国幡羅郡玉井村（現熊谷市玉井）の名主を勤めた鯨井勘衛家の文書群（熊谷市立熊谷図書館寄託）の中から「御用簿」「公用記」二冊を取り上げて、史料の翻刻をしたものである。

一、収録した史料の理解を深めるため、はじめに解説を付した。

一、収録した史料の内容細目を作成し、巻末に収録した。

一、史料の収録にあたっては、原本の忠実な活字化を原則としたが、通読の便を考え、下記のように処理した。

1 漢字は原則として常用漢字を用いた。人名や常用漢字のないものは原本のままとした。

2 史料を読みやすくするために、読点「、」や並列点「・」を付した。清濁・ふり仮名については原本のままとした。

闕字以外での文中の空白は適宜読点「、」を付した。平出以外の改行は、一部そのままとした。

3 誤字や意味の不明な時は、史料本文の右脇に、（ママ）、脱字は（脱）、衍字は（衍）、疑問が残る場合は（カ）などと注記した。当時通例の宛字、字（時）、丁（町）、性（姓）、

直（値）、倚（寄）、埼玉（埼玉）等はそのまま表記した。

4 変体仮名は、原則として現行の字体に改めた。ただし、者（は）・江（え）・与（と）・而（て）・茂（も）・而已（のみ）は右脇上に小さく寄せて、そのまま表記した。

5 合字は、平仮名・片仮名に直したが、例外的に「ふ（より）」はそのまま表記した。

6 踊り字は、漢字を「々」、仮名を「ゝ」、片仮名を「ゝ」にて表し、「くゝ」も使用した。

7 敬意を示す闕字は一字あけ、平出は二字あけ、抬頭は改行して本文より一字上げとした。

8 虫損・汚損などにより判読できない文字は、字数のわかるものを□□で示し、字数のわからないものを「」で示した。

9 削除・訂正箇所は、原文の左脇に見せ消し「〜」を付し、訂正文を右脇に記した。

10 異筆・加筆は、該当する文章・語句を「」で括弧して示し、右脇に（加筆）などと注記した。行間の加筆は、原則として本文に挿入した。

11 表紙・裏表紙・中扉・包紙・封紙などは、「」で括弧して右脇に（表紙）などと注記した。

12 貼紙・付札・題箋、朱書、挿入紙などは、「」で示し、右脇に（朱書）（青書）などと注記した。剥離した貼紙は、内容・月日などから判断して適当な箇所に入れた。

13 印判は、その形状に合わせて㊦・㊧などその形がわかるようにし、写で「印」「花押」などと記されたものはその文字をそのまま記した。

一、史料のなかには、一部差別的な用語が含まれるが、歴史的用語としてそのまま用いた。これは、歴史的事実を正しく認識し、非人道的差別の解消に資するためである。

一、文書の筆耕・入力は、くまがや古文書学習・研究会の金子幸生・白澤加代子・中沢友子・松澤努が行い、解説は齋藤邦明（熊谷市史近代専門部会特別調査員）が執筆し、校正は老川慶喜・重田正夫（ともに熊谷市史近代専門部会専門調査員）・岡田辰男（くまがや古文書学習・研究会）・滝沢きよ子（市史編さん室臨時職員）が担当して、編集は水品洋介（市史編さん室嘱託職員）が担当した。



# 目次

発刊にあたって

凡例

目次

口絵解説

解説

史料

一 明治五年（一八七二） 御用簿

二 明治六年（一八七三） 公用記

熊谷市史編さん関係者一覧

内容細目

1  
11  
61  
125  
(1)

## 口絵解説

昭和二九年「熊谷市指定記念物史跡」に指定される。

5. 元素楼養蚕関係文書収納木箱 熊谷市立図書館寄託時から使用された木箱と思われる。蓋は一部破損がみられる。

6. 「御用簿」表紙・裏表紙 鯨井熙は勘衛の諱。敬熙、熙堂とも称す。印章は篆刻で押印されており、「鯨井勘衛」などの文字がみえる。

1. 鯨井勘衛肖像画 熊谷市立熊谷図書館蔵。肖像画は額装してあり、壮年期の勘衛が描かれている。肖像画左下には「東雲描之」とあり、作者と思われる。

2. 元素楼 写真は『川本南小学校百年史』（川本南小学校百年史編纂委員編、一九七五年）より転載。元素楼の建物は、明治三三年（一九〇〇）本島尋常高等小学校（現川本南小学校）の校舎として移築される。写真は移築後に撮影されたもの。撮影年不明。

7. 明治五年六月二日条（本書一四〇～一五頁） イタリア人フレシアン、シコギアが熊谷を訪ねた記事。両人は勘衛案内のもと、元素楼を見学、その後妻沼村（現熊谷市妻沼）小池五十郎（世話役）宅を見学、同家に宿泊している。

3. 元素楼 写真は、前掲『川本南小学校百年史』より転載。昭和二年（一九二七）新校舎設立のため、校舎解体時の風景写真。

8. 来酉年養蚕原種取調凡積高書上帳（本書一九頁） 朱書部分。粗製濫造問題の対処として、蚕種製造免許人員の把握、生産数量検査として、各地域の養蚕世話役に提出させた際の雛形である（解説四頁）。

4. 行啓記念碑 鯨井家敷地内。明治六年（一八七三）英照皇太后・昭憲皇后が、富岡製糸場を訪ねた際に元素楼に立ち寄った行啓を記念して昭和十一年（一九三六）に建立した記念碑。

9. 票告（本書四二～四三頁） 協議場開設に際して、作成さ

れた告示文。入間県では、勸業のほか治水・道路等を議論する協議所を設けた。勘衛は「議者」に選ばれている（解説四頁）。

10. 「公用記」表紙・裏表紙 御用簿と同じく、裏表紙には鯨井熙とあるが、印はない。

11. 明治六年一月二二日条（本書六三頁） 勘衛は富岡製糸場を訪ねており、陸奥宗光と面会している。翌二三日には、渋沢栄一と面会している（解説五頁）。

12. 明治六年六月一日条（本書八七頁） 勸工寮とは、工部省（明治三年創置）に設置された一〇寮一司の一つ。勸工寮は明治八年に造船寮・製鉄寮と共に製作寮に属した。勘衛は、一日に勸工寮を見学した後、イタリア公使代理と通訳を通じて面会している。

13. 明治六年六月一五日条（本書八八頁） 熊谷事務所から英照皇太后・照憲皇后行啓の通達がくる。二一日に勘衛宅で小休止して、養蚕御覧（元素楼）が予定されていた。準備として中山道から勘衛宅までの道路整備、詳細を勘衛と相談する旨が記

されている（解説五頁）。

14. 明治六年六月一七日条（本書八八頁） 「熊谷県」の名称が本史料の中で、最初に使用された箇所。熊谷県は、明治六年六月一五日に群馬県（第一次）と入間県が合併して成立する。初代県令は河瀬秀治。川越と前橋、大宮郷（現秩父市）の三ヶ所に支庁を設ける。明治九年八月熊谷県は廃止、旧入間県域が埼玉県に統合。

15. 明治六年六月廿六日条（本書九〇～九一頁） 英昭皇太后・照憲皇后が元素楼を行啓した時の様子をあらわす。生繭等を天覧した際、いくつか勘衛に質問して、回答したことがわかる（解説五頁）。

16. 蚕種大惣代交替之義二付副而申上候書付（本書一一三～一一四頁） 鯨井勘衛蚕種大惣代辞職の申し出に対する熊谷県令河瀬秀治の言上。今までの勘衛の功労を賞賛して一時休みの許可は出すものの、再勤を示唆している。その後も再三辞職願を勘衛は出すが、正式に大惣代を辞めるのは二二月二九日になってからである（本書一二二頁）。



## 解説

はじめに

本書は、『熊谷市史料集二』として、玉井の元素楼養蚕関係（鯨井勘衛家）文書の中から、「御用簿」・「公用記」の二史料を翻刻し、刊行するものである。

今回翻刻する史料の歴史的な位置づけを簡単に述べておこう。本書所収の史料は、幕末維新期に蚕糸業が外貨獲得産業として重視され、日本の産業革命を牽引する産業へと成長する過程で生じた蚕種の粗製濫造に対し、鯨井勘衛が、渋沢栄一・尾高惇忠ら中央政府高官や入間県・熊谷県といった地方政府、田島弥平・竹井澹如（万平）などの事業家と深く関わりながら、いかなる対応をとったのかを克明に記録したものである。したがって、近代日本の黎明期における政治・経済・地域の歴史の重要な一齣を明らかにする、貴重な史料であるといえる（関連する先行研究は文末の参考文献を参照）。

鯨井勘衛および元素楼に関しては後段で概説するので、まず

元素楼養蚕関係（鯨井勘衛家）文書の概要に触れておく。文書は熊谷市立図書館寄託で、熊谷市指定文化財に指定されている。点数は二二点あり、木箱に一括して保管されている（口絵写真五）。史料の年代は、慶応二（一八六六）年から明治七（一八七四）年までで、特に明治五、六年に集中している。

管見の限り、これまで元素楼養蚕関係文書が翻刻されたことはない。また鯨井勘衛の手による著作がいくつかあるが、これも翻刻されたことはない。元素楼養蚕関係文書の一部を公刊するのは、今回がはじめてであるといえる。

ただし元素楼養蚕関係文書の存在は、遅くとも『埼玉県蚕糸業史』（一九六〇年）刊行時には知られていたようである。たとえば同書、「第二編第一章 蚕糸行政」には出典として「鯨井家文書」の文字がみられる。同じく、「第二編第三章 蚕業教育」に渋沢宗助（渋沢栄一の本家・三代目当主）の『養蚕手引抄』（安政二（一八五五）年の一部が掲載されており、その所蔵先として鯨井の名が確認できる（この史料は元素楼養蚕関係文書と合致）。そして、とくに近年、元素楼養蚕関係文書のうち「御用簿」を中心に検討したものととして、鈴木芳行氏『蚕にみる明治維新』（吉川弘文館、二〇一一年）があげられる。以上から、元素楼養蚕関係文書は明治初期の蚕糸業、蚕糸行政、外交政策の基礎史料として、



しばしば利用されてきたのである。

### 一 鯨井勘衛および元素楼について

#### (一) 鯨井勘衛（口絵写真一）

天保二（一八三一）年一月二日生、明治七（一八七四）年六月二七日没（四四歳）。

鯨井勘衛は、大里郡玉井村（現熊谷市）の旧家、鯨井勘右衛門の家に生まれた。鯨井家については、今日史料が残されておらず、出自・家系図などほとんどわかっていない。玉井村に関しては『熊谷市行政古文書目録 玉井村役場編』、『ふるさと玉井の歴史』などがあるが、明治初年の史料の存在や、関連する記述は限られている。なお、勘衛の息子（同じく勘衛を名乗る）は、埼玉県で最初の政治結社・七名社を結成した人物として知られている。

鯨井勘衛は、幼名を茂三郎といい、二五歳で家を継ぎ、勘右衛門を襲名し、後に勘衛と改名した。また諱を敬熙、熙堂、熙洲と号していた。勘衛の為人は、「進取の氣に富む」とされ、「頗る殖産の志に篤」い人物であったという（「故鯨井勘衛経歴書下書」（元素楼養蚕関係文書所収））。

安政元（一八五四・勘衛二四歳）年、桑樹を栽植して養蚕業を

創めた。文久三（一八六三・三三歳）年、蚕種と製糸の製造に着手し、慶応二（一八六六・三六歳）年に熊谷の荒川河原を開拓して桑苗を試植したが、埼玉県下の桑園の創始とされる。そして、明治二（一八六九・三九歳）年、養蚕飼育所・元素楼を建設した（後述）。明治五（一八七二・四二歳）年三月、入間県・埼玉県の蚕種大惣代に命じられる。今回翻刻する「御用簿」・「公用記」は、この公務記録としての性格を持っている。明治六年末に勘衛本人の希望で蚕種大惣代を辞職し、明治七年六月、病によって死去した。

勘衛の生涯は、幕末維新期の日本人の平均寿命とほぼ同じであり、決して短いものではないが、その三〇代は日本社会の劇的な変化と共に、多方面で活躍を見せた。また勘衛は「養蚕得失論」、「養蚕大得書」、「養ひ草」等の書を記して、養蚕教育・指導に当り、鈴木芳行氏のいう「養蚕教師」でもあった。

（以上、『埼玉県蚕糸業史』、『熊谷人物事典』、『埼玉人物小事典』および「故鯨井勘衛経歴書下書」（元素楼養蚕関係文書所収）を参照した。）

#### (二) 元素楼

元素楼は、明治二（一八六九）年に、蚕糸改良の目的で、鯨井家の屋敷内に三階建て間口一六間・奥行八間の大蚕室として建設

された。元素楼では清涼育という飼育法が行われていた。

明治六（一八七三）年に、英照皇太后、昭憲皇后が群馬県の富岡製糸場を訪れた際に、元素楼へ立ち寄った。その行啓への対応が、今回翻刻する「公用記」に詳細に記されている。

その後、元素楼は明治三三（一九〇〇）年に解体され、一部は川本南小学校の校舎として移設されたが（口絵写真二、三）、現存していない。元素楼跡地には昭和一一（一九三六）年、行啓記念碑が建てられ（口絵写真四）、昭和二九（一九五四）年一月三日、「熊谷市指定記念物史跡」に指定されて今日に至っている。

（以上、熊谷市デジタルミュージアム「元素楼跡」、「鯨井勘衛」および埼玉県庁ホームページ「生産振興課／埼玉県の養蚕・絹文化の継承について」による。）

## 二 「御用簿」

〔縦二五・二cm×横一六・五cm、表紙共一一四丁〕

本史料は、鯨井勘衛が大蔵省で開かれた大惣代会議（三月一日～五月一六日）に参加した後から書き出され、明治五年五月一七日～明治六年一月二二日までの記録となっている（口絵写真六）。

先に触れたように、勘衛は蚕種の粗製濫造問題への対応を迫られていたわけだが、本史料を繙くと、真つ先にこの問題が国際的な性格と緊迫感を有するものであったことを我々に伝えてくれる。すなわち、イタリア人フレシアン、シコギア二名が、明治五年六月初めに蚕卵生糸の取調べのために熊谷を訪れた際、勘衛が対応したことが記されている（口絵写真七）。なお、先述の鈴木氏の著書ではこのイタリア人の訪問については言及がなく、ここから「御用簿」の検討の余地は未だ多く存在するといえよう。

続いて、この明治五年六月上半期の勘衛の行動を史料に即して追ってみると、一、二日にフレシアン・シコギア兩名の訪問に対応し、二日には妻沼へ行く。三日・本庄、四日・深谷、五日・寄居を回り、八日・浦和の埼玉県庁へ出張し、県令の野村盛秀らと面会している。一〇日には大蔵省租税寮および勸農寮へ出頭し、その際、渋沢栄一宅を訪問している。一二日に帰郷したが、一三日・川越の入間県庁へ行っている。この間、面会している人物は十数名にのぼる。蚕種大惣代という職の多忙さは、これだけでも十分理解できよう。こうした状況が、勘衛が辞職する直前まで休むことなく続いたのであり、勘衛の心身への負担は相当なものであったと思われる。

さて粗製濫造問題に対して、どのような対応を取ったかについ

では、本史料を見ながら勘衛の行動と共にその過程を追跡（再体験）することが最も良いと思われるが、結論のみ先取りすると、蚕種の製造免許人員の把握、生産数量検査を行うことで対処しようとした。後者の、生産数量の把握は、勘衛が「養蚕原種取調凡積高書上帳」を各地域の養蚕世話役に提出させることで実施した（口絵写真八）。勘衛が、埼玉県下の各地へ奔走しているのは、これらの実施を徹底させるためであった。

また入間県では、蚕糸業をはじめとする勧業のほか、治水・道路・橋梁・水陸運などについて議論する協議所を設け、県下の名士から「議者」を選定して、毎月協議することとしている（口絵写真九）。勘衛は「議者」に選ばれ、維新期の地方における「公議」を担ったのである。

最後に、明治維新の時代に関わりの深い記述に言及しておこう。明治五年七月二六、二七日に「蒸気車」、すなわち汽車に乗っている記録や、この年から太陽暦を採用したため、一二月三日が新暦の明治六年一月一日となっていることが確認できる。

### 三 「公用記」

〔縦二四・七cm×横一六・二cm、表紙共一〇九丁〕

本史料は、「御用簿」に後続する、明治六年・一年間の記録である（口絵写真一〇）。「御用簿」は、明治六年一月二日まで記録されていたが、「公用記」では、改めて明治六年一月一日から記されており、一月八日から「御用簿」には見られない記述が確認されることから、簿冊を改める際に、加筆修正したものと考えられる。

また明治六年は、群馬県と入間県が合併して熊谷県が成立した年であり（六月一五日）、史料上からも六月一七日に熊谷県の文字がみられる（口絵写真一四）。

既にふれたように勘衛は、明治六年二月二九日に熊谷県から辞令が下り、蚕種大惣代を辞するが、この辞職の申し出は、同年九月に勘衛から熊谷県令・河瀬秀治へ、河瀬から租税頭・陸奥宗光、租税権頭・松方正義へと伝えられることによって、ようやく実現したのであった（口絵写真一六）。九月以後、本来公務記録である「公用記」においても、度々、勘衛の身体の不調や療養について記されている。したがって、「公用記」は明治六年の蚕種大惣代の記録であるとともに、勘衛の最晩年の様子もうかがうことができる。

ただし、「公用記」に見られる勘衛の様子は、翌年に亡くなるとは想像もつかないほど、依然として多忙を極めている。まず蚕

種の粗製濫造問題に対しては、勘衛ら蚕種大惣代は蚕種製造規則を改正し、蚕種取締規則を定めて、蚕種製造の取り締まりを一層強化した。このほか、注目される勘衛の動きとしては、富岡製糸場の見学と皇太后・皇后の行啓への対応が挙げられる。

勘衛は、富岡製糸場を一月二二日～二三日に訪れているが、その際、陸奥宗光と渋沢栄一と面会している（口絵写真一一）。よく知られているように、富岡製糸場の初代場長は、渋沢と同郷の尾高惇忠である。尾高は、渋沢の本家筋にあたる渋沢宗助から影響を受け、養蚕に精通した人物である。そして渋沢、尾高の学んだ養蚕技術は、上州島村（現群馬県伊勢崎市）の田島弥平が開発したものである。渋沢、尾高、田島という、この時代を象徴する人的ネットワークと関わりをもったのが勘衛であり、勘衛の富岡製糸場の見学は、その関係性が集中的に表現された一齣であったといえる。

またこの年、皇太后・皇后が元素楼に行啓したことは既に触れた。この行啓について勘衛は、六月一三日に「御道筋」の示唆があり、六月一五日に熊谷事務局から正式に知らされたようであり、日程変更の後、六月二六日、元素楼を「天覧」したと記録されている（口絵写真一三・一五）。この行啓もまた、上述の人的ネットワークによって実現したものであった。すなわち、田島弥平は

明治四年から宮中養蚕奉仕における世話方を務めていた。田島、渋沢、尾高、そして勘衛の関係性のなから、当時いくつも存在した蚕室の中で元素楼が選択されたのであろう。

#### おわりに

最後に、本書所収の史料以外に、元素楼養蚕関係文書の中で関係が深いものと思われる史料に言及しつつ、近年の経済史・経営史、農業史研究の動向を踏まえて、「御用簿」・「公用記」の利用可能性に言及したい。

まず、「公用簿」と同じく明治五年（壬申）の史料としては、「開港場蚕種の正路売込法則制定懇願書」、「武州蚕種澁立原紙の品位向上ニ付上申書」といった、差出人・鯨井勘衛等、受取・租税寮となっている史料が見出される。

「公用記」に関連する史料としては、「行啓供奉人員等書上」、「蚕種大総代差免状」が特に関係している。このほか、「養蚕得失論」、「養蚕大得書」などの勘衛の著書も明治五～六年に執筆されている。これらによって勘衛の養蚕知識と共に、晩年の勘衛自身の思想にも触れることができよう。

経済史・経営史研究において、幕末開港から明治維新にいたる

過程が、日本経済の近代化・資本主義化のメルクマールであることは、よく知られている。本書所収の史料は、直接的には蚕種大惣代の公務記録であるが、先に触れたように、蚕種の粗製濫造問題に対処するため、極めて多くの人物との交渉記録ともなっている。近年、経済史・経営史研究においては、明治期の産業化・工業化における人的ネットワークが注目されている。本書所収の史料からは、明治黎明期の勸業政策における人的関係が克明にわかり、そのネットワークを基礎として、成立間もない明治新政府の政策がいかに実行されていたかがわかる。

また、農業史研究においては、近年、農業技術に関する実証研究が盛んに行われており、とりわけ養蚕業における技術史的研究は進展が著しい。今回翻刻する史料からは、粗製濫造という問題をめぐって蚕種生産、蚕種技術が議論されており、輸出向けとして増大した蚕種の実態に迫ることができる。

今回翻刻する「御用簿」・「公用記」と元素棲養蚕関係文書は、明治初期の極めて豊かな、貴重な歴史記録であり、これらを入念に検討することで、日本近代史の新たな歴史像が照らし出されるであろう。

〔参考文献〕（編著者五十音順）

- 石井寛治『日本蚕糸業史分析―日本産業革命研究序論―』（東京大学出版会、一九七二年）
- 井川克彦「明治初期の蚕種輸出過剰問題と外国人」（『日本女子大学紀要 文学部』第五三号、二〇〇四年）
- 井川克彦「明治初期における日本生糸の粗悪化と産地銘柄」（『日本女子大学紀要 文学部』第五五号、二〇〇六年）
- 猪谷善一「明治初年に於ける蚕種輸出」（『社会経済史学』（第六卷 第一〇号、一九三七年）
- 荻野勝正『尾高惇忠―富岡製糸場の初代場長―』（さきたま出版会、二〇一五年）
- 日下部朝一郎『熊谷人物事典』（国書刊行会、一九八二年）
- 小野文雄・福島正義・柳田敏司・吉本富男『埼玉人物小事典』（毎日新聞社、一九七三年）
- 『熊谷市史』通史編（一九八四年）
- 熊谷市立図書館『熊谷地方の養蚕』（二〇〇三年）
- 埼玉県蚕糸業協会『埼玉県蚕糸業史』（埼玉県蚕糸業協会、一九六〇年）
- 埼玉県自由民権運動研究会『埼玉自由民権運動史料』（埼玉新聞社、一九八四年）

島田昌和『洪沢栄一―社会企業家の先駆者―』（岩波新書、二〇

一一年）

洪沢栄一『雨夜譚―洪沢栄一自伝―』（岩波文庫、一九八四年）

鈴木恒夫・小早川洋一・和田和夫『企業家ネットワークの形成と

展開―データベースからみた近代日本の地域経済―』（名古屋

大学出版会、二〇〇九年）

鈴木芳行『蚕にみる明治維新―洪沢栄一と養蚕教師―』（吉川弘

文館、二〇一一年）

田村均『幕末・明治前期の蚕種輸出と生糸改良問題―富岡製糸場

と北武蔵―』（地方史研究協議会編『北武蔵の地域形成―水と

地形が織りなす歴史像―』雄山閣、二〇一五年）

土金師子『明治前期における小県郡と下伊那郡の養蚕飼育法―

共進会申告書にみる保温折衷育への過程―』（『農業史研究』第

四六号、二〇一二年）

土屋喬雄『人物叢書 洪沢栄一』（吉川弘文館、新装版、一九八九年）

中林真幸『近代資本主義の組織―製糸業の発展における取引の統

治と生産の構造―』（東京大学出版会、二〇〇二年）

中村尚史『地方からの産業革命―日本における企業勃興の原動力

―』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）

解 説 丹羽邦男『明治維新の土地変革―領主的土地所有の解体をめぐつ

て―』（御茶の水書房、一九六二年）

「ふるさと玉井の歴史」編集委員会『ふるさと玉井の歴史』（玉

井地区自治会連合会、二〇〇八年）

渡辺隆喜「民権結社の成立と地方民会論」（『大学史紀要』第九号、

明治大学大学史料委員会、二〇〇五年）

渡辺尚志編『近代移行期の名望家と地域・国家』（名著出版、二

〇〇六年）

〔史料〕

〔史料〕

「明治六年改正 蠶種取締規則」（東京大学経済学資料室 近世・

近代社会経済資料（準貴重図書・特別図書） デジタルアーカイ

ブ。東京大学OPACよりアクセス可能）

『生糸製造取締規則』（国立国会図書館 近代デジタルライブラ

リー）。

〔その他〕

熊谷市立江南文化財センター・ホームページ「熊谷デジタル

ミュージアム」、「二一 元素楼跡」([http://www.kumagaya-](http://www.kumagaya-bunkazai.jp/museum/jousetu/nakasendou/35_b21.htm)

[bunkazai.jp/museum/jousetu/nakasendou/35\\_b21.htm](http://www.kumagaya-bunkazai.jp/museum/jousetu/nakasendou/35_b21.htm))

熊谷市立江南文化財センター・ホームページ「熊谷デジタルミュー

シーム」 「鯨井勘衛」 (<http://www.kumagaya-bunkazai.jp/museum/jin/kujiraiwane.htm>)

埼玉県庁ホームページ「生産振興課／埼玉県の養蚕・絹文化の継承について」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/909-20091214442.html>)

(齋藤 邦明)









一、凡積百枚

飯塚友七

但、繭拾六貫目 歩方六分

須藤清七組

一、凡積五拾枚

同村 飯塚文禮

生繭八貫目 歩方六分

榛沢郡滝瀬村

一、凡積百四拾枚

木村文吉 金井総平組

生繭式拾貫目 歩方七分

〔朱書〕夜二入候二付同  
人止宿為致候

五月廿日 元仁手村政五郎・由衛・宗吉三人二而生繭買集候由、

右壳人同村七之介・清吉・忠次郎凡七軒、十四、五貫目宛も有

之由、密二届来り人島村三枝屋彦九郎、右二付村岡方二而取調

候様書付中瀬斎藤安衛江渡、小和瀬村江便宜二付、世話役金井

総平・茂木安吉へ右取調候様書付出ス

河原明戸村与平・三郎来ル、申談組合取結候様申渡、寄居町酒

井徳次郎・田中新五郎世話役組分申来、猶取調見玉町組合内分

二いたし、一組二いたし置候様申渡

〔朱書〕五月十九日当村江廻り候御沙汰左二

蚕種之義以来生繭製造主之外製種不指許、且夏蚕・再出・掛

合者 原紙二取、製造之義ハ不相成、夜付・糊付其外粗悪之品

一切製造不相成筈、改正之御詮議も有之、不日御発令可有之

候へ共、既二製種季節二指向候義二付、先以前条相達候条、

右之趣相心得、兼而申立之凡積員数二見合、生繭製作主二限  
製種聞届候様可致事

壬申五月

大蔵大輔井上馨

五月廿一日

問々田村  
出来島村

組合取極、右世話役板倉阿佐実・青木忠吾両

人取極御規則書調印

小島村役人罷越候様書付出ス

五月廿一日 深谷宿江出張、機械蒸二而各国繭仕上、妻沼村斎藤

吉弥・大埜同佐次郎・善ヶ島村定右衛門三人来

同廿二日

〔朱書〕○参事様熊谷御旅宿江伺、夫々洪澤様・尾高様岡部二而面謁、

猷繭深谷杉田専衛方差出置候様被仰渡候、中瀬河田文次参り、

会社中書同拘取極

見玉町川部彦衛・松村栄蔵御免許願来候二付、島村田島両氏江

書状相渡、類例問合

同廿三日 黛村萩原左衛外式人来り、夜二入候二付、右三人止宿

為致候、但、黛村飯塚市郎平  
本庄宿田所房五郎

小島村岡田徳平・野村平内兩人来り候二付、製造方法并妻沼村

江一応申談、世話役取極候様申談候、寄居町田中新五郎世話役

取極、見玉町右彦衛・栄蔵来ル、猶帰村之上取調申出候様申渡

同廿四日 右左衛組毘沙吐村組合上武入会之分改免許、血洗島村

組合江廻状深谷継二而出、村岡村長井市太郎来ル、御規則問合

五月廿五日 台村吉田伴七来り、小島村製造人一条内意申越候二

付、当二月中御県庁へ御附札御印附書類忝冊、同村休業願書写

忝冊同人へ渡、妻沼村小池五十郎江回ス

同廿六日 秩父郡大宮郷世話役久保庄左衛門取極、代潤八郎来ル

黛村組合之内金久保村岩田惣十郎免許願来ル

深谷宿須藤清七来ル、松村七平外式人免許、兎玉町組合川部彦

衛来り、再応歩方其外共相改、事実精朗〔通〕二付同人外廿七人免許

願申出候二付、承届候

熊谷世話役石川八郎右衛門江書状差出ス

〔〇〕〔朱書〕北条県山下吉藏与申仁養蚕之義二付来ル、但作州津山也

五月廿七日 黛村組合勅使河原村高橋甚平外式人免許願出

村岡村長井市太郎方々田所治兵衛外式人免許願出

同廿八日 小池五十郎代吉弥来り、小島村事件書付持参

熊谷宿中島佐七・栢屋半兵衛悴来、世話役石川八郎右衛門不行

届二付、人撰替申来

同廿九日

宮戸村組合下仁手村橋本又七夏蚕種取扱伺来ル

黛村組合同村飯塚定藏臨時免許書付持参、上埜金七来泊、同人

知己 博覧会事務局薩属

南部弥八郎 外赤松

同廿九日〔晦日〕新島村新島徳十郎世話役取極調印、寄居町田中新五郎

代人御免許願書持参、不都合二付相返ス

須賀村川島源六代三井八郎来ル

深谷宿新井小一郎・近崎佐吉御出張所之義二付来ル

深谷宿須藤清七来り、同宿二おゐて新夏蚕種商いたし居候者取

押、種忝枚所持之分持参、右名判上野国勢多郡川端村萩原鶴造、

当人上州新田郡八木沼村金井奎右衛門 右村方栗原重三郎

右種忝枚当人俱々島村田島両氏江書送、深谷人足ちん先払熊

谷宿柳沢定兵衛・松本周左衛門・長島庄助・石山新藏・奥堂休

平・坂田清兵衛六人来、世話役石川八郎右衛門代一同請持勤申

来

六月朔日 寄居町田中新五郎息御免許人書上帳、新藏・兵藏兩人

持参、竹井代治助来

記

〔〇〕〔朱書〕伊太利国人

フレシアン

シコギア

右者蚕卵生糸取調之ため明朔日東京出立、別紙道筋書之通通

行致し候間得其意、且先触等之義者外務省より可差出間、都

而不都合無之様取計、尤至急之義ニ付、駅々管轄県江者其駅より前書之趣相届、不取締無之様可致もの也

五月朔日

駅通御役所

中山道板橋駅分

先々各駅役人

追而此触書刻付ヲ以至急継送り、承知之旨別紙請書相添、留り駅分宿継ヲ以当 御役所江可相返事

道筋

東京 熊谷 島村

前橋 高崎 安中

富岡 小諸 白井峠

上田 松代 須坂

高井郡

右之通往返とも通行、最<sup>〔尤〕</sup>帰京之節下仁田村を相廻り候事

右熊谷駅分通達有之

六月朔日 夜第十二字

一、銀四匁 右人足ちん巷里夜中増之分共渡

記

伊太利国人

フレシアン

シコギア

〔<sup>〔朱書〕</sup>〇〕右之者蚕卵生糸取調之為、下名之各処へ罷越候義聞届条、

道筋無故障相通可申もの也

壬申 五月

外務省

道筋

東京 熊谷 島村 前橋

高崎 安中 富岡 小諸

白井峠 上田 松代 須坂

高井郡

右伊太利国人明二日玉井村鯨井江立寄候段被申聞候間、早朝出張相成候様いたし度段、猶通達有之

六月朔日 夜第二字

右二付

六月二日 第六字熊谷旅宿小松屋新三郎江出張

フレシアン

シコギア

附添小林彦助

荒川通桑畑一覽

夫分熊谷江立戻り第十字半

案内

外国兩人、小林・鯨井四人

中島佐七蚕種一覽

同席食事

去辛未蚕卵上等撰之品發生惡、其上遲蚕下価之品發生宜上作有之、右不審之廉其外養蚕事件品々応接

右上品ニ心得買入候向者、奥信其他蚕家へ火ヲ入日数三十日未滿繭作之品、自然蚕卵虚弱故、季候ニより痛早く候、上武

清涼之養更ニ不用、温暖蚕家大日数五十日懸之繭糸強く種強壯、然ニ去未武州至而買人無之、無位下直至而下等之扱ニ

相成候、右桑園地理実地検査可然段演舌およひ候

熊谷駅宅江案内、蚕室繭種緩々一覽

干シ原種并掛合口々相弁し、右穀繭一袋進上

桑葉 市平・こほりん・十文字、三品三袋ニいたし呈

村境分案内人利平・利衛、立会人藤平・孫四郎・勘一郎、古墳

江立寄

同日妻沼村小池五十郎江案内、同所泊外国人  
小林・鯨井  
食事同席

夕方六字川岸端桑場一覽

六月三日 第八字妻沼出立、新戒村荒木重衛方ニ而右同断食事、

蚕種一覽、同恒四郎・村岡嘉平江立倚、八郎次種一覽、中瀬村

斎藤安衛江立寄、河田十郎三同断一覽、夫分島村田島弥平・武

平一覽、荒木分金式両武平江届

本庄宿田村左惣次泊り、信州藤本善右衛門江添書

同四日 第七字出発、勅使河原村荒井佐平次小休一覽、神奈川流鮮

魚三尾呈

「日数三日」朱書神奈川桑場演舌、武蔵・上野境界傍示杭迄案内、銭

三貫弍百五十文本庄分新町迄駄ちん、下ケ落二成、田村左惣次立替二成

本庄駅田村氏山幸ニ而面会、最寄○印会社之義談有之

深谷須藤・飯島両氏江立寄、帰宅

六月五日 寄居町田中新五郎代野本忠平御免許願書持参、右江小

鹿野村柴崎佐平・森久吉両名印形持参、即日罷越様書付渡

入間郡下藤沢村斎藤源太郎・橋本馬次郎兩人、元品川県管下ニ

而製造御免許相願置候処落ニ相成、入間県御庁分御差函ニ而願

来、右書面飯ニ預り置、越中屋倉蔵止宿

六月六日 入間郡大久保村岡野伴次・同森戸村高島幸三郎兩人江、

世話役取極人員高等認、至急出張之書付右

下藤沢村斎藤源太郎外老人江渡ス

河原明戸村飯田與平世話役ニ入、熊次郎・仙之丞三人来ル、現

在製造高当十五日迄調書差出し候様、同村始秩父迄回達出ス

新島村徳十郎始回達出ス

熊谷駅石川八郎右衛門始回達出ス

村岡嘉平来ル、泊、枡太郎熊谷糊付探索

世話役区別

朱書 手人 梅吉

幡羅郡

新島村

新島徳十郎

妻沼村

小池五十郎

同

出来島村

板倉伊佐美

間々田村

青木 忠吾

榛沢郡

手計村

山口 源衛。

榛沢郡

新戒村

〔墨書〕  
〔副相勤候ニ付右  
組ニ而兼勤被成〕

村岡 嘉平

中瀬村

斎藤 安衛

沖宿村

高田平九郎

阿賀野村

富田七郎次

同

深谷宿

須藤 清七

同

宮戸村

金井 総平

児玉郡

上仁手村

茂木 安吉

同

黛 村

萩原 空衛

児玉町

松井 龍作

榛沢郡

寄居町

田中新五郎

秩父郡

大宮郷

久保庄左衛門

同上小鹿野町

柴崎 佐平

同下小鹿野村

森 久吉

同郡

村岡村

長井市太郎

同郡

久下村

〔墨書〕  
管谷源五右衛門。

〔墨書〕  
「此分長井市太郎組へ入」

入間郡

大久保村

賀美郡

沼和田村

長沼孝太郎

岡野 伴次。 埼玉県管下

〔森戸村〕 埼玉郡持田村

高島幸三郎。 三田清太郎

同

足立郡塚越村

高橋新五郎

合式拾四人

総組十式組

六月七日 入間郡森戸村中島孝三郎世話役役入、熊谷清水藤左衛

門方二而取極、同所ニおゐて

御免許人性名書請取

―村岡并勝次郎三人熊谷出張、本町壺丁目松本周左衛門蚕種式

拾六枚糊付ニ付取上、出来島村板倉伊佐美外壺人御免許人調書

持参、右中島孝三郎夕夜中書状下藤沢村夕仮預り置候、書類封

入相廻ス

村岡二泊二成

六月八日 第七字出発浦和馱着、直ニ埼玉県江出張、退庁ニ而用

弁不相成、島田俊介面会谈話

大松屋勝助泊

生産方秋元少属様

埼玉県令野村盛秀様・権参事白根太助様

六月九日 島田俊介同道出県、左之書付差出

〔○〕<sup>(朱書)</sup>当御管下入間県管下一般、蚕種製造方法御免許取扱共、都

而御委任被 仰付掛り場相成、右者差向候義 御管内蚕卵製

造御免許人員書、即時御渡方有之度、此段申上候也

壬申六月九日

大惣代

埼玉県御庁

応接所ニおゐて伊藤権少属・秋元典幸面会、田中桂之助同席

御規則細々相通、右写壺冊呈

御免許人性名書直ニ精帳、自宅江送り候筈

来酉年養種取調之義ハ、来ル廿日迄ニ県庁夕戸長江相達、管内

一般惣高メ纏取送り相成候筈

第一字浦和出立、本町三丁目菊屋藤之助方着

並木勘三郎居合同居、坂井仁平次江書状出、右状被戻候

六月十日 大蔵省租税寮出頭、高梨様面謁、当蚕種減造ニ付而ハ、

国内充備御世話無之候而ハ不行届段厚申立候処、右者大惣代内

江文通ニ而もいたし候様御談有之候得共、書面上ニ而ハ迎も用

弁不仕段品々申立候処、右事件至当之義ニ候間、心得ヲ以澄澤

氏邸江罷越申演候様、御内命有之候

〔○〕<sup>(朱書)</sup>献繭上書共御一覽之上、勸農寮江差出候様被仰聞候

御免許紙急速御下方申立、其余御規則書壺部ツ、大惣代江御回



し相成候様申立ル

右献蘭上書共勸農寮江差出ス、国内充備事件細密申立、伊太利

国人先触写巡邏日記相添差出ス

入間県出張所江立倚事情演舌、足柄県江立倚

坂井仁平次江書状認相頼

塚越村東屋新五郎悴来、並木氏同宿

細野氏小川町ニ而途中面会

六月十一日 小川町大藏少輔洪澤邸江出、不幸取込ニ而、面

謁不相成候二付、建白写差出ス 並木同宿

東屋新五郎十五日出張之筈 袋屋亀次郎行

〔六月八日〕

糊付其他巡邏始

勝太郎

村岡泊

熊谷松本周左衛門糊付種取上候二付、其段一般

回達、新島村始出

手人

同断妻沼村始出

勝太郎

同九日 勅使河原村荒井泊 同人

大宮郷松本庄左衛門代来、印形持参

同十日 村岡在長井市太郎

熊谷田島来ル

同十一日 夕帰ル

台村伴七来ル

小島村式人来ル

同十二日 租税寮江建白書差出ス、大惣代内ニ而可然様取計、国々

呼出し候共いつれニも可致旨御談有之、御世話無之上者私共限

ニ而者行届不申候、呼出し候様被仰渡候義ニ可有之哉否相伺候

処、明日ならてハ相分不申趣二付、並木勘三郎江被仰渡度、其

上方法手配可仕段申立帰郷いたし候

坂井仁平次来ル、十五日宅江罷越候筈、並木大根種貫、板橋

迄同道

第四字東京出立板橋いセ孫泊り

六月十三日 未明出立第十字半川越井上勘兵衛着、直ニ書類写取

置、十二字出立磯野少属様江始末申立書類差出、右明朝迄拝借

小笠原参事様邸江罷越直面謁細密申立、税金取立之分深谷分局

江直様申上御承引相成候、尤明朝出立申立候筈

森戸村中島孝三郎来、横見郡荒子村役人江、蚕種製造人即日井

上勘兵衛方迄出張御用状出ス、夕第六字発

〔朱書〕〇「献蘭上書写・外国人先触、大蔵省江今般建白書共江上ル

同十四日 朝出立、鯨井外壱人江先達而出京中入費御手当金三拾

八円、大蔵省分県江江御下相成居候分請取、来歳原種掃立戸毎

入用書上御沙汰、急回達左之通

〔五月廿八日御布告〕<sup>(朱書)</sup>

蚕種製造之義ニ付而者、今般国々養蚕場より蚕業熟達之者共  
ヲ撰挙いたし大総代申付、實際之所見を参酌し、夫々規則改  
定之上一般頒布相成候得共、兎角従来之弊習も有之、蚕種製  
造人及び商人共、唯眼前之利ニ迷ひ、元方之景状と国内用原  
蚕種之分量とを按算せず、猥りニ外国輸出ニ而已相趨り、終  
ニ上好之蚕種者国内謁<sup>(渴)</sup>乏ニ可立至哉之勢ニ而、実ニ不都合之  
次第ニ候条、向後各地方官ニおゐて大総代并組々世話役江厚  
申論し、毎年蚕種出来之時節組々ヲ以本年之出来高を統計し、  
其地方毎ニ来歳国内用原蚕種之惣数ヲ概算シ、組々之申合ニ  
よりて相当之割合を設け、国内用之手当いたし候上ニ而、外  
国輸出之分を取究候様可致候事

但、年々右計算取調出来候ハ、其時々大総代より地方

官江差出、地方官今当省江相届可申事

附、大総代世話役等無之養蚕場ニ而、原蚕種入用之取

調方者每村戸長ニ而取扱可申事

壬申五月廿八日

大蔵大輔井上馨 印

右之趣村々無遺漏相達、御国用充備原種貯高積心得違無之様  
末々申論、来酉年養蚕戸毎掃立種分量凡見込取調、員数何枚

与屯村限凡積相認差出、戸長ニおゐて小区毎ニ取纏、惣合員  
数取調至急別紙雛形之通精帳、来ル廿五日迄ニ大総代鯨井勘  
衛方江、無相違認出し可申候事

入間県

買取候共可為勝手事

但、本文掃立種之義ハ寄依<sup>(つて)</sup>ニ応、精撰之品ハ何方今

半紙  
縦帳

来酉年養蚕原種取調凡積高書上帳

何村組合

来酉年掃立高凡見込

何郡

一、蚕種何一枚

但、小枚枚数ニ認可申候

何村

一、同

惣合何一枚

右者来酉年養蚕戸毎掃立高凡見込取調書上申候、以上

干支月日

大総代 鯨井勘衛殿

播羅郡玉井村

大総代鯨井勘衛

〔朱書〕

右者蚕種製造方法、生糸并養蚕教示共都而取締候間、自今

同人差図ヲ請可申事

壬申六月

入間県 庁

右管内一般御回達

税金取立之分、都度にて深谷御支庁江相納候段申立候処、右者

本庁江可相納御沙汰、右ハ御分局ニ付、同所江達而相納度段申

立、追而御沙汰 勸農掛磯野様

第十二字出立、荒子村呼出し之事件、中島孝三郎江<sup>(託)</sup>侘ス

和田村ニ而下田権少属様面会 「日数七日」<sup>(朱書)</sup>

中島佐七同道夜ニ入帰宅

〔六月十二日 勝太郎<sup>(挿入紙朱書)</sup>〕

黛村泊り

金太郎

賀美郡金久保村天田庄藏

夏蚕種原紙前売買いたし候ニ付、取押預り書持参

同十三日

寄居町清水森太郎製造人不都合之事件申来

同十四日

〔埼玉県伊藤権少属・秋元典幸両名封状、製造免許人員書島田<sup>(墨書)</sup>俊助<sup>(墨書)</sup>到来〕

河原明戸村世話役與平・三郎現在高書持参

〔中島佐七同道帰宅〕

六月十五日 小鹿野町柴崎佐平悴来ル、免許人員書持参、現在調

書者来廿三日迄日延申来ル

出来島村金谷喜兵衛・押切村羽生屋来り、阿左美<sup>ハ</sup>書状持参

長井市太郎書類持参朝来り、泊

村岡泊、松井龍作書類持参、富田七郎次来ル

山口源衛世話役二人、竹井萬平書状黒田時雨次郎持参

熊谷駅製造調書廿三日迄日延

塚越村高橋新五郎・川島勘次郎来り、泊

坂井仁平次高改、横浜弁天通三丁目丸岡跡出店幸屋——八丁堀

亀島町幸屋成造来り、逗留

御請書

入間県御管下幡羅郡玉井村

養蚕場大惣代鯨井勘衛

右之者今般御管内養蚕場大惣代も兼勤相成候ニ付、巡回有之

候ハ、養蚕之義万事指図を請、製造方不都合之義無之様可

仕旨被 仰渡奉畏候、依之御請印形差上申処、如件

壬申六月五日

第廿三区足立郡塚越村

高橋新五郎

野崎吉太郎

田村 平六

岩井長十郎

川嶋藤兵衛

崎玉県 御役所

右惣代 川嶋勘次郎

六月十六日 宮戸村金井総平・茂木安吉・金井傳次来、現在高精

帳持参、問々田村青木忠吾・板倉伊佐美同断、右精帳認直し不

日持参之筈、外金谷喜兵衛来り、長井市太郎泊り居、右四人相

談有之候由

須藤清七来、精帳日延申来

埼玉県管下上中条村濱島和助御免許事件二付来、島田俊助調印

書持参之筈

新島徳十郎来ル、根岸吉蔵来り、泊

小島村組合詰いまた相付不申候二付、右ハ妻沼・新島組へ組入

候書付、同村役人へ出ス、夕六字人足文六賃せん小池へ書状出

ス

巡邏人組々申談候処、差出し呉候様申之

塚越村高橋新五郎世話役二入

三田清太郎・岡田金兵衛兩人十七日出張書付出ス

同十七日 大宮郷松本潤八郎来り、員数書持参、不都合二付差戻

ス、廿日迄二認直し持参之筈

久下村菅谷源五右衛門代三友甚五右衛門来ル、御免許人員書・

臨時製造書請取、世話役組分二付 品二寄村岡村組へ加入之義

申遣、明十八日来筈

寄居町田中新五郎来ル、深谷須藤江談之上来筈

坂井同道大竹喜太郎帰京

同十八日 坂井ハ馬車郵便急状熊谷江為持出ス

萩原空衛・長沼孝太郎来、現在調書持参

松井龍作代由五郎印形持参来り、右江先般差出候高調書半紙帳

二付、渡認替申遣

新島徳十郎・須永定平来ル、小島村事件申来

小島村名主源三郎代小林太一・野村権次郎来り、小池五十郎組

入之義迷惑願出、細々利解詰り、新島村組合二組入承知、徳十

郎与対談二成

冲宿村高田平九郎来り、右ハ中瀬村組合同帳二而差出候様申渡

三田清太郎埼玉県管下上郷世話役二入、右懸り場十五ヶ村江持

廻り回達認、同人泊、明十九日早朝仕立飛脚文六

上中条村濱島和介製造免許いたす

飯田與平・中島三郎高調書持参

中島幸三郎代平田太平調書其外書類持参

同十九日 上州島村行「日数三日」<sup>(朱書)</sup>田島武平出県留守、同弥平面

会、出京事情并国内充備厚申合、同人掛り場現在高精帳之上猶

申合候筈、書類持梅吉

御規則書十六部群馬県令御下相成候、右県庁御世話因循ニ而此  
姿ニ而八行届候兼候ニ付、深県庁ニ而御所置相成候様武平申出  
候由、右者不都合見込違、兼而御委任被 仰付候事件、諸事持  
限り指揮可致答議論有之

群馬県庁 回達之写

一、養蚕元卵紙何枚

何郡何村

何之誰

内

家内何人

何枚

年々手製種

但、春蚕何枚何分

何枚

買入種

但、春蚕何枚何分

夏蚕何枚何分

一、同断

同何之誰

寄

何枚

但、夏蚕何枚

春蚕何枚

内

何枚手製

但、春蚕何枚

夏蚕何枚

何枚買入

右之通相違無御座候、已上

何村

正副戸長

蚕種之義者本年之出来高を総計し、国内用を手当いたし候上  
ニ而、外国輸出之分取究候様可致旨告置候通、右出来高相調  
として大惣代田島武平・同弥平廻村為致候間、別紙案文之通  
正実ニ取調、同人共廻在之節可差出候  
右之趣区内養蚕世話役共ハ勿論、製造人共之内へ無洩可相達  
候、此回状早々順達留り可相返候也

壬申六月

群馬県庁

管外並旅行一日一円六十銭、管内巡回一日四十銭、滞留中一

日式十三銭半、右群馬県庁令御沙汰之由

長野県管下信州佐久郡岩村田在平賀村世話役岩下喜平与申者、

夏蚕種原紙ニ取、税金銀壹匁五分ツ、取立、種差出し候由

御免許紙継印世話役苗字判捺候答

海外御国用振替大総代性認調印之積

右談判済、夜ニ入深谷須藤泊

竹井代治助書類持参、久下村書類同断

六月廿日 河田文次来ル、巡回人金太郎秩父令婦ル

〔朱書〕蚕種製造人之儀ニ付、別紙之通御達有之、当管下之義者入

間県管下播羅郡玉井村大惣代鯨井勘衛兼勤被申付、養蚕ニ関

する義ハ都而同人取計可申候間、得其意候ハ勿論、蚕種製造

人共御達し之趣厚奉体シ、一己之利慾ニ不迷様戸長より懇切

二可申論候、且又各区村々来酉年入用之原蚕種員数取調之義も、右大惣代ニ而可取調筈ニ候得共、当年之義者手配行届兼候趣ニ付、各区戸長ニおゐて実地取調、来十八日迄ニ無相違租税課江可差出し候、此回章至急順達、從留可相返もの也

壬申六月十日

埼玉県庁

第十六区戸長

追而本文原蚕種員数取調候義ハ、国内用原蚕種物数概算之目途ニ相成候迄ニ而、右ニ付税金等之御沙汰無之候条、心得違いたし不都合之書出し無之様可取計事

六月廿一日 埼玉県・群馬県両庁回達写県庁江差出ス

大惣代印鑑書差出ス、坂井帰京即便ニ詮今日十五分寄局出立

肥塚村・佐谷田村製造人調方書付出ス、竹井内治助江書状

三田江書状、右巡回金太郎持参

熊谷柳沢定兵衛来、調書廿四日迄日延

久下村名主島村藤次郎外壱人来、同村之義者長井市太郎組江加候筈、右長井江書付精帳共封渡ス

中瀬村斎藤喜平・高田平九郎右組高調書持参、泊

十合会社中書同品々者品壳渡候由ニ付、右書付渡

村岡泊、並木勝太郎南筋見廻り帰

県庁分仕立飛脚、操糸改所願川越井上勘兵衛願人、右願書勸業

掛り分御廻し相成

〔右飛脚朱書ちん金式分ト壱貫文相渡ス 但、里数九里分至急ニ付

六月廿一日

倍増飛脚次郎吉

六月廿二日 斎藤喜平外壱人帰ル

長井市太郎来、本田村外式ケ村製造願書持参

松井龍作代同断調精帳持参

新島徳十郎・斎藤吉弥・小島田中源三郎製造調方ニ付来、村岡

熊谷駅江小印之義ニ付行

六月廿三日 〔朱書〇〕深谷支庁江村岡同道出張、御規則御下無之不

都合、并大蔵省分東京府・群馬県等支給御沙汰も有之候へ共、いまた何之御沙汰も無之段申立

糸改会所建白御回答左之書付差上

川越町添年寄井上勘兵衛分、製糸改会所設立之義申立、右建

白書ニ急飛脚ヲ以御回相成見込可申立御沙汰拝承仕候、右ハ

上武信三州之物産改所之義ハ輕薄ニ難心得、規則方法等承札篤く取調候上申上度候間、右願人拙者方江一応御廻し有之度、

此段御答申上候也

壬申六月廿三日

大惣代 鯨井勘衛

入間県 勸農掛御中

村岡分支庁江差出候書付

今般大藏御省の養蚕并蚕卵紙製造方法、厚取締候様被 仰付、夫々支給も被下置候、然処是迄蚕種世話役・村役兼勤罷在、世話役之義者休役、右御用精勤候上ハ村役兼勤候筋ニ無之義ニ存候間、自今名主役御免奉願候、依而ハ休役跡撰拳之義共村方江至急被仰渡候様仕度、此段奉願候、已上

壬申六月廿三日

大惣代 副村岡嘉平

入間県 御支庁

一、御規則老部

右仕立飛脚ニ而御渡

別紙之通御達有之条可得其意もの也

但、管内区中江別紙相達候条、是又心得迄ニ及通達候

事

壬申六月

入間県

玉井村

大惣代 鯨井勘衛江

〔一〕、金老分ト五百文

右飛脚ちん相渡

六月廿三日

差紙

幡羅郡玉井村役人江

幡羅郡玉井村

鯨井勘衛

右御用之義有之候条、明廿四日第十字可罷出候也

壬申六月廿三日

深谷支庁 印

右村役人江

〔右飛脚ちん

一、錢六百元

名主代根岸藤平請書并ちん渡候ニ付、同人江相渡

六月廿三日

間々田・出来島村世話役代岡村庄右衛門来り、高精帳持参

森戸村中島孝三郎代厚川喜代次臨時人免許書追加精帳持参、製造人取押可申出書状渡

小印廿六行田今津江注文行、豊次郎

六月廿四日

〔〇〕深谷支庁江出張、御規則書御下相廻り候ニ付、

及沙汰候由、右者昨日県庁分仕立御回し相成候

税納方申立、金井総平分酉原種帳深谷ニ而受取

飯田與平分同断、間々田村組合同断受取

田中新五郎現在精帳持参、村岡引統詰合、柴崎佐平来り、泊

鎌形村戸長簾藤万衛分酉原種帳持参

東方村栗原定次郎与申者無免許種製造書付、勝次郎持参

島村田島両氏江夏蚕原種分付之廉談書出ス、金太郎

〔此程者罷出匆々失敬、其刻承知いたし候、来酉年養蚕原種戸

每凡見込高取調書上之義、其 御県庁へ回達、右雛形之内夏

蚕何枚何分与有之

予掛り場組々可成丈夏蚕掃立ヲ急、春蚕養慣習いたし候

様精々申諭、地方ニ寄不得止場所ハ薄紙ニ限り取扱候間、

枚数唱無之候

〔右ハ原紙製造御禁止之品、殊ニ無税旁分附無之筋与存候、然

ニ細密之調書上如何

年々手製種与書上之義、無免許人枚数毎戸為認出候ハ、是

又定式手製之分自假濫製不憚事ニ心得違可致哉

右件々御最寄掛り場組より夏蚕書上等等不審之廉申出候者有之

候間、此段及御談候也

申六月廿四日

田島御両家様

猶以御国用充備方法御良按も有之候ハ、被仰越度、懸り場御

国用之分現在高式分五厘方与相見候

御免許紙継見留小印世話役性楷書彫刻いたし候

今般蚕種免許印紙相廻り候ニ付、下ケ渡条、至急可罷出候也

壬申六月廿三日

入間県

玉井村

鯨井勘衛へ

〔右飛脚ちん

金壺分ト五百文渡

六月廿四日夕

右飛脚泊

六月廿五日 熊谷柳沢定兵衛・松本周左衛門来ル、糊付種改拾六

枚返し、全拾枚引上ニ成

中瀬村河田豊次郎・石川五郎平・同武十郎会社同印之義ニ付来、

猶申談来答、小平村根岸文平来ル、小池五十郎印形持参、飛脚

出文六

同廿六日 〔○〕御免許紙御下ニ付県庁行、供使善藏

高沢町井上勘兵衛江着

同夕小笠原様邸江出

小池五十郎代人精帳印形持参、井上着高書上帳同夜認

同廿七日 朝参事様邸江伺面謁、生糸会所并糸繭商人鑑札御下方

共同

出庁、御免許紙海外輸出五万枚御下、御規則書壺冊御下

惣括員数精帳指上、即日 大藏省江御回相願、御免許紙拾六万

之都合ニ御下相願内、国内分三壺、海外分三式、至急深谷御支

庁御回申立



生糸改会所願人御回し申立

大小区村名書拔至急御下申立

種売買願人井上江参  
り候様序二而申置

森戸村中島孝三郎来、右売買願人同人掛り場二付、右売買不苦、戸毎場引之義者不相成段孝三郎江申置、第二字出立途中雷雨、

夜二入熊谷竹井江着、泊

六月廿八日 「日数三日」石原二而島田俊助面会、埼玉県管下世

話役取極候廉、并品々同人願其序江申立置具候様申置帰宅

新島徳十郎来、村岡来

茂木安吉・金井総平、御印税持参、泊

御免許紙継小印

松井 <small>朱印</small> 龍作 <small>高橋<small>朱印</small></small>	新五郎 <small>三田<small>朱印</small></small>	清太郎 <small>森<small>朱印</small></small>	久吉
富田 <small>朱印</small> 七郎次 <small>青木<small>朱印</small></small>	忠吾 <small>板倉<small>朱印</small></small>	伊佐美 <small>柴崎<small>朱印</small></small>	佐平
山口 <small>朱印</small> 源衛 <small>小池<small>朱印</small></small>	五十郎 <small>高田<small>朱印</small></small>	平九郎 <small>久保<small>朱印</small></small>	庄左衛門
長井 <small>朱印</small> 市太郎 <small>新嶋<small>朱印</small></small>	徳十郎 <small>齋藤<small>朱印</small></small>	安衛 <small>須藤<small>朱印</small></small>	清七
茂木 <small>朱印</small> 安吉 <small>長沼<small>朱印</small></small>	孝太郎 <small>田中<small>朱印</small></small>	新五郎 <small>中嶋<small>朱印</small></small>	孝三郎
金井 <small>朱印</small> 総平 <small>萩原<small>朱印</small></small>	空衛 <small>飯田<small>朱印</small></small>	與兵衛 <small>石川<small>朱印</small></small>	八郎右衛門

六月廿九日 茂木安吉・金井総平外老人

税金千五百七拾貳両永三百文皆納、外包歩銀手当、金壹両貳分

預り

御免許紙海外壹万枚渡ス

三田清太郎江海外御免許紙九百五拾枚渡ス

海外添証書彫刻香嵐江頼、金壹分爲持、豊次郎遣ス

東方村恒川龍蔵・橋本吉五郎・村川文平、右者無免許製造歎願、新島村徳十郎・栗原定次郎、右一同来ル、徳十郎分預ケ種事件書付持参

書付持参

順回枘太郎熊谷周旋手当遣ス

七月朔日 河原明戸村飯田與平・中島三郎・来間儀平来、税金

百三拾九両納、御免許紙六百枚渡

新島徳十郎夜二入来り、税金之内金百両預り

同二日 賀美郡七本木村角田啓次郎与申者、場引代勤いたし度段

申来

藤本善右衛門・梅津利助・若尾逸平、右三国江書状

菊屋友之助江向出ス

玉ノ井村鯨井勘衛

右御用之義有之候条、早々唯今可罷出もの也

申七月朔日

深谷支庁

「右飛脚ちん朱書

錢四百五拾文渡ス

七月二日

斎藤佐次郎・須永定平来り、古海村糊付致居、其外前木村・赤舞

岩村二而ハ不憚いたし居候段申之

税納明三日小池持参之筈、御免許紙八百枚渡ス

富田七郎次来ル、税金三百五拾両納済、御免許紙式千六百枚渡ス

長井市太郎税金式百両納、御免許紙千枚渡

新島徳十郎御免許紙式千枚渡ス

深谷支庁江善蔵供使出張

税金千八百拾壹両納

御免許紙四万枚御下

七月三日 中瀬村齋藤喜平・河田角弥・高田平九郎来、御免許紙八

百八拾八枚渡ス、海外

税金千四拾八両式分永五拾文納、外金壹両包歩銀手当金壹両預

り

田中新五郎税金百拾六両納

御免許紙五百四十六枚渡ス、海外

新島徳十郎三ヶ尻村臨時免許人来

今般蚕種場巡回為御用、<sup>(租)</sup>税金寮十一等出仕細野時敏去月廿七

日当所着、翌廿八日出庁、別紙之廉々取調之義依頼有之、甲

州江向即日出立、当七月十日頃二者猶又当所江立戻候積り二

付、右日限前二別紙之廉々取調、本庁江可差出候、且其地江

も巡廻可有之二付、為心得相達置候也

七月二日

入間県

幡羅郡玉井村

鯨井勘衛

一、今般蚕種製造改正規則大惣代世話役ハ勿論、製造人共一  
同旧弊一洗、規則踐行可致哉有無実地検査致度事

附、蚕種製造場而已ニ限らず普通蚕養繁殖為致度事

一、蚕種製造人共旧弊ヲ改御趣意不悖様厚相心得、夜附・糊  
付等粗悪之品濫製不致様御説諭有之度事

一、管内蛹出来高

一、同原種入用高

一、同蚕種出来高

一、同蚕種輸出高

一、同生糸出来高

一、同生糸輸出見込

一、同生糸国内捌見込

<sup>(朱書)</sup>「右飛脚ちん

金壹分ト五百文渡ス

七月三日第二字

右取調方法大急廻達、第一大区ハ七大区迄壹通持廻り飛脚、歌

吉

七月四日 第六字発、第九大区の十一大区迄、文六、第八小区一

般久保島村始廻達、同村迄継出しちん銀壹匁受取、使清次郎

七月四日 須藤清七来り、税金貳拾九兩三分納

御免許紙六百枚渡ス、外金壹分包歩銀預り

板倉伊佐美・青木忠吾税金百三拾貳兩永六百五十文納

御免許紙四千枚渡ス、金壹分式朱包歩銀預り

小池五十郎代吉弥息来、税金百八拾兩三分納

御免許紙八百枚渡、外金壹分包歩銀預り

松井龍作来り、税金五百九拾兩永九百五十文納、外金貳分

永五十文包歩銀預り 泊

御免許紙

金井傳次石持調書持参、三田三五郎同断泊

七月五日 高橋新五郎代原角太郎、税金貳拾貳兩永貳百五十文納、

御免許紙百八拾枚渡ス、外金貳朱包歩銀預り

久保庄左衛門代松本潤八郎来、税金貳百拾貳兩永三百五十文納、

包歩銀手当金壹分永貳十五文預り、御免許紙七百貳枚渡ス

金三千式百兩 村岡嘉平 世話役小印鑑

深谷御支庁江納 持人足金太郎 届

山口源衛来、税金貳百八拾五兩永三百五十文納、歩銀手当金壹

分預り

御免許紙三千枚渡ス

石川八郎右衛門代柳沢定兵衛来、税金貳百三拾兩永百文納、包

歩銀金壹分預り、御免許紙三千枚渡

七月六日 長沼孝太郎・萩原左衛来ル

税金千五拾兩納、御免許紙壹万五千枚渡

八丁河原村内田島吉・組頭新井忠藏来ル、右島吉製造桶川在ニ

而製作之趣

森戸村中島孝三郎代人税金百兩納、御免許紙四百七拾九枚渡ス

三ヶ尻村林忠藏差添嶋野清作貸家ニ而製造歎願、徳十郎同道書

付持参

下原村与頭鶴次郎無免許人製種歎願申来、須藤江出候様申遣

埼玉県庁江西原種因循ニ而精帳いまた出不申候ニ付

〔朱書〕村岡嘉平出庁

先般来西養蚕戸毎原種高前以取調、現在製種惣括貯高所置い

たし候筈之処、いまた御管内原種入用高御沙汰無之候ニ付、

一般海外輸出差留置、御国用充備相整度、依而大惣代副村岡

嘉平出庁為致候間、来西原種凡積員数書即日御回有之度、今

般蚕種場巡廻為御用、租税寮十一等出仕細野時敏様出張ニ付、

別紙生産之内蛹生糸出来高見込共取調之義至急被仰出、凡高

積承知いたし度候、且当製造現在高書上写差上候、右惣括二付、埼玉郡持田村三田清太郎・足立郡塚越村高橋新五郎、右兩人御管内蚕種世話役撰挙、自今勤務候間、此段御届申上候也

壬申七月六日

大惣代

鯨井勘衛

埼玉県

伊藤権少属様

秋元 典幸様

現在高書上帳写

物産調ヶ条書写

右村岡嘉平七月六日出立持参

〔朱書〕  
申合規則奥書

前書世話役区別拾貳組ニ取結、人員貳拾四人調印差上申候、

已上

村岡嘉平

鯨井勘衛

〔朱書〕  
「世話役小印廿四郡村姓名」

御免許紙継世話役小印鑑

大惣代副 小印鑑

大惣代 小印

大総代 印鑑

〔朱書〕  
証

御免許

一、蚕種

海外輸出

世話役

印

右相改候也

大総代

壬申

鯨井勘衛

右雛形之通掛り場限海外輸出御免許改証書、銘々相添出港為致度、然ル上者自然精撰且紛失之向等、相分り候様いたし度段、組々申出候間、此段奉伺候

〔貼紙朱書〕  
換国用  
入間県

五分  
此雛形支庁江

御国用原種充備之義ニ付、現在製造高来西養蚕戸毎原種員数共、国々厚文通および候得共、いまた惣括不相立、然ル処立秋後海外輸出之季節ニ至、右充備難見定ニ付、輸送一時猶予為致置候、乍併掛り場限見積分割仕候而ハ、不公平旁所置難致、依而御国用原種闕乏之分、組々世話役説諭および、海

外輸出御免許之内精良之品御国用ニ換用いたし、充備相立候

様仕度、右印鑑雛形ヲ以奉伺候、已上

壬申七月六日

大惣代副

〔朱書〕右七月八日大惣代副村岡嘉平ヲ以租税

村岡嘉平

寮御掛江伺上候処、御県庁江申立、換御

〔朱書〕支庁江出候書類江者  
右奥書相渡ス

国用御県印彫刻済相届、大惣代手許ニ

大惣代

おゐて押印可致旨、御指揮有之候、方

鯨井勘衛

今海外輸送相発候間、右御印章至急彫

小前田村役人田中鶴吉当人代松五郎来ル、右者上州伊与久村ノ  
世話役田中へ添状も有之候義ニ付、早々田中新五郎江申出候様  
申渡

租税 御寮

達書 埼玉県庁

右書類持参出京村岡嘉平

蚕種製造方大惣代

七月六日出立

播羅郡玉井村

七月七日 長沼孝太郎、八丁河原村組頭新井忠藏・内田島吉、他

所ニ而製種自宅製ニいたし候段、始末書付持参

折之口村役人惣代百姓代根岸忠次郎・下原村同笠原歌次郎、無

当管内製造蚕種紙国内売買海外輸出之分共免許印紙、租税寮  
ノ請取候ニ付相渡候条、早々当県庁へ可罷出候也

免許製造人歎願申来

壬申七月四日

柴崎佐平税金百八拾三兩永五拾文納済、泊

蚕種製造方大惣代

御免許紙三百式拾壹枚渡ス、外金壹兩包歩銀預り

播羅郡玉井村

七月八日 税金六拾三兩銀三匁三田清太郎ノ預り、代人子供使

右熊谷駅ノ到来

大宮郷世話役江細野公巡回沙汰書付、柴崎佐平即便途中ノ仕立

七月九日 右書付写、御免許紙入間県庁御下員数相伺、埼玉県御

鯨井勘衛

下分余分二候ハ、其段 租税寮御掛り江申立、同県今直御

返上之都合否崎玉県江帰郷懸出庁申立候様、本三菊屋友之介ニ

而村岡江文通出ス

三ヶ尻村内田清太郎来、石持原種調印

同十日 税金百両須藤清七納

金貳千四拾五両深谷支庁江納

供使金太郎

差紙

国内壳買蚕種印紙下渡候条、早々唯今可罷出候也

申七月十日

深谷支庁

玉井村鯨井勘衛

〔<sup>朱書</sup>右飛脚ちん四百五拾文渡

猶百五十文、式通ノ書上二付、増渡〕

御免許紙五万四千枚御下

現在高書上帳さし上候

七月十一日 村岡嘉平帰ル、国内換用入間県与彫刻印用尋ニ可然、

海外改状等与国々申合候上、可然御沙汰、埼玉県今 御国用御

免許紙四百式拾式枚、海外同千式百八拾壹枚御下、村岡持参

同日深谷支庁、須原・寺内・坂下三方江伺、夜二入帰ル

御国用免許紙御下回達

同十二日 中瀬村河田角弥江御国用免許紙渡候

河原明戸村へ同断渡候、遅蚕税金三両ト永五拾文納

田中新五郎代橋本平次郎来、国内御免許紙千七百七十七枚渡候、

保田原村鳥塚申兵衛与申者来

善ヶ島村新井市次郎来り、台村十右衛門ノ種七十枚買請行田屋

江出荷届出、同定平種是又買請度由申之

松井龍作・長沼孝太郎夜二入来、泊

同十三日 松井龍作遅蚕税貳両永百文納、御免許紙渡

長沼孝太郎御免許紙渡ス

七月十四日 長井市太郎来、御免許紙輸出改状渡候

金井総平同断

板倉伊佐美同断

同十五日 河田十郎三来、会社印其外共談

坂井今書状着

同夕村岡来

同十六日 熊谷治助江改状渡、遅蚕税納

同日休暇、新島徳十郎・山口源衛・八幡山坂本来

島村田島代勘三息来、泊

左之書付持参、海外式割引申来

〔<sup>朱書</sup>群馬県管下

現在製造高合数

一、蚕種員數拾六万三千三百九拾六枚 製造人千百六拾八人

内 六万七千七百七枚 御国内用

拾万六千六百八拾九枚 海外輸出

右海外之内高式割御免許紙不能、為殘置八月晦日

迄見積候由

〔朱書〕  
来西元年印紙合計

一、蚕種拾壹万九千三百六拾五枚九分六厘六毛

九万四千五百拾九枚三分式厘五毛 春蚕買入分

内 七千四百三拾七枚壹分四厘三毛

五千三百八拾五枚四分五厘六毛 同手製分 但、ハ  
リ紙取之内 夏蚕買入分同断

壹万貳千貳拾四枚四厘三毛 同手製同断

外二佐位・那波兩郡之内五拾ヶ村、追而取調加

帳候筈

栃木県管下

現在製造高合數

一、蚕種四万四千三百五拾壹枚

内 貳万千貳十九枚 御国内用

貳万三千三百廿貳枚 海外輸出

上野巡回掛 十二等

岡田一直様

〔朱書〕  
宇都宮県管下

一、同六百四拾九枚

内 百八十五枚 国

四百三十四枚 海

玉井村

鯨井勘衛殿

御用

大藏省租税寮

細野時敏

蚕種場巡廻御用二付、申談度筋有之条、明十八日午後第二字

迄二深谷宿我等旅宿江出頭有之度候也

壬申七月十七日

大藏省租税寮

細野時敏

蚕種製造大惣代

鯨井勘衛殿

七月十七日 右御用書深谷駅今到来

新島徳十郎税金拾五兩内納、国用御免許紙渡又

須藤清七代江国用御免許紙并海外共渡候

同十八日 深谷駅御旅宿杉田専衛江出張、村岡同道寄居・小鹿野

一同外、中瀬・沖宿・阿賀野・大宮・深谷、阿賀野出張

長沼孝太郎本庄宿役人并八丁河原村嘆願届

御出役御用写差上ル

同十九日 深谷御旅宿詰合、朝支庁江御案内

世話役一般小印鑑本庁江上候分、同所江差上

御国用換入間県印伺雛形同断

石持原種組々書上帳・纏精帳同断、此分須藤江詫(証)ス

現在精帳同断

右御出役自宅江泊、田島弥平立寄出京

玉井村

入間県

鯨井勘衛殿

大藏省租税寮分別紙之通申来候二付、至急出京有之候様致度

候也

申七月一七日

入間県

蚕種大惣代

鯨井勘衛殿

入間県管下

蚕種製造人大惣代

鯨井勘衛

右御用有之候条、至急出京候様御取計可有之候也

壬申七月十三日

租税寮

(朱書)「右飛脚ちん金壹分ト五百文渡ス、飛脚泊

七月十九日 外六百文、宅分深谷迄飛脚賃渡」

先般税納之金中瀬村斎藤安衛封百両、三ッ井組五円廿枚与認、

十九枚壹円壹枚有之金四両不足、支庁分御沙汰有之、右安衛代

喜平分右金四両受取直二相納、村岡持参

(朱書)「山梨県管下

一、蚕種紙四万千八百枚

内 六千四百五拾枚

御国用

三万五千三百五拾枚 海外輸出」

(朱書)「〇」七月廿日 河原明戸村・間々田・出来島・新島村世話役呼

出し、御趣意御達、持田村二泊二而帰ル

腰塚利衛結(証)合第三字出立二成

同廿一日 暁出立本所御船藏前齒神際十七番地小笠原旧邸江着、

泊

同廿二日 小柳丁三河屋与右衛門江尋、田島氏同道

租税寮出頭、外国人分夏蚕買入之義二付

古谷様分品々御談有之、右高四千枚官江買上相渡分

内式千枚信州小岩井茂三郎引受

千枚藤本善右衛門同断

千枚相尋差出候様被仰聞候

右四千枚二限り、余者一切不相渡積御談有之候

夏蚕種為御試檢壹千枚御入用被為在、精品買求可差上旨被仰



渡候処、右夏種之義ハ薄紙江而已、製造先者自用品ニ付、紙大小等も可有之候、右ニ而御用弁相成候ハ、精々相尋上納可仕、此段奉伺候也

壬申七月廿二日

大惣代

田島弥平

鯨井勘衛

租税 御寮

〔朱書〕長野県管下届書

右書部総括

当申原種一万四千式百九十九枚六分

此取繭十四万千零二十四貫三百四拾目

製造高六拾九万式千七百八枚

内訳

来西原種一万七千三百三十七枚

御国用七万八千六百七十式枚五分

海外輸出五十九万六千六百九十八枚五分

東京府下

製種三千五百拾九枚

内 式百五拾五枚

御国用

三千式百六拾四枚

海外輸出

神奈川県下

製種式千七百枚

千四百四拾五枚

御国用

内 千式百五拾五枚

海外輸出

同日 大風雨ニ而瀧澤友之助江泊、並木居合同居

〔朱書〕

神奈川県管下

八王子字小門宿

農萩原彦六店

一、夏蚕種九枚

繭商人

岸野清兵衛

一、同四枚

同 同州日野宿井上 庄七

一、同五枚

同

落合文太郎

右之者共今般御改正御禁止相成候、夏蚕原紙へ製造いたし居候ニ付、其種取上、当人共義ハ其村元名主へ預ケ置、則元名主より当人預り一札取置有之趣 大藏省江伺ひ候処、地方官江差出御規則ニ照準シ、罰金可申付旨被 仰渡候ニ付、右夏蚕種拾八枚半差上候、此段以書付奉申上候、以上

壬申七月廿一日

並木勘三郎

神奈川県 御庁

同廿三日 小柳丁田島江尋留守、御船藏前へ帰、泊

坂井氏手代

平四郎

伊三郎

團野様面謁

小笠原邸守

山本文右衛門旧姫路藩士

通称真之助 泉涌寺手代 牧 三郎

七月廿四日 租税寮出頭、いまた外務省否無之由被仰聞候

小柳町江廻ル、瀧澤友之助江並木同居、泊

小林彦助来、面会

同廿五日 田島同道出頭、浜港立戻り相願候処、外務省今休暇ニ

候共沙汰難計段被仰聞候

三ツ井横浜為替店当時三越与唱店ニ、御規則背戻之種有之、右相改候、但御差図有之候ニ付

預り書之事

てはき中書付

一、蚕種六拾四枚

右之品御免許紙無之、御規則背戻之品ニ付御尋請候、右者武

州多摩郡小山田村小川喜代八殿今預り置候処、相違無御座候、

依之蚕種預り一札差出申処、如件

壬申七月廿五日

大総代

田島弥平殿

鯨井勘衛殿

七月廿六日 第九字鉄道乗込、坂井同道横浜出港、小林面会、六十

四番トセナン、フレシアン、シコキア外式人応接、第六字被招

食事

山田面会、竹井代治助江同夜中品々憑置、未明ニ出

上総(夷牌)すミ郡加納山下産当時海岸通上総屋鈴木市蔵江、坂井一同

談置

同廿七日 小林江面会、第九字蒸気車乗込帰京、菊屋江立寄出頭、

田島出会、三ツ井店御規則背戻之品届書出ス

一、御規則書三拾五冊

右ハ掛り場蚕種世話役共ニおゐて、組々所持御趣意相弁、厚取締候様仕度旨申出候間、書面之通御下渡奉願候、已上

壬申七月廿七日

大惣代

田島弥平

鯨井勘衛

租税 御寮

同廿八日 御船藏前邸江田島来ル、出頭兼帯之筈

第一字出頭、上埜様面謁、御規則書三拾四冊御下、内拾冊田島

江渡候、但瀧澤友之助江預ケ置

外務省江帰郷申遣候処、明廿九日挨拶有之筈、依而廿九日第

十二字後出頭可致御沙汰候

小網町松坂屋ニ而、福島県伊達郡伏黒村小野弥右衛門与申者面

会

通三丁目 イス拾式代金八両買付、伊藤太平江出ス、河中行

小舟丁新道酒店大和屋市藏・上埜金七尋

七月廿八日 福井旧御用達石井太郎右衛門

當時横浜吉田町——

生国秩父郡大宮郷田村郷宮下直右衛門、本所一ツ目千歳町住居

石井手代文七

右一同坂井——柏楼二而開店、条約為取替

為取替申証書之事

一、我等義横浜弁天通五丁目江出店仕候折柄、貴殿義御国元

者勿論、入間御県管内産物売捌方之義、一同弁利相成候、

御良法其所農商之向々江御相談相成候趣ニ付、此度御示談

之上当店貴殿御出張所ニ御用達申、約定致し候所実証也、

就而者御周旋之諸荷物定式公税ヲ引去り、全口錢之内三分

方貴殿江差出、跡七分ハ私方江申請、右ヲ以貴殿并御客来

方食料賄方其外、地代・町入用・召仕給料共仕払致候筈、

且又為荷替金弁利之義精々尽力可仕候、前書之通り御約定

取極候所、聊相違無御座候、為後日為取替申証書、仍如件

壬申七月廿八日

横浜吉田町 石井太郎右衛門

阪井仁平次殿

東京本所千歳町三十番地借

宮下直右衛門

奥州大惣代伺候処、上埜様分書拔御渡

福島県下伊達郡梁川村中村善右衛門

同郡岡村補助田中多喜兵衛

磐前県下田村郡南小泉村後藤隆作

山形県下村山郡山野辺村小松新平

梅津利助分来状

合高拾貳万七千枚

新潟県 無海外  
岐阜県

内 一万三千枚 御国用

拾壹万四千枚 海外輸出

犬上県管下

合高八万枚

内 六万枚 海外輸出

貳万枚 御国用

七月廿九日 出頭、いまた外務省分沙汰無之二付、否有之迄相待

候様被仰聞候、長野県管下小岩井・藤本分、外国人分注文夏蚕

種薄紙六百枚兩様届相成候、右不足之分同県江被仰渡候積、外

務省江御挨拶相成候由

同晦日 並木勘三郎同道出頭、先般海外輸出御届之内、国内用ニ

供し候分、国内御免許紙相用不苦段伺済、越後屋得右衛門預り

種事件、神奈川県江御沙汰相成候段、勘三郎へ被仰聞候、いま

た外務省今無沙汰

松井龍作・金井傳次面会

八月朔日 小舟丁上州屋傳兵衛江行、金井傳次同房松島村栗原虎

吉・橋本弁藏代善助面会、種四千式百五拾五枚、平均三百三拾

式両式分かへ、小舟丁大和屋市藏・堀江丁中田屋仁兵衛江周旋、

直段取極ニ成、瀧沢友之助宅行、立戻り上伝泊、但大風雨也

同日 本丁行、田島面会、上伝江帰り書状認、宮戸村帰郷江頼、

本所江帰ル

同日 早朝三与江行、堀田村丈助帰郷江書付頼、菊屋友之助同

道ニ而堀江丁桑島屋止宿、福島県管下御印紙無之品改候処、御

免許紙持参いたし居候ニ付勘弁、御規則伝達七月晦日御沙汰、

入間県今群馬県江順達之由

夏蚕・再出・掛合之類者可成丈製造致間敷、若製造候もの者

原紙ニ製造候義者不相成、本紙ニ不紛様薄紙可相用旨、蚕種

改正規則中ニ掲載有之候処、右者原紙ニ取製造不致品ヲ、不

及税納儀与心得違いたし、無印紙ニ而売買いたし候ものも可

有之哉ニ相聞、不都合之事ニ候条、売買者勿論自用たり共、

薄紙ニ製造候国内用之免許印紙相渡収税可致候、若違犯之者

者規則ニ照準し屹度可致所置事

但、製造歩合ニ不拘種紙一枚ニ印紙壹枚ツ、張用ヒ、並之

通収税可致事

壬申七月廿九日

大藏大輔井上馨 印

瀧澤氏宅ニおゐて面会、根岸大塚石稻荷前

内田多吉元衛作

〔朱書〕  
一、金壹分ト五百文、飛脚ちん渡候

八月三日 左ニ有之

八月三日 第二字頃出頭可致旨御沙汰ニ付、瀧澤ニ而田島面会、

直ニ出頭いたし候処、退庁相成立帰り候途中高梨様面謁、通弁

外務省今申越、夏蚕種之義小岩井茂三郎方六百枚、藤本善右衛

門方千枚、都合千六百枚ニ而用弁相成候、依而者右兩人江書状

ヲ以申越、海外御免許紙ヲ張持参指上候様郵便ニ而書送り候様、

尤長野県江も相達候旨被仰渡候、大惣代之義已来勸農寮掛りニ

取究り候間、引渡方等も有之候へ共追日ニ而も宜候間、此度之

処者帰村可致旨被仰渡候、右御沙汰ニ付、夫今出張所江出相届

藤本江之書状田島引請、橘丁奥州屋江立寄、瀧澤并大和屋市藏

江談話之上、本所江帰ル

同日 未明出立、衣類入（行李）こり壺（行季）ツ瀧澤江預ケ、夕五字帰宅

同日出荷、荒川出帆

同日 歌吉仕立急飛脚、小網丁松坂屋へ出ス

中瀬村河田江書状出ス、文衛来

上手計村山口源衛江仕立飛脚、文六

〔朱書〕日数十六日<sup>七</sup>〕

八月六日 朝出立、第三字半東京瀧澤友之助江着、直様小網町行、

河重・田島面会、大橋陣平店江河重同道、夜二入本町江帰ル

同七日 大市江行、夫今小網町ニ而小林屋代理兵衛面会、直二帰

港、河重面会

同八日 第十一字フレシアン・小林同道松弥江来、種一覽、見本

式拾枚渡、内拾枚村岡、拾枚自製、直段五百両申遣、否伝信掛

七字申越、瀧澤江届延引認来ル、小林兩人・瀧澤氏泊、山口源

衛来ル

同九日 雨、小林帰港、中田屋仁兵衛江行、古川市兵衛出浜之由、

松弥行、山口源衛同道御船藏前邸江行、山本面会、参事御着相

成居候、山口同道浅草阪井江尋面会为替金千両融通申談、明八

字迄ニ出張否之筈

夜二入本町江帰ル

同十日 雨、八字阪井・石井・滝澤江来、为替金談いづれ与も帰

港之上否之筈、白誼<sup>カ</sup>三古田撰斎来

同十一日 夕小林屋代理兵衛松坂屋江来リ、明十二日彦助金子持

参之趣申越、右者阪井仁平次今口達申込候由

八月十二日 小林屋彦助出京、为替金千両持参候处、山口買付

之内減し相立候二付、金五百両ニ而用弁二付証書認引換、右金

五百両山口源衛受取、小林屋代理兵衛同道同夕出立、帰郷候

同十三日 堀江丁新道中田屋仁兵衛・小舟丁新道大和屋市蔵江、

蚕種売込談、小舟丁にて上埜金七面会

人形丁和田平ニ而古川市兵衛面会、馳走ニ成

同十四日 中仁・大市来、蚕種口々直段取極、売渡品拜見済ニ成、

新戒荒恒来

同十五日 堀江丁久保田屋ニ而、古川市兵衛・浅野光兵衛、外奥

州買入方 三人立会席種口々披見、終日立会

八幡斎藤買付、山口正太郎種小林屋買付、手金式百両中仁江渡

同十六日 中仁・大市行、蚕種代金談之懸合

同十七日 同断取詰懸合、内金千両請取橋本へ渡

同夕金式千両請取

小林屋来リ、買付口破談内金中仁今同人へ返ス

同十八日 金五千両請取

同十九日 残金請取口々分配渡ス

大蔵省出頭、海外輸出事件伺

同廿日 同所出頭、伺書左ニ

本年蚕種製造現在高之内御国用御免許請、来西原種ニ供し候

内、一己贏余之趣ヲ以海外輸出願出候類、御国用惣括充備不

行届闕乏相成居候得共、開港場ニおゐて夫々騰貴および候故、  
猶輸出懇願候義者存候、右取扱方法御指揮奉伺候也

壬申八月廿日 大総代 鯨井勘衛

租税 御寮

〔付札朱書〕〇もの有之、右者私持場内ハ先充備仕候へ共、他国之模様

も相分兼候ニ付、輸出差留置候処、追々開港場ニおゐて騰

貴および候趣ヲ以、輸出之義懇願申出、右者兼而御達之趣

も有之候ニ付、如何取扱可申哉、此段奉伺候

〔付札〕右に上墊様加筆候処、全充備之趣難調段申張書付相下、帰郷之上

組々取調、其上可伺立旨申上、此書付用不申候

右書付相下候、男沼村浅見九平今右事件申立候義、一ト先帰郷

迄取扱不相成段申断

同廿一日 長井・須永出立

〔朱書〕〇同廿二日 村岡嘉平秩父生産糸方法、輸出并取締筋細々申

越

〔朱書〕同人取扱件々左二

一、御免許紙壹万六千枚 但、海外輸出之分

右深谷御支庁今御下渡 村岡嘉平

七月廿七日

〔朱書〕右飛脚之義者 村岡江出、同氏出二成

夏蚕・再出・掛合之類ハ可成丈製造致間敷、若製造候もの者

原紙製造候義不相成、本紙ニ不紛様薄紙可相用旨、蚕種改正

規則中ニ掲載有之候処、右者原紙江取製造不致品者不及税納

儀与心得違いたし、無印紙ニ而売買いたし候ものも可有之哉

ニ相聞、不都合之事ニ候条、売買主者勿論自用たり共、薄紙

江製造分国内用之免許印紙相渡税納可致候、若違犯之者者規

則ニ照準し、屹度可致所置事

但、製造歩合ニ不拘、種紙一枚ニ印紙一枚ツ、張用、並之

通収税可致事

壬申七月晦日 大蔵大輔井上馨

別紙之通大蔵省今達有之候ニ付、此段相達候也

七月

〔朱書〕飛脚賃金壹分ト五百文渡ス、八月七日

申達義有之条、明四日第九字可罷出者也

壬申八月三日 入間県 玉井村鯨井勘衛江

〔朱書〕飛脚賃金壹分ト五百文渡ス、右飛脚泊

右御用状飛脚到来

八月四日昼村岡嘉平出立、出京之趣相届

養蚕大惣代

養蚕大惣代

鯨井勘衛

右養蚕取締向之義ニ付、御用有之候条、来十一日可罷出者也

但、不得止御用相嵩居候ハ、一日ハ延引ニ相成候共、

代人差出し申間敷候事

壬申八月九日

大宮 支序

右飛脚賃「銀廿六匁」

飛脚泊

八月十二日 出京中ニ付、村岡嘉平出立、製糸方法事件一応御請し、伺共相済し十六日帰村

先般勸農寮ヨリ巡廻官員繭取調之義依頼有之、其節直談判も

可有之候、取調出来候ハ、至急書面可差出事

八月十七日

勸農掛

大惣代鯨井勘衛江

「飛脚ちん銀拾八匁、外四百文急キニ付、増之分共渡」

八月廿三日 村岡同道天神下洪澤邸江伺、御留守

同廿四日 山田小十郎来ル、村岡同道天神下出張、夜ニ入面謁、

猶不日出張之筈、御船藏前へ行、小買物

同廿五日 村岡・豊次郎三人鉄道ニ而出浜、六十四番見本蚕種代

受取、小林屋泊、川田屋江立倚

同廿六日 帰京、梁川大惣代中村善右衛門面会

同廿七日 天神下江村岡同道出張、来酉製造方法一休事件ニ付、

国々大惣代呼出相成候由

同廿八日 一同小網町出立、板橋いせ孫泊

同廿九日 雨、鴻巣いせ半泊「崎玉県江出序、日数三日」

同晦日 十一字帰宅 利衛・勘一郎江行、藤平来、善藏泊

九月朔日 与八・善藏種代勘定渡

酉原種半枚代金貳両貳分受取 与八 桑代残金五円受取

同 半枚代金貳両貳分受取 善藏

右預り

同二日

播羅郡玉井村

養蚕大惣代

鯨井勘衛

右養蚕取締之義ニ付、御用有之条、急足可罷出者也

但、他出罷在候ハ、至急呼戻し差出可申候事

壬申九月一日

大宮支序

飛脚賃

一、銀「三拾七匁」渡

但夜中ニ付増之分共飛脚傳八

九月二日 蚕種税金四百七拾両三分式朱銭貳百五十文

右六月廿五日惣括残納、外包装銀共相済ス

外金六両壹分銭貳百廿四文、包分銀 納人村岡嘉平

「是迄合金七千五百式十六両永九百文」

金六両壹分式百廿四文包分銀 一

同三日 出立、竹井萬平江立倚、高澤町井上勘兵衛着

藤平・与吉同居

同四日 出立

(朱印)

換国用  
入間県

右者 蚕種海外輸出御免許請候内、御国用ニ換候御証印先般奉伺、御指揮之通彫刻押印仕候間、右印鑑御届申上候也

壬申九月四日

大総代鯨井勘衛

入間県御庁

鯨井勘衛

今般協議所取設ニ付、議者申附候事

壬申九月四日

議者

一、出立之節八十三等之取扱申附候事

一、毎月五日・廿日出立之事

一、一ヶ月金三円宛被下候事

壬申九月

鯨井勘衛

蚕種製造大惣代申附候事

壬申三月廿二日

村岡嘉平

蚕種製造副惣代申附候事

壬申三月廿二日

右御書付渡邊大属令御渡

勸農掛り令勤受候可書上旨、御沙汰ニ付

鯨井勘衛

村岡嘉平

病氣ニ付代中藤傳三

右三月十九日出立、大惣代撰拳書差上廿二日当所立出京、勤

続罷在候也

壬申九月五日

大惣代鯨井勘衛

入間県御庁

右大惣代月給御下

証

一、金五拾五円也

但 三月令八月迄之分  
壹ヶ月金拾円ツ、

右者大惣代支給御下渡、正ニ受取候也

壬申九月五日

大惣代鯨井勘衛

入間県御庁

証

一、金式拾七両式分也

但 三月令八月迄之分  
壹ヶ月金五円ツ、



右者 大総代副村岡嘉平月給御下渡、正二受取候也

壬申九月五日

大総代鯨井勘衛

入間県 御庁

外出役失費御下方之義者追而取調書上候積申立置様

養蚕事務御用ニ付、御県庁并 御支庁々、御封状持飛脚賃

払并用紙筆墨等、自費ニ相心得可然義ニ御座候哉、奉伺候也

壬申九月五日

大惣代鯨井勘衛

入間県 御庁

右者 其筋伺之上、追而御沙汰

〔○〕<sup>(朱書)</sup> 秩父郡製糸産出方法為設立、明六日当所出立直ニ出張仕候、

此段御届申上候也

壬申九月五日

大惣代鯨井勘衛

入間県 御庁

九月五日 協議所出頭

議者

根岸 武香<sup>(朱書)</sup>〔伴七〕

馬場 順吾

栗原半三郎

北野 智行<sup>(朱書)</sup>〔小六郎〕

〔十月廿日当番〕<sup>(朱書)</sup> 諸井 五衛

竹井 萬平

〔十月廿日当番〕<sup>(朱書)</sup> 鯨井 勘衛

〔渡邊〕<sup>(朱書)</sup> 敏行 善左衛門也

大枝 美福

同 旅籠人足帳式帳、但村岡分共

右御下

同六日 第十字井上出立、供使金太郎、但五日夕着

小川柏屋善次郎泊

九月七日 秩父郡大宮郷鍋屋東右衛門着、山田源内途中分同道、

同日雨降続

同八日 雨降続支庁江出、生糸方法御談、五ヶ市場へ御用状出ル

同九日 晴支庁江出、同夕森岩吉外廿式人江面会、市場規則銘々

認致し候様及談

但、出水川支ニ而ケ所々々差支

同十日 小鹿野町立戻り、明日認持参之筈

票告

〔○〕<sup>(朱書)</sup> 土地アレハ人民アリ、人民集ツテ国ヲ成ス、国ヲ治ムル即

チ土地人民ヲ保護スル所以ナリ、而シテ保護ノ道タル 政府

ヲ上ニ為シ、以テ之ヲ纏合スル無ルヘカラス、是自然ノ条理、

天地ノ公道ナリ、故ニ県官ハ地方保護ノ利アリテ、人民ノ福

益ヲ増加シ、庶物ノ蕃殖ヲ扶興スルヲ以職務トス、其職務ヲ

尽サントスル、遍ク県民ト協議スルニ非サルヲ得ス、曩ニ滋

賀県ニ於テモ此挙アルヲ聞ク、美事ト謂フヘキナリ、今我県

ニアリテモ亦之ニ倣ヒ新ニ議場ヲ開、広ク衆言ヲ採リ、以テ

大ヒニ地方人物ノ福殖ヲ興サントス、請フ県内ノ衆庶斯ニ志

有ラン者ハ、其貴賤大小ヲ限ラス議ヲ把テ上場シ、勉メテ公

道ニ基キ利害ヲ詳カニシ、地方保護ノ權利ヲ助ケ、速ニ文明

開化ノ境ニ進入センコトヲ、其場則ノ如キハ、是ヲ別紙ニ掲

ク

但、期日ノ義ハ、来八月五日ヨリ開場之事

〔右及布令候也〕

壬申七月 一

別紙 協議場開置例則

毎月 五日 廿日

例第八字ニ開キ、十二字ニ鎖ス

置場ノ地ハ庁内ニ於テ一室ヲ設

主掌官員一名庶務課ヨリ之ニ當

議者場ニ上ル主掌官員对接参事

出場各自ノ議者ヲ詳カニシ、主課典事以下ヲシテ共議セシム、

議者ノ軽重大小ニヨリ四課ヲシテ會議セシム

時宜之ニ随フ

議目概略

〔○〕<sup>〔朱書〕</sup> 墾開 治水 修道路 橋梁

水陸運利 物産勸業 賑窮方法

授産 社倉 会社 郷学 病院

貧院 融通会社 以下注意之件、此限ニ非ス

以上

東京府下駿河町深井文四郎方ニ、免許印紙無之蚕種有之候ヲ

見請候ニ付、子細相尋候処、右者神奈川県下武州多摩郡小山

田村小川喜代八、預り品之趣申聞候段申立候ニ付、始末取

札之儀同県江相達候処、右品者羽後国秋田郡川尻村川村永之

助与申者、出京中所持罷在候蚕種ヲ可買受与存候処、海外輸

出印無之ニ付其段相尋候処、右者国許官許ヲ受出京致し、

印紙之儀者当地ニ願請候上、取引可致旨相答候間、買受候

約定致し、同人分預り中免許印紙無之段出訴ニ被及候趣ニ有

之、依而前件之次第秋田県江相達候処、川村永之助養蚕種製

造いたし候処、折節規則改正ニ付、免許印紙可申受之処追々

売買込申季節ニ差向、在所より旧規則ニ依、於県庁相改税金

取立之上、免許印紙者東京出張所ニおゐて下渡し之積、添鑑<sup>〔簡〕</sup>

ヲ以出京為致、出張所ニおゐて印紙下渡候趣ニ有之、然ル上

者双方共不都合者無之候間、深井文四郎今差出候預り証書至

急返戻、売買差支無之様可取計候、此段相達候事

壬申八月

租税頭陸奥宗光

入間県管下播羅郡玉井村

蚕種製造大惣代鯨井勘衛

大藏省今達有之候間、右相達候也

壬申九月二日

入間県

右九月四日協議所御用席御渡二成

〔御達書写本町三丁目瀧澤友之助江出ス〕

九月十一日 雨、大宮支庁江出、会社公選伺

蚕種税金六両貳分、柴崎佐平今請取

外金壹両入用内受取

金貳朱ト貳百文 小印代

六百文

輸出状三十枚代

金七両貳分式朱ト八百文受取

同十二日 十一大区今市場規則差綺苦情申之書付出ル、本庄宿内

野忠平来、小前田ニおゐて製造事件歎願、会社衆議草稿取懸ル

同十三日 会社議目規則草稿支庁江持参

二大区二社設立決談二成、夜二入帰ル

金壹両 森久吉代岩吉今受取

外 入用、但出金之分

金貳朱ト貳百文 小印代

同十四日 二大区江二社取立議目規則調印済

製糸台紙并改方法勸農掛りへ篤く申立置候様、椿様今御談有之

来十九日会社惣代井上勘兵衛ニ而出会候筈

第一字同所出立、野上いつみ屋周蔵泊り

同十五日 野上出立、田中新五郎江立倚、帰宅

中瀬齋藤喜平来、泊り、税金七両貳分取、御印紙百五十枚海外

分渡ス、村岡来り、泊、十六日御印紙三十四枚御国用分渡、三

田清太郎

〔日数十日〕

証

一、金貳拾七両貳分也

右者御県庁今月給御下ケ渡、正二受取候也

壬申九月十六日

村岡嘉平印

本年産出之蚕卵紙優等撰挙相成候条、去々午年民部省今相達

候蚕種褒賞規則ニ照準シ、一國限三位之撰挙執行ひ、右品来

十月晦日迄二当省勸農寮江可差出事

但、本文日限迄二不差出分者、後日二至り撰挙願出候共取

揚不相成候条、其段可相心得候事

壬申八月八日

大藏大輔井上馨

蚕卵紙優等三位撰挙之義ニ付、別紙之通達有之候間、此段相達候也

壬申八月十七日

入間県 印

鯨井勸衛

〔<sup>朱書</sup>〕右熊谷ハ到着

急郵便賃錢四百五拾文渡ス

九月十六日 安次郎来泊、村岡来泊

勘一郎若狭屋事件談判

同十七日 間々田村弥七郎江書状出ス、文六

藤次郎本庄行、村岡帰

同十八日 齊藤喜平来

村岡来、三田清太郎来

横倉弥七郎来り、山田濟金百五拾兩外金拾兩請取預り置

三田・菅谷兩人ハ金六百円、右同断濟金預り

本月四日於 御本庁協議所議者被仰付、出頭仕候間、此段御

届申上候也

壬申九月十九日

鯨井勸衛

深谷 御支庁

〔<sup>朱書</sup>〕〇〕当月三日出立 御本庁江出張、同六日同所出立、秩父郡中

生産引立与して大宮郷江罷越、兩大区中会社規則方法取結、

二社設立、同十五日帰郷仕候、右会社条約御免許願出候ニ付、今十九日出立 御本庁江出張仕候、此段御届申上候也

壬申九月十九日

大惣代鯨井勸衛

深谷 御支庁

右式通書付村岡嘉平江渡、深谷江差出ス

一、蚕種百七拾式枚

製造人武州榛沢郡中瀬村

右御国用御免許之分

河田角弥 外

齊藤喜平買請、海外輸出懇願

世話役齊藤安衛ハ願出候ニ付、奥書左ニ

書載之蚕種御国用贏余ニ付、輸出願出候間、開港場江御添簡

御差出し被下度、奥書ヲ以申上候也

壬申九月十九日

大総代鯨井勸衛

深谷 御支庁

右齋藤喜平・村岡兩人ヲ以、深谷御支庁江差出ス

九月十九日 出立、豊次郎兩人、井上勘兵衛着

同廿日 協議所出頭

根岸 伴七

<sup>参事</sup>權令 公出席品々開化之方法

渡辺善左衛門

協議有之

北野小六郎

秩父十大区会社御免許二成

栗原平二郎

諸井 五衛

十一大区遅参二付、差出し不相成 竹井 萬平

大黒屋二而小野恒三郎面会 鯨井 勘衛  
馬場 順吾

租税寮 入間県管下幡羅郡玉井村

蚕種大惣代 鯨井 勘衛

榛沢郡新戒村

同副 村岡 嘉平

蚕種大惣代

別紙之通り各開港場江御達相成候二付而者、其管轄庁ヨリ

夫々布達モ可有之候得共、猶別紙之御主意篤卜相心得、世話

役其外蚕種製造人共へ無洩説論可致、此段相達候事

壬申 九月十三日

租税頭陸奥宗光

蚕種紙国内用之分全く贏余有之、輸出致し度向者 開港場改

所江申立改印ヲ可請旨、規則二掲載有之候処、既ニ此程国内

全ク之贏余与号し、輸出改印請度旨申立候向不少趣、右者未

タ国内用之原種充否確定不致内、全国之贏余見極相立候筈者

万々無之、畢竟一己之利潤ニ趨リ、全国原種之謁乏<sup>過</sup>ヲ不顧妄

ニ申立候儀ニ有之候間、自今国内用ヲ海外輸出ニ換用候儀願

出候共、聞届申間敷事

壬申九月

大蔵大輔井上馨

右御封状之儘、勸農課分御渡相成候

写村岡嘉平江出入、熊谷石上方着便、夫分郵便

九月廿一日 南久保町権参事邸江伺、面謁

開墾事件書類差出候様御談有之、竹井同道権令公邸江伺、御面

謁

第十二字井上出立、白子亀屋清七泊

同廿二日 第五字白子出立、第七字半小網町松坂屋着、鉄砲洲江

尋

茅場丁分京橋向行、松坂屋二面会候筈申置

同廿三日 雨、横浜行、上埜江尋、山田病氣、福井忠兵衛泊

同廿四日 雨、豊治郎帰京、住吉町式丁目松葉屋江立倚、留守

山田面会金千兩渡ス、金五百五拾兩三田分渡、内<sup>去未種三分一積之分拾五兩</sup>程<sup>九十壹枚分として受取引</sup>

金百五拾五兩横倉分渡ス、金拾五兩山田栄次郎立替入用として

受取書付渡ス

開墾事件依願有之

同所泊り

九月廿五日 帰京、松坂屋泊

小林彦助面会、各国種之内三枚、洋三枚売、右江金拾円請取

同廿六日 天神下邸江尋、細野・宮崎面謁

同廿七日 八間丁小林・京橋竹内、南伝馬丁三丁目山城屋洋服注

文

本石丁式丁目大埜徳三郎時辰計買付

同廿八日 雨、御船藏前小笠原邸江行、面謁懇話、足柄県兩人面  
会、廿九日夕来筈、河内屋江尋、酉養蚕教師雇頼二成、同所泊

同廿九日 瀧澤友之助江尋、同夜福井兩人来

十月朔日 大市江立倚、天神下邸江行面謁、来十五日国々大総代

御召御用状御差出し候由、秩父会社書類預り置、吉岡面会、大

丸横山丁、一讚舎久右衛門丁江廻ル

同二日 雨、京橋尾張屋行、第三字東京出立、さらさ風呂敷包松

弥江預ケ、羽織袴・訪問着、金袋寝服共、板橋い七孫泊

同三日 雨、崎玉県江出頭、杉山親義面謁

一、蚕種製造高合千六百拾三枚

御免許紙千六百八拾三枚

此税金八拾四円拾五銭

外銀四匁式分七毛 包分銀

右者当申製造税取立上納仕候、猶遲蚕遺漏并夏蚕税共取調、

明細精帳追而差上候也

壬申十月三日

大総代鯨井勘衛

崎玉県 御序

換国用  
崎玉県  
五分

来西原蚕種充備之義二付、海外輸出御免許請候内、御国内換

用之義先般雛形ヲ以 大蔵省江伺上候処、其地方官江申立

彫刻済、大惣代手許ニおゐて押印いたし、追而印章可相届旨

被 仰渡候、御管内世話役分右換用願出候間、至急押印相成

候様いたし度、此段奉伺候也

壬申十月三日

大総代鯨井勘衛

崎玉県 御序

右検見二付、長官并生産掛留守中二付、追而御沙汰

一、税金八拾四円新貨式拾銭ト式百匁文納

浦和大松屋出立、大宮くり原定右衛門泊

十月四日 大宮出立、第十字川越井上勘兵衛着、出序、荒蕪御見

分之事件も難計二付、検見野先江相伺候様被仰渡候、大蔵省分

御沙汰別紙取調之廉戸長江御沙汰、来十五日迄拙者方江相届候

様、御達之趣被仰渡候、第一字出立、松山町中島屋富造泊

蚕種・生糸・屑糸・繭生産有之場所、産出高庚午より当申年

迄三ヶ年分年毎総計取調、来ル十月晦日限可申出候、尤右ハ

境<sup>ニ</sup>地利博覧会御用御交際上ニおゐて、御都合も有之候義二付、

其旨趣相心得、各管下其筋事馴候もの共江申付、別紙雛形之

通概略取調、日限通無遅滞有無共取調可差出、此段相達候事

壬申九月廿三日

大蔵大輔井上馨

雛形

庚午年分

何府管轄之内

一、同

同何国ニ而出来高

何国ニテ出来高

同

何貫目

一、蚕種

何枚

合 蚕種

同何国ニテ出来高

生糸

一、同

何枚

屑糸

同何国ニテ出来高

右之通有之候也

一、生糸

何貫目

干支月日

県官印

同何国ニテ出来高

来申年分も書面之振合ニ候事

一、同

何貫目

〔宋書〕  
「日数四日」

何府管轄之内

十月五日 第十二字帰宅、直ニ検見野先江向、別府村々西城村ニ

何国ニ而出来高

おゐて木原様面謁、夜ニ入婦

一、屑糸

何貫目

同六日 郭諸寺地之義ニ付、惣代四人来、春日行

同何国ニ而出来高

坂本傳兵衛来ル

一、同

何貫目

同七日 東京大和屋市蔵代来、原紙四百枚遣ス

同何国ニ而出来高

同八日 田輝孫四郎来、長井江造酒談遣、三田三五郎泊

一、同

何貫目

同九日 三田さし引調勘定、向河原政来

同何国ニ而出来高

神奈川県 埼玉県

一、繭

何貫目

印旛県 足柄県

但、繭ニテ売買之分

新治県 山梨県

入間県 木更津県  
群馬県

蚕種原紙澆立方二付而者、是迄一定之規則布告も有之処、明年之儀者更ニ御詮議之次第も有之ニ付、追而及沙汰候迄澆立方一切指留候条、至急澆立人共江無洩相達可申事

壬申十月二日

大藏大輔井上馨

右之通御達ニ付可得其意、尤澆立人共江ハ右之段申達候事

壬申十月八日

入間県庁

大物代 鯨井勘衛江

飛脚ちん増之分共

一、金壹分壹朱卜貳百文渡

十月九日夜

飛脚泊

小川町原種澆立人明十一日出張之旨、書付出ス

十月十日 深谷宿杉田専衛方江世話役一同惣会、直ニ支庁江伺、

明十一日三等撰拳御立会之筈

〔朱書〕「日数三日」

蚕卵之儀ニ付、品々申談御用有之候間、来ル十月十五日当寮江可罷出、尤各国大物代共一統同日呼出候義ニ付、日限遅速無之様可相心得候也

壬申九月廿日

勸農寮

幡羅郡玉井村

飛脚ちん

一、金壹分貳朱卜三百貳拾五文渡候〔朱書〕「飛脚泊」

十月十一日

夜ニ入増之分

榛沢郡新戒村

村岡喜平

右御用有之候条、明三日第八字可罷出者也

壬申十月二日

深谷支庁

入間県

群馬県

山梨県

蚕卵之儀ニ付而者、兼而布達之趣も有之、且者当春中各県下共更ニ蚕種大物代ヲ設置、厚布告も致候処、爾来景況布告之条々凝滞不都合等之義無之、徹底組々世話役始製造人ニ至迄背戻候、件々等有無、猶此度大物代共呼出し、尋問之積候得共、県官之義者實際日撃取扱候事ニ候得者、其管轄内日撃之儘情本々々々実綿密取調、来十月廿日限り勸農寮江申越候様可致候、此段更ニ相達候事

鯨井勘衛

榛沢郡新戒村

村岡嘉平



壬申九月廿四日

大藏大輔井上馨

十月十一日 寺内少属御立会、杉田専衛宅ニおゐて世話役廿四組

二而三等撰挙多札落札

第壹等

榛沢郡宮戸村

境野 辨蔵

第貳等

同村

境野定八郎

第參等

大里郡広瀬村

後藤保太郎

右四枚ツ、出殻繭三拾粒ツ、何レも箱入ニいたし納候筈

〔朱書〕  
去未年

一等

大里郡熊谷駅

竹井 萬平

二等

榛沢郡新戒村

荒木常四郎

三等

児玉郡上仁手村

阿久戸重平

御規則背戻糊付補製蚕種拾枚

御払下入札

金九両三分式朱卜百文

石原村

島崎 常蔵

金拾両式分式朱也

手計村

山口 源衛

金拾壹両式分ト壹貫五百文

熊谷駅

原田彦兵衛

金拾貳両三分ト式百文

森戸村

中島孝三郎

落札

金拾三両也

深谷駅

須藤 清七

右清七江御払下相成

当国蚕種海外希望騰貴および、国名相立品位進歩いたし候、  
来西製造一國挙而精撰ニ至、益品位相貫度、組々見込良案訊

問左二

一、良種蕃殖品位相揃候方法之事

一、製種適宜之桑園培養方検査之事

一、肥養無之桑樹ヲ以、製造否之事

一、製種之養蚕規則設立勉励之事

一、原種高・桑分量・器機員数充備取調方、蚕室障碍説諭之

事

一、養蚕教示行届候方法之事

一、組々区別境界相立候事

一、同取締方法見込之事

一、製造人之内繭売買御鑑札請候共、製造中生繭取扱不都合

之事

一、新規製造御免許願人之事

其他良案此限ニ非

右条々組々見込否大至急認出し候事

壬申十月

大総代

組々 世話役中

御規則書組々江渡候

原紙漉立人物代關口進次郎来候二付、御趣意相達

副戸長青木傳次郎の書状持参

蚕卵之儀二付、御用談被為在、来ル十五日大藏省勸農寮江出

頭被 仰付候処、此程中の風邪ニ而取臥居、右日限出張相成

兼候、尤厚薬用手当いたし、来廿日迄二者押而も出頭可仕候

間、期日遅延之段 御寮江御猶予被 仰立度、此段奉願候

也

壬申十月十二日

大総代鯨井勘衛

深谷 御支庁

右書付并取上品先般さし上候写、猶又書上入札類式袋さし上

遅蚤・夏蚤取調

(朱書)  
「信陽」

第一等 高井郡岩氷村町田長三郎

第二等 高井郡福島村平野要左衛門

第三等 同郡同村 小林重之助

十月十三日 足柄県官員三人来、坂井・堀江・権参事村田文文息、

藤本善右衛門出京懸立寄

埼玉県管轄下区别

一、第八区分十九区迄

三田清太郎

一、第一区分七区迄・廿一区分廿四区迄 高橋新五郎

十月十四日 菅谷源五右衛門来、山田事件細密伝達、四十七円半

返ス、十式円半渡、香嵐来

同十五日 宮戸村金井総平・境埜弁蔵来、三等品箱入持参、村岡来、

三田三五郎来、兩人泊、馬代十八円受取

武蔵国生産蚕種

第一等 榛沢郡宮戸村

製造人 境野 辨蔵

第二等 同郡同村

境野定八郎

第三等 大里郡広瀬村

後藤保太郎

右者当国蚕種優劣品位御立会之上、惣組世話役一同出席相改

入札いたし、前書三名多札撰挙相成候間、右出殻繭相添奉差

上候也

壬申十月十一日

大総代 鯨井 勘衛

(朱書)  
「澤入間県権令殿」

同副 村岡 嘉平

「宮城同権参事殿」

深谷 御支庁

右桐箱三ツ二入、出殻三十粒箱入三ツ

上書 何郡 村

第一等 製造人

世話役

大蔵省勸農寮江 来廿日出頭仕候間、協議所当日出席難仕候間、

此段 御本庁江御届被下候様奉願候也

壬申十月十五日

大総代

議者 鯨井勘衛

深谷 御支庁

右両通金井総平江頼、支庁江出ス

御管内当製種海外輸出之分、御国内換用御証印之義、先般奉

伺候向輸出差控置候処、売買差支右懇願申出候間、至急換用

御所置被下度候、当節大蔵省勸農寮江出頭被 仰付候間、御

用済之上奉伺候也

壬申十月十五日

大総代

崎玉県 御庁

十月十六日

右三田江渡ス、精帳取調御印紙残取調九百五十枚封

均陂来

村岡嘉平

御用候条、明十七日第八字出張可有之候也

十月十六日 深谷支庁

十月十七日 同人深谷江出張、三等撰挙書御宛名認替ニ付立戻り、

同夕持參、同宿泊、横倉弥七郎来、預残五円渡右済精帳認、小

池・新島江税取立書状出ス

同十八日 飯塚弥七郎行

小池税金百拾円納、新島来、村岡泊り、精帳調印、残税村岡江

渡

十月十九日 出立、板橋い七孫泊り

同廿日 大蔵省租税寮出頭着届、高梨公面謁、出張所江着届、菊

屋江立倚、夫分出港、小林屋江行、洋種代六拾六円請取、山田

小十郎江先書割賦送り証書不都合之段嚴談および、四ヶ年送証

引換改受取、同所泊り

同廿一日 帰京菊屋江立倚、小柳町式丁目伊勢屋傳次郎江宿所相

定、明廿二日第十一字大惣代一同出頭御書付到来

同廿二日 第十一字十七人出頭、細野氏取次

古谷租税助殿分御談話、当申国々大惣代取扱振銘々書取、明後

廿四日迄差出し候様被仰渡、尿紙御免許建白一覽、右者是迄通

可然旨申立、製造人之内生繭取扱一切不相成様いたし度旨申立

十月廿三日 大雨、書類認

同廿四日 第十字一同出頭、銘々取扱振認書上、夫々数奇屋橋外  
行

出京前十七日国々大惣代横浜江御呼立、翌十八日商社ニおゐて

租税頭古谷・同助渋澤・高梨 元長官々製造方原種雛形一覽、

税調等御沙汰

頭邸清すミ町三ツ井裏江伺出不苦由

東京府下

新潟県下

並木勘三郎

刈谷 改次

群馬県下

志賀県下

田島 弥平

清水 九平

長野県下

磐前県下

藤本善右衛門

後藤 隆作

筑摩県下

宮城県下

一條磋五郎

中村 東記

山梨県下

福島県下

若尾 逸平

中村善右衛門

代

村田八郎兵衛

山形県下

岐阜県下

小松 新平

宮川五平次

坂田県下

入間県下

安藤定右衛門代

鯨井 勘衛

工藤良右衛門

新川県下

横浜売込商社

武部 尚志

野沢屋惣兵衛

郡内屋四郎右衛門

鈴木屋安兵衛

小橋屋善右衛門

三国屋 清蔵

小松屋平兵衛

亀屋 善三郎

柴屋 清五郎

八人

同廿五日

租税寮

至急

小柳町二丁目

伊勢屋傳次郎方二而

蚕種製造人大惣代一統

申談御用有之間、一同之内申合、両三人此書付披見次第可罷

出候也

壬申十月廿五日

租税寮

蚕種製造人大惣代一同

右御沙汰二付出頭

藤本善右衛門

掛 細野 一條磋五郎  
 外豊岡 刘谷 改次  
 福島 未着無之 清水 九平  
 磐前 山形 鯨井 勘衛  
 新川  
 宮城

右来酉原種惣括差出し不申二付、大惣代取調書有無申立候様、  
 其余 司法省分取上品目利人取極置候様御談

同夕細野邸江行、深更帰、村岡着

同廿六日 清住町邸江伺、小笠原面謁

長野県布達

蚕種紙三百枚以下ハ 金三兩給金与立

但、四百枚ヨリ千枚迄百枚ニ付壹兩増、仮令ハ千枚ナラ  
 ハ金十兩ノ給金、千枚以上壹万枚迄五百枚毎ニ金壹兩  
 ノ増、壹万ナラハ千枚ニ拾兩与、九千枚ノ十八兩与ヲ合  
 二十八兩ノ給金、一万枚以上八千枚毎ニ金壹兩ヲ加へ、  
 二万枚ナラハ一万枚ノ二十八兩与壹万枚ノ十兩トヲ合  
 テ、三十八兩ノ給金也

但、壹組壹人候共三人ニ候共、一組限本文ノ員々給金

可割合事

一、永四百文 世話役 旅費司当

前書之通御取極相成候間、世話役触元へ早々相達可申事

一、五月十五日以後ハ、世話役旅費一日永四百文宛下渡候

間、出庁ノ日数取調、触元分可差出事

一、当月十七日以後出庁ノ分ハ出立帰着帳

御役所ニ差置候間、御用伺ノ上相印可申事

一、外御用兼務ニ而罷出候分ハ旅費不被下候事

一、蚕種一枚ニ付永三文ツ、世話役ニテ取立、触元ニ而取束

可相納事

右之通相達候

大惣代

壬申十月十二日

藤本善右衛門

十月廿七日 石井彦右衛門・宮下直右衛門秩父会社ニ付来、河善

行、北条県山下吉蔵来

同廿八日 司法省裁判所分使者来

同廿九日 大雨、細野邸江行

同卅日 司法省裁判所出頭七人

取上品見分濟

博覧会事務局江出張

同夜広小路鳥八十江山下吉蔵ニ被招夜十二字帰

司法省官員面謁御立会

北条県山下吉蔵

大八木大解部

種原蘭三ヶ年調之義ニ付出京中

荻野権大解部

御沙汰、村岡へ申遣

検事局

〔朱書〕  
一、金壹分ト五百文

近藤民之助 元目附役也

十月晦日飛脚ちん渡ス

大久保義制

從來蚕卵製造人用來原紙漉元之功拙、兼而心得可然在様ニ付、武蔵国深谷・岩代国福島・信濃国上田、右三ヶ所最寄ニおゐて漉元共巧者、国所・名前等面々入札を以早々当寮江可申立候也

十一月朔日 書類草稿

壬申十一月五日

租税寮

同二日 出頭田島・鯨井・藤本・中村伺書、田島・鯨井二通差上、

御請

原紙漉立其外品々御談有之

一、原紙漉元巧拙国々撰挙可申立御達書奉敬承一同申合、明

同三日 養蚕検査仕立、深川清住丁江田島兩人出張、同夜雨

後七日可奉申上候也

同四日 雨、横山丁行

十月五日

藤本善右衛門  
鯨井 勘衛

蚕種大惣代

田島 弥平

田島 弥平

田中太次兵衛

鯨井 勘衛

藤本善右衛門

中村善右衛門

十一月七日 一同出頭、漉元巧拙書付差上

申談度義有之候条、明五日第十字出頭可致候事

右村岡同道兩人出頭、申合規則明九日迄認出し候様被仰付候、出張江出、令公宿所本所式ツ目、津軽屋敷表門先左江曲ル所ノ

壬申十一月四日

租税寮

向

十一月五日 右四人出頭、原紙漉立方御談

規則書認夜十二字後迄

原紙御規則書百六十冊御下、大惣代拾冊ツ、分配

同九日 申合規則書・検査表差出ス

上田掛宮崎金子 深谷増田白井 福島 細野

十一月八日 小柳町着来状

蚕種大総代江

今般原紙製造一定之規則相立、於当寮漉立相渡候ニ付而者、

今般学校興立之事務兼勤拜命名代請いたし候ニ付、別紙御書付御届申上候、宜敷御承引是祈候

尚其内掛り官員出役御談論可有之、僕同様兼勤拜命ニ付左

様御承知、成功ヲ奏し候様可仕奉存候、頓首

十一月五日

栗原必拝

鯨井入間県議者名

跋 小子も租税課当分出仕兼地券事務取扱拜命仕候、

此段御風聴申上候、以上

議者 鯨井勘衛

学校興立向事務兼勤申附候事

壬申十一月

十一月十日 検査表江添伺書差出ス、藤本出頭

同十一日 本所津軽屋敷脇澤令公江伺面謁

同十二日 申合規則草稿為見合御下之分返上

鯨井 田島 藤本

太陽曆御発行ニ付、蚕種之称左ニ

春蚕ヲ 本種

夏蚕ヲ 再養種

再出ヲ 本再種

掛合

風穴

右四品者薄紙ニ限製造

右ハ太陽曆御発行ニ付、前書之通蚕種之称号改正製造被 仰

渡、一同差支無御座候、此段書付ヲ以奉申上候也

壬申十一月十二日

大惣代

租税御寮

藤本善右衛門  
田島 弥平  
鯨井 勘衛

十一月十三日 品々申合

同十四日 藤本・鯨井・村岡出頭、澁元原紙精粗一覽

同十五日 裁判所出頭、田島・藤本・鯨井・並木・村岡取上品正

否見分

榛沢郡上手計村

裁判所大解部江席上伺書

夜付八枚 栗田宇平

一、御規則背戻御取上

夏蚕原紙六枚

売買共罰則相成候ニ付而ハ、

同郡矢島村

右品製造欺売渡候代金

夏蚕拾枚 板倉長七

御取上相成義ニ御座候哉

右之分帰郷之後取調候事

奉伺候

右者遠隔売買手数ヲ経、元方不分明且不容易引合旁ニ付、時宜

所置いたし候外無之趣

薄紙製造大惣代ニ而下渡方租税寮江伺、所置懇話有之

同十六日 横網古谷邸江田島兩人出張、面謁無之

同十七日 大雪、薄紙製種事件書類認

同十八日 右書類持参、田島・藤本・鯨井出頭

古谷森澄今改所巨細規則認差出し候様被仰渡

同十九日 改会社規則認、細埜来、明廿日原紙掛一同出立之由

同廿日 改所規則調印、一條・工藤出頭差出ス

神奈川県下都筑郡宿河原村關山五郎右衛門新大惣代拜命来

十一月廿一日 小網町行 〔朱書〕十一月廿一日

金壹分卜五百文渡ス、繭糸取調御用

同廿二日 腰塚傳九郎面会、山下吉藏来

同廿三日 刈谷・一條・清水・渡辺・中村出頭、帰郷之廉伺

深川行

同廿四日 清水・小松外五人出頭、左之書付持参

乍恐以書付奉願候

一、今般改曆御頒布被仰出候二付、私共一同立戻帰国新歲賀

節仕度、然ル上者組々製造凡積御免許願高取調、御支配県

庁江差上同帳持参、来新二月十日無相違一同着御届申上候

間、一卜先帰郷御聞届被成下度、此段奉願候也

壬申十一月廿四日 国々 大惣代一同調印

租税 御寮

右御聞済、明後廿六日兩三人出頭可致旨被 仰渡候

同廿五日 幸橋御門内博物館江出張一覽

国々押合製造御免許願帳雛形認

十一月廿六日 鯨井・清水出頭、博覽会事務局今大惣代出頭申越

候間、申合三四人可致旨被仰渡

租税寮 勸農寮 〔課〕

蚕種大惣代

申談儀有之候条、即刻租税寮勸農課江一同可罷出、此段申達候也

壬申十一月廿六日

右御書付二付一同出頭いたし候処、右博覽会江出張之義二付申

達候間、同所江即時出頭可致旨被仰渡、近郷其他遠国之分帰郷

伺御聞届、小網丁行

博覽会江 田島・中村・石川

国々養蚕方法可書上旨御沙汰

租税寮今一同帰村御聞済

同廿七日 鯨井・藤本・後藤、幸橋博覽会事務局出頭、養蚕方法

書日数七日之内二郵便二而差送候筈

掛り南部 豊次郎来、松弥泊り

石川 干鯛談事

同廿八日 東京出立、浦和大松泊

〔朱書〕「日数四十一日」

同廿九日 崎玉県飯島権大属宅江伺、夫今出庁



残税金式拾壹円三拾五錢納済、外銀壹匁六厘七毛

記

一、製造惣合式千百拾枚

内 五百五拾七枚

御国用

千式百七拾一枚

海外輸出

外夏蚕・再出薄紙製造式百八十式枚

御国用

御下御印紙差引過

九枚海外輸出返上之分

壬申十一月廿九日

大惣代 鯨井勘衛

埼玉県 御序

一、御印紙四百拾九枚

御国用

是迄余荷合之分、御下受取

海外九枚返上之分有之

同県大惣代 川島梅坪

同人江遅夏蚕製造巨細書御印紙共相渡筈

御用済之上出立、上尾細井弥市泊り

十二月朔日 帰宅

〔朱書〕  
「日数三日」

同日 三五郎来

〔明治六年〕  
第一月一日 祝賀、鎮守拜礼

同日 蚕養草稿

同三日 右養草認上、博覧会事務局江熊谷郵便ヲ以出入、賃三百

文、竹井面会

同四日 根岸面会、小松屋泊

福島様面謁

同五日 雨帰宅

同六日 終日書類認

同七日 熊谷ニ而渡辺・福島・福田三公面謁、夫今出県、井上泊、

萩原大属江書状栗原今頼ニ付届

同八日 出頭、協議済、令公江伺

糸蛹三ヶ年調至急認上之事

地券事件

世話役更代伺之事

秩父会社市場之事

同九日 萩原大属江伺

同日帰宅

生糸仕立方之義兎角粗悪濫製ニ流れ、本邦銘産之声価ヲ滅却

いたし、御国損不少儀ニ付、夫々取締之方法等取設申度、就

而者別紙名前之内身代も相応ニ而、村方説得方も行届可申程

之人物御撰、来ル廿日限当寮江御差出し可有之候、此段及御

達候也

壬申

租税頭陸奥宗光



入間県権令澤簡徳殿

記

武州秩父郡金崎

山田万兵衛

同 小鹿野村

渡邊 周藏

同州児玉郡本庄宿

松坂屋伊兵衛

同 榛沢郡小川

辰巳屋治兵衛

同

青木傳次郎

同州秩父郡名倉

森 伊 平

同 大宮

關根 彦助

同州同郡井戸村

岩田儀右衛門

同州榛沢郡血洗島

渋澤 宗助

一月十日 川嶋梅坪来、猶十五日来筈

深谷杉田専衛方組々集會出張、製造願雛形ヲ以一同伝達、泊、

同夜新戒村江飛脚

同十一日 同断

糸蛹高調精帳、村岡分支庁江上

同十二日 支庁江出、原紙御掛り江伺夕方帰宅、村岡同道泊

生糸取締之義二付

公撰人

秩父郡小鹿野町

榛沢郡血洗島村

渡辺 傳八

渋澤 宗助

同 大宮郷

児玉郡児玉町

井上久之助

坂本金十郎

同 同松本重五郎

榛沢郡深谷宿

比企郡小川村

島田小十郎

青木傳次郎

八人

児玉郡本庄宿

松坂屋伊兵衛

右之者可然与存、此段奉書上候也

一月十二日

大惣代 鯨井勘衛

澤入間県権令殿

宮城入間県参事殿

新年松かさり取払後、物造りと唱繭玉飾ニ他人之桑株ヲ盜候

を縁起与唱密ニ伐取、右ヲ村々戸毎ニおゐて繭玉をさし来候

悪弊有之、畢竟有用之桑樹ヲ空敷伐捨候而已ならず、盜去り

候義自今断然御禁止、桑樹ヲ以無用之虚飾不致様被仰出度、

且近来路傍之境桑無謂刃物ヲ以伐捨候族有之、妄之至ニ候間、

見掛次第取押可訴出段、村々江至急御布告被成下度、此段奉

願候也

一月十二日

深谷 御支庁

大総代 鯨井勘衛

〔裏表紙〕

鯨 井 熙 (印)

二 明治六年(一八七三) 公用記

〔表紙〕

公用記

明治六年

」

第一月一日 吉辰祝賀

同二日 蚕養草稿認

同三日 右養草博覽会事務局江熊谷郵便ニ而出、賃三百文払

竹井・根岸面会、小松屋泊

同四日 学校掛福島忠殿面会

同五日 雨、帰宅

同六日 書類調

同七日 熊谷ニ而渡邊・福島・福田・竹井・栗原、小松屋ニ而面

会、松山昼飯、井上勘兵衛泊

一月八日 協議所出頭、根岸・北野・馬場・鯨井県令邸江伺

糸蛹三ヶ年調至急認上、村岡江申通候事

世話役更代書面ヲ以伺、下札

右役入更代共取扱、追而相届候旨御沙汰

地券論之事

秩父会社市場規則奥印追而致し候事

生糸仕立方之義兎角粗悪濫製ニ流れ、本邦銘産之声価ヲ滅却致し御国損不少儀ニ付、夫々取締之方法等取設申度、就而ハ別紙名前之内、身代も相応ニ而村方説得方も行届可申程之人物御撰、来ル廿日限当寮江御差出し可有之候、此段及御達候也

壬申

租税頭陸奥宗光



入間県権令澤簡徳殿

武州秩父郡金崎

秩父郡名倉

山田万兵衛

森伊平

同 小鹿野村

同 大宮

渡辺 周蔵

關根 彦助

同 児玉郡本庄宿

同 井戸村

松坂屋伊兵衛

岩田儀右衛門

同 榛沢郡小川

榛沢郡血洗島

辰巳屋治兵衛

渋澤 宗助

青木傳次郎

右之外ニ而も至当之者、人撰書上候事

但、六七名ヲ限り候事

一月九日 地券掛萩原大属江伺、夫々帰宅

同日 川嶋梅坪来

深谷杉田専衛方世話役惣会ニ付、同所出張、泊

同夜村岡方江飛脚出ス

同十一日 三ヶ年糸蛹調精帳村岡分支庁江出ス

御免許願組々伝達ニ付泊

同十二日 支庁江出、原紙掛江伺

生系取締之義ニ付公撰人

秩父郡小鹿野町

榛沢郡血洗島村

渡邊 傳八

渋谷 宗助

同 大宮郷

同 深谷宿

井上久之助

島田小十郎

松本重五郎

児玉郡児玉町

比企郡小川村

坂本金十郎

青木傳次郎

児玉郡本庄宿

松坂屋伊兵衛

右之者可然与存、此段奉申上候也

一月十二日

大惣代 鯨井勘衛

澤 入間県権令殿

宮城入間県参事殿

右深谷支庁江出ス、同夕村岡来泊

新年松飾取払後、物造りと唱繭玉飾ニ他人之桑株を盗候を、

縁起与唱密ニ伐取、右ヲ村々戸毎ニおゐて繭玉をさし来り候

悪弊有之、畢竟有用之桑樹ヲ空敷伐捨候而已ならず、盗去り

候義自今断然御禁止、桑樹ヲ以無用之虚飾不致様被仰出度、

且近来路傍之境桑無謂刃物ヲ以伐暴し候族有之、妄之至ニ候

間、見掛次第取押可訴出段、村々江至急御布告被成下度、此

段奉願候也

一月十二日

鯨井勘衛

深谷御支庁

一月十三日 明細精帳調、善蔵泊

同十四日 同断

同十五日 同断、新戒村分精帳筆者来、村岡泊

同十六日 同断、同

同十七日 同断、同夕帰

同十八日 島村田島氏江書状出ス、松井免許帳持参、雪降

同十九日 本庄宿田村来、其外組々来

同廿日 第二時深谷飯島方江田島出会、新規製造扱振談

同廿一日 精帳筆者在家師匠頼

村岡同道富岡出張、荒井泊

「<sup>宋書</sup>金老円 右者去壬申裁判所分御下之分田

島今届受取、村岡江も同断

同廿二日 富岡着、製糸場拜見、佐のや泊

○同夕租税頭陸奥殿旅宿江伺

原紙代価ハ新貨式拾銭、御免許料同十銭

内国用十五銭御下之由被仰聞候

○同廿三日 洪澤栄一殿着、同夜伺

新規製造ハ一ヶ年試験之趣

原紙中書名判付共惣而御買上、戸毎遺漏無之様伺

今般御買上御確定相成候

收税局御鑑札之義申立

同廿四日 曉出立、深谷原紙御懸り江伺、帰宅

同廿五日 村岡来、精帳仕立、在家筆者雇

同廿六日 同断、免許願并品々調

同廿七日 同断、豊治郎金子取落、須藤来、商社願奥印いたす

同廿九日 明細精帳并御印紙差引帳・当御免許願帳惣括、残印紙

返上共村岡江渡、取落金高認届

右支序江出ス

〔朱書〕金拾六円竹井分洋ツホンチヨツキ代其外注文ニ付預り〕

一月三十日 出立、いせ孫泊

〔朱書〕金九円 協議所給竹井澹如分請取〕

同三十一日 午前八時後小柳町着直二 租税寮江着相届、夫今

中村同道東京裁判所江出頭、大解部大八木殿・権大解部萩原殿面

謁、夏蚕薄紙之分大惣代江下渡相成候二付而ハ、右御印紙御下

方租税寮江伺候上ならてハ差支候段申立、来二日否之筈、御掛

青山殿

二月一日 租税頭邸江伺、留守

同二日 中村同道租税寮出頭、御印紙御下方伺候処、裁判所江下

候様被仰聞、夫分直二裁判所江出頭、右之分相届候処、御印紙

丈裁判所江下、税金者大惣代二而取立納之段、猶租税寮江出頭、

右申立伺済、其段裁判所江又出張申立、御談筋行届候

同三日 朝清住町邸江伺

租税寮出頭、古谷殿面謁、旧原紙極印有無二不拘御買上之旨厚

申立、書付差出し候様被仰聞候

同四日 並木・田島・鯨井三人出頭、無極印原紙一般御買上懇願

建白書古谷殿江差出ス

至当之義二付、漉元原紙二準、取扱方所置可致段被仰聞候

辛未三等優劣褒賞、去十一月書付差上候廉伺

壬申年用蚕種原紙贏余名判、又ハ内書等無之極印打据有之

分二限、原紙売捌所ニ於一定之代価ヲ以買上候筈、壬申十月

中及布告置候所、此度名判内書等有之分共二買上候条悉皆取

調、三月初旬より信州上田・武州深谷・岩代国福島原紙売捌

所江差出し可申、此段更ニ相達候事

但、商人并製造人所持之原紙無極印分ハ、規則照準処置可

致事

明治六年一月

前書之通布達相成候、為心得申達候也

租税頭陸奥宗光

蚕種製造大総代江

二月五日

同六日 青木同道小石川伝通院内

同七日 生糸惣代深谷島田小十郎外三人連立出張所江出、夫令右

同道租税寮出頭

生糸取締方法関係否伺掛り、四谷殿

蚕種会社規則御下之義申立、古谷殿

二月七日 澤権令殿免職、福岡県令被任

宮城参事殿、宮城参事小池権参事殿奈良県同、右式部寮江御召

御沙汰

同八日 本所津軽屋敷前令邸江伺面謁、竹井江詫し置候文宣王像

売却代同邸江相届候様御憑有之、同夕竹井江書状、ヘンケチ出

ス

租税寮

勸業課

田島武平  
鯨井勘衛江

申談義有之候間、明九日午前第十時当課江出頭可致事

二月五日

同九日 右兩人出頭、原紙精粗鑑定

記

壹等

一、原紙見本四枚

内 式枚 小川村  
壹枚 増尾村  
壹枚 五明村

貳等

一、同見本三枚

内 壹枚 角山村  
壹枚 青山村  
壹枚 安戸村

三等

一、同見本壹枚

腰越村

四等

一、同見本貳枚

内 壹枚 腰越村  
壹枚 日影村

是者寶ノ子扱方異り候故歟、裏面ニ筋目有之、此

儘ニ而ハ御採用難相成、右漉立方相改候様被仰渡候

ハ、御用弁可相成存候

一、同見本壹枚

御堂村

是八至而粗製二而御採用不相成品二候

右之通鑑定仕候、以上

二月九日

大惣代

田島武平

鯨井勘衛

租税 御寮

二月十日 材杢町河善江立倚、夫夕婦

同十一日 休暇、村岡男来

〔原紙百五十号〕

是迄用來候蚕卵原紙、当壬申年用殘紙贏余之分、原紙売捌所

二於而一定之代価ヲ以買上候条、蚕卵製造人所持之分ハ大総

代二而取調、漉人并商人所持之分ハ其管轄庁二而取調、極印

有無共仕弁書ヲ以、来ル十二月十五日限租税寮可申立事

但、蚕卵製造人名判、又ハ内書等有之候原紙ハ、仮令極印

有之候共買上二不相成候事

壬申十一月四日

大藏大輔井上馨

租税寮

小柳町二丁目

至急

伊勢屋傳次郎方二而

申談御用有之間、即刻可罷出候也

第二月十二日

租税寮

蚕種大惣代

追而申合兩人罷出候而宜敷候事

二月十二日 右御沙汰二付直二出頭

新夏蚕原紙之義両度製種同紙二而宜候哉、仕分候方二候哉御尋

二付、御印章判然御仕分分之義申立、原紙買請出張大惣代二ハ旅

費御下

運輸入費里数二応御下渡之義相願

御掛宮崎殿

生糸鑑定秋蚕御尋

四谷殿

同十三日 裁判所出頭

御取上蚕種御払下之分ハ、東京府ハ御廻し二付、右品惣再検査、

第九時出頭夕迄終日

同十四日 租税寮出頭

裁判所検査事件相届

旧原紙極印有無共買上之義伺

古谷殿

二月十五日 出張所江出

同夜山田小十郎来泊

〔伊太利国在留中山総領事へ可差立製糸之義、各県とも上中



下各掛目式十目ツ、成丈速ニ外務省へ可差出旨、同省并  
租税寮分達有之候間、精良之糸早々差出候様可取計、尤外  
務省ニ而御買上相成候間、此段申送候也

二月十五日 入間県勸農掛

同十六日 右同人一同海陽亭行

鯨井 勘衛  
並木勘三郎

〔<sup>(朱書)</sup>金壹分ト五百文、飛脚ちん十六日渡候、但生糸取調ニ付、御  
沙汰〕

同十七日 雪雨降

租税寮出頭、御規則背戻品御払下之内、糊付補製品之義申立、

山繭種上ル

古谷殿

裁判所出頭、御印紙未相廻候ニ付、其段伺具候様御談有之ニ付、  
猶又租税寮出頭伺候処、今朝回答書御差出し候由

大八木殿

裁判所江立戻、右之段申立

信濃国小県郡

塩尻村

塚田茂兵衛組

同村鈴木徳兵衛

右名前之もの同村ニ

有之哉藤本江尋、

書付差出し候事

勸業課分生糸御規則式冊御下

お玉ヶ池ニ而千足会社与唱候者取締之義御談有之

四谷殿

夕刻右相尋候処、不相分

同十八日 司法省東京裁判所出頭

並木勘三郎  
鯨井 勘衛

御下蚕種之内

御印紙千式百九拾八枚 御国用

右之分御下取揚品御下分口々姓名書江請印、税金取立租税寮江  
直納御沙汰 外二宮川五平次江も御沙汰有之

御下人江者切手御渡し相成、見合与して御印鑑御下

大八木大解部殿

二月十八日 勸業課出頭、裁判所御沙汰申立

壬申蚕種製造人銘々取調、及十九日中可差出旨御沙汰

四谷殿

福島徳三郎来、五ヶ村金談問合有之、同夜山田小十郎来

租税寮

勸業課

神田小柳町伊勢屋傳次郎方

御用向

蚕種大惣代中

申談候義有之候間、明十九日第十時蚕種大惣代一同出頭可有  
之候也

明治六年二月十八日

勸業課

同十九日 第十時一同出頭、油製印肉害有無御談、明廿日書付二

而申立候筈

新規製造国用海外共御免許御取扱御採用之由

宮崎殿

白井殿

高澤磯右衛門男来泊

清水キ太郎来

夏蚕御下之分、品川江下ル

二月廿日 御下渡春蚕種之分ハ、神奈川県庁江国用換印証書相添

下渡候、其他夏蚕薄紙御印紙ヲ張税金取立下渡候

壬申并当製造高書并油製印肉相用不差支段相認、一同連印租税

寮江差出ス

出張 尾見幸三

青木秀實

蚕卵原紙江相用候印肉之義蜂蜜製酒製之品相用、可成丈油製

之印肉相用間敷旨御規則ニ御座候処、蜜製酒製之両品ハ押印

之上文字判然不仕候ニ付、一同衆議及候処、油製之肉相用候

迎別段蚕種ニ弊害ハ無之候間、此段衆議之上御届奉申上候也

一同

同廿一日 竹井・川島来

崎玉県山田典事其外一同海陽亭江行

竹井同道本所緑町澤邸江出、同日横浜迄発足ニ成留守、神保小

路洪澤邸江同断伺留守

同廿二日 川嶋梅坪・松本源十郎同道租税寮出頭、同夜林田同道

神田屋江出張、山田首馬・同与喜馬・渥美面会

同廿三日 朝竹井同道大埜江行

御下蚕種渡濟ニ成

同廿四日 三ッ井国立銀行ニ而為替取組蚕種税持参出頭、同日取

込ニ而納濟不相成

国々養蚕方法可認上旨御沙汰

古谷殿

二月廿五日 前夜雪降、河村来、面会

田島武平

勸業課

外五人

申談義有之候条、明後廿七日朝十時出頭可致候、此段申達候

也

二月廿五日

田島 武平  
鯨井 勘衛

並木 勘三郎

中村 善右衛門  
藤本 善右衛門  
若尾 逸平

同廿六日 伊勢屋今年頭二而一同会入、雨降続

瀬戸物町古川江尋

同廿七日 出頭、国々番号之義左二

御掛

古谷殿

全国養蚕製種區別番号御組立二付、考按可申立御沙汰奉拝承、

右八郡名を以区分番号被 仰付、一同差支無御座候間、此段

奉申上候也

二月廿七日

鯨井 勘衛

田島 武平

藤本善右衛門

並木勘三郎

若尾 逸平

小松 新平

刈谷 改次

租税 御寮

二月廿七日 裁判所出頭

御下蚕種切手返上

大解部大八木殿面謁

同廿八日

勸業課

鯨井 勘衛  
外三人

申談義有之候条、明後二日第十時出頭可致候、此段申達候也

二月廿八日

鯨井 勘衛  
田島 武平  
並木勘三郎  
中村善右衛門

三月一日 前橋黒崎長平来

同二日 右四人出頭、中村不参也

〔朱書〕銀式拾式匁、明細帳調二付

三月廿二日飛脚ちん渡、県庁へ

申合規則書御下、三人調印可致旨二候へ共猶予申立、右書類持

参、夫々衆議

追而調印可差出御沙汰

同三日 出頭

鯨井 勘衛  
田島 武平  
並木勘三郎

右規則調印之義、五日迄御猶予申立

御掛 四谷殿 一同大衆議

同四日 雨降続、一同衆議、同夜規則中改正増補廉々認決議

三月五日

租税寮

勸業課

御用向

小柳町二丁目伊勢屋傳次郎方  
蚕種大惣代中

申談候義有之候間、明五日十時大惣代之内恚兩人出頭可有之

候也

三月四日

租税寮

勸業課

規則改正増補書上、出頭

四谷殿

鯨井 勘衛  
田島 武平  
藤本善右衛門

古谷殿

原紙御掛り、製造願高一同認、明七日無相違差出し候様御談有之

宮崎殿

細野殿

白井殿

其外三人立会席

同六日 小川町裏神保小路清水崎太郎江尋

同七日 製造高書上持参、出頭

藤本善右衛門  
中村善右衛門

明後九日迄二御免許願出無之向ハ、当製造採用不致段、県名書

抜御下

細野殿

同八日 御免許高取調書上方猶予歎願

鯨井 勘衛  
工藤良右衛門

一同分憑二付出頭

〔<sup>(朱書)</sup>銀式拾式匁、明細帳調二付、飛脚ちん、是者鯨井・村岡

〔<sup>(青書)</sup>兩人分〕「但村岡分出し飛脚也」

御免許願遅延二付、原紙高積差支候間、若原紙間二合候節者、

去壬申現在高二引合下渡候積之旨被仰聞、孰れ明九日一同書付

ヲ以、猶予相願候筈

細野殿

外原紙御懸一同

原紙裏面自己押印等いたし候向者品取上

右之廉申合規則中江加候積

三月九日 一同御免許高書上方猶予歎願

熊谷竹井分書状藤屋源太持参、<sup>古金掛目十五日三分届、</sup>但鐔注文之分也

同日 川島榎坪掛り場御免許願猶予書付代兼認持参出頭、細野殿

辛未三等種賞典之義、伺書出ス

四谷殿

竹井分依頼日報社新聞局出張、三

月分真中氏分送り候二枚ヲ合五枚

ツ、馬車便送り候筈

中瀬村文右衛門来、同人江託し竹井江書状并新聞三枚遣ス、中

瀬村文右衛門

一、崎玉県大惣代川島榎坪義老母発病二付、帰省御聞届相成、

同人分私江依頼有之候処、当製造種凡積御免許惣括御趣意

奉拝承、郵便ヲ以急報いたし、至急取調不日御届可申上旨

及通達候間、寛典仰御沙汰御猶予奉願候也

大総代

明治六年三月十日

川島樺坪代兼

租税 御寮

鯨井勘衛

辛未年蚕種御賞典伺

第一等

旧忍県管下

武州大里郡熊谷駅

竹井 萬平

第二等

旧岩鼻県管下

同州榛沢郡新戒村

荒木常四郎

同県管下

第三等

児玉郡上仁手村

阿久戸重平

右者辛未年武蔵国製種優劣撰拵三位之分、旧忍県分御差出し相成、右品者御下相成候得共更ニ御沙汰無之、隣国褒賞之例も有之候ニ付、右組々事情伺呉候様申出候間、去壬申十一月書付ヲ以奉伺候間、御沙汰奉拜聴度、此段奉伺候也

明治六年三月十日

大惣代

租税 御寮

鯨井 勘衛

服部殿

鯨井 勘衛  
並木勘三郎

外壺人

三月十一日 大雪

明十二日第八字東京裁判所江出頭御沙汰

同十二日 東京裁判所出頭

鯨井 勘衛  
藤本善右衛門  
並木勘三郎

御柙品之内鑑定

同十三日 天神下細野氏江見舞、瀬戸物町古川尋、河善江行、同

夜三田三五郎来、金十円時貸

三月十四日

十三日御沙汰

勸業課

鯨井 勘衛

外四人

申談義有之候条、此程下渡置申合書類持参、明十四日朝第十時当課江出頭可致候、此段申達候也

三月十三日

鯨井 勘衛  
田島 武平  
中村善右衛門  
藤本善右衛門  
並木勘三郎

右五人出頭申合規則改正増補書上之廉書入、本書認調印被命候

古谷殿

同夕清水崎太郎江尋、泊

同十五日 申合規則并検査表共一同調印持参、出頭 古谷殿

御下蚕種税納帳再精帳差出又 上埜殿

鯨井 勘衛  
藤本善右衛門  
改次 刈谷

同十六日 芦葉同道河善行、夜二入帰、同日本石丁大埜江古金

十五目五分五厘渡、鏝注文

同十七日 出頭、御下蚕種稅納書上

製造凡積高書上

証

一、金六拾四円九拾錢

但壬申年蚕種稅

証券式拾五円

新貨拾円

新札式拾五円

金札四円九拾錢

右者東京裁判所二而御下渡相成候処、御印紙稅之義者御寮

江直二可相納旨被仰渡候二付、右之通上納仕候、以上

明治六年三月

大総代 鯨井 勘衛

同 並木勘三郎

陸奥租稅頭殿

上埜殿江差出入、明後十九日納切手持參候様御沙汰

凡積製造

一、御免許高式拾七万式千九百三拾式枚

武蔵国十三郡三駅四ヶ町百八拾ヶ

村製造人員千三百四拾九人

同新規

一、同五万五百七拾式枚

同 三駅四ヶ町百四拾八ヶ村

製造人七百九拾七人

合高三拾式万三千五百四枚 製造人員式千四百四拾六人

内五万三千百七拾三枚御国用 右世話役式拾式人

式拾七万三百三拾壹枚海外輸出

外 夏種薄紙式千七百八拾七枚

右者当製造御免許願出候間、此段御届奉申上候也

入間県大総代

明治六年三月

鯨井勘衛

租稅 御寮

四谷殿

蚕種一國限三等優劣撰挙

第一等 置賜県

西広合村

市川喜聞太

長野県

福島村

小林丈之助

置賜県

来田村

〔<sup>朱書</sup>〕第二等上 長野県 横山仁右衛門

福島村

平野要右衛門

中 同町岩永村

町田長三郎

下 群馬県島村

栗原 勘三

第三等上 福島県

岡村

田中太郎兵衛

中 入間県

宮戸村

堺野 辨蔵

下 福島県

八卷佐次兵衛

明治五壬申五月製作

御国産蚕種上品三等

金五千疋 武蔵国榛沢郡宮戸村

堺野辨蔵

右御国内蚕種上品製造致し御国産品等ヲ進候儀  
二付、為御褒賞下賜之

明治六年三月

大蔵省

第九大区二小区

榛沢郡宮戸村

堺野辨蔵

去壬申年武蔵国一等之蚕種致製造御国産品等ヲ進  
候二付、為御褒賞金五円下賜候事

明治六年三月二十五日 入間県

第九大区二小区

同村

堺野 定八

金三円

第八大区

大里郡広瀬村

後藤保太郎

金貳円

右同文二而下賜候事

三月十八日 写真行

同十九日 出頭御下蚕種税納

印紙課上墊殿

記

一、金六拾四円九拾錢也

但、壬申蚕種稅

右受取候也

明治六年三月十九日

租稅寮

大惣代

鯨井 勘衛

並木勘三郎

方江

申合規則中遺漏之廉々相認、一同押合調印之義伺候処、認持参  
いたし候様御沙汰

四谷殿

三月廿日 出頭 同日一同茅丁写真行

右書付差出し候処、調印二而上候様御沙汰

四谷殿

仏蘭西蚕種御下

古谷殿

出張所江出

同廿一日 休日、清水行

同廿二日 左之書付刈谷江頼差出ス

凡積御免許

一、原紙三拾貳万五千五百九拾四枚

内五万四千貳百九拾八枚

貳拾七万千貳百九拾六枚

外夏種薄紙貳千七百八拾七枚

製造人員貳千七百七拾貳人、右世話役貳拾貳人

右者当製造新旧凡積御免許県庁御聞届、惣括高報知有之候間、

此段再御届奉申上候也

明治六年三月

租稅 御寮

大惣代 鯨井勘衛

三月廿二日

租稅寮

勸業課

大急

至急申談義有之候条、即刻出

頭可致候、此段申達候也

三月廿二日

兩人即時出頭、歐羅巴原種ノ繭(宋書)当壬申献繭云々御尋二付、庚午

今養立候廉々認上候

青木帰国御沙汰

鯨井勘衛

青木秀實

神田小柳丁

伊勢屋傳次郎方



服部殿

同廿三日

原紙流用不相成御沙汰ニ付、差支之廉々申立

四谷殿

同廿四日 出頭

原紙大惣代掛り場限流用

願書付差出ス

青山殿

陸奥殿

同廿五日 小舟丁大市面会

同廿六日 柳島隠所江尋、旧県貸附事件取扱向依頼有之、竹井江

書状出ス

各府県江御触

去壬申年用蚕種原紙贏余之分、内書有無不拘目方一貫目ニ付、

代金一円廿五錢ト相定、最寄売捌所ニ於テ買上、且各府県ヨ

リ持越候入用為手当、当年限原紙一貫目十里ニ付、新貨二錢

五厘ノ割合ヲ以被下候ニ付、管轄限取纏差立候、貫目里数等

詳細取調書相添差出可申、此段相達候事

明治六年三月十二日

租税頭陸奥宗光印

第四百号

蚕種原紙売捌規則、昨壬申年第三百卅一号布告ニ及候処、

別冊之通改正シ更ニ頒布候条、自今右規則ニ従区々之処置

無之様可取扱事

明治六年三月十五日

大政官

第三十二号

蚕種原紙之儀、規則之通売捌所ニ於テ一定之代価ヲ以売下

候ニ付而ハ、養蚕家ノ内ニハ代価即納難渋ニ相心得候者も

可有之哉ニ候得共、一家之産業ニ候上ハ、兼而夫等之覚悟

可有之ハ勿論之義ニ付、代価引換之積、兼テ管下江不洩様

触示置可申、此段相達候事

明治六年三月十四日

大藏大輔井上馨

三月廿七日 出頭

鯨井 勘衛  
藤本善右衛門

蚕種弁書上

新規製造海外輸出願不都合ニ付、削去り候様御談有之

右ハ三月十九日宮崎殿分御規則ニ無之ニ付、内外共御免許御採

用之段稔与承知仕、其段報知いたし、取調願出候云云申立

四谷殿

鯨井 勘衛殿

入間県出張所

過日申出有之候、蚕種新規云云願書本県分着到相成、則勸業

課江進達いたし置候処、少々尋之廉申談度候間、出庁有之度、

此段申入候也

三月廿七日

租税寮

勸業課

鯨井 勘衛

藤本善右衛門

申談義有之候条、明廿八日朝第十時当課江出頭可致候、此段

申達候也

三月廿七日

三月廿八日 出頭

鯨井 勘衛  
藤本善右衛門

新規製造願、海外輸出不相成御規則云云御談、古谷殿懇話有之

凡積高県庁分差出し候事与相達有之段御談二付、県庁分差出し

候方御用可然旨申立

熊谷殿

出張所江出、右云云申立

同廿九日 新規製造海外輸出御禁止御布告相成候趣二付、辞役願

書差出ス

右ハ不容易義二付、長官二伺、追而御沙汰

四谷殿

租税寮

大惣代江

勸業課

申談義有之候条、四五名申合、明三十日朝第十時当課江出頭

可致候、此段申達候也

三月廿九日

同三十日 出頭

御規則書御下

四谷殿

青山殿

同三十一日 右御規則返上出頭

新規製造云云伺

藤本兩人辞表願下候様同人江御談し有之趣

四月朔日

同月二日 出頭

大総代辞役願書御下

新規製造云云書取ヲ以伺

右辞表御下之義、出張所江届

御国用充備方法等一已申立

同三日 出頭

新規製造伺書、旧地之文字改

上武信甲陸羽近等組番号認上被命

鯨井 勘衛

田島 武平

藤本善右衛門

芦葉伊右衛門

清水 九平

田島 武平

鯨井 勘衛

田島 武平

藤本善右衛門

尾見 幸三

山口八兵衛

鯨井 勘衛

藤本善右衛門

田島 武平

小林悌三郎

古谷殿

(朱書割印) (朱書)

「千七百四十六号」

大惣代之儀、從來蚕種製種或ハ蚕事養蚕等、種々相唱来不都合二付、以来蚕種大惣代与称呼いたし候条、其段可相心得、且右之趣ハ管轄庁も可申立置事

明治六年四月三日

租税頭陸奥宗光

(朱書)

四月四日 出頭

組番号書上

約盟書御下

藤本善右衛門  
村田八郎兵衛  
刈谷 改作

四月五日 帰郷伺出頭、豊治郎来

同六日 吉田喜四郎行、原種七枚并個定為代価金三拾円受取預り

同七日 柳島邸江行、旧地村々取扱依頼有之二付、竹井兩人江書

付請取之、同日朝豊治郎帰

同八日 出頭

帰国伺、番号荒川組江幡羅・榛沢江加願改

鯨井 勘衛  
藤本善右衛門  
山口八兵衛

黛萩原李衛来ル、組分申聞候

四ツ谷殿、原紙内書武藏与認候義伺、御聞届御沙汰

同九日 出頭

鯨井 勘衛

賀美郡神流川組与改候二付、萩原分書付取之調分相願、御聞届

二成

組分国々相除外一統帰国御聞届

養蚕検査表四千三百五拾枚御下

(朱書) 「千七百四十六号」

(朱書) 「ク」一、蚕種大総代称呼御印書

(朱書) 「千七百八十八」

(朱書) 「ヤ」一、新規製造云云伺御聞届御印書

(朱書) 「千八百六十号」

(朱書) 「力」一、養蚕検査表御施行二付、世話役江御手当御印書

(朱書) 「ヨ」 外印鑑帳御雛形

右御本紙正二預り置候也

四月九日印 (朱印)

入間県大惣代

鯨井勘衛

四月十日 大総代一同出頭、帰郷御沙汰

租税頭陸奥宗光殿

同 権助古谷殿

一同御面謁、御国用充備注意御規制徹底尽力云云、御懇話有之

今般各県大総代御用済帰郷被仰渡、帰着之上至急製造凡積御

免許高改取調奉書上候二付、御国用闕乏相成居候分、銘々増

高注意致し候様御告諭被為在候ハ、全国充備行届、海外輸

出減数いたし、両全之策与奉存候間、此段不憚忌諱奉建言候、

已上

大惣代 鯨井勘衛

四月十日

租税 御寮

御印紙願帳云云別ニ差出不申候而、不苦旨御沙汰

深谷原紙売捌所江 御規則相廻し、事情申通候様御沙汰、原

紙小印押印之上売下候様御沙汰

古谷殿

検査表八拾枚川島榎坪分御下

来十二日出立帰郷

出張所江届

(朱書) 新潟片町

(朱書) 町室町忠蔵

四月十一日 検査表并衣類共箱入荷造陸運出し、国々通信規定為

取替

同十二日 未明出立五時熊谷着

県庁江帰郷届

上山殿

同十三日

同十四日 深谷原紙掛り江出 増田殿 細野殿 宮崎殿信州へ来、面会

租税助殿へ被命候原紙小印之義申立

同夜熊谷竹井泊

同十五日 県庁江事件細々御届

服部三蔵竹井二而面会、善蔵来泊

同十六日 吉田善四郎江原蚕紙送ル

川島榎坪来り、御趣意伝達

検査表八拾枚渡ス

同十七日 村岡来泊

同十八日 (朱書)

入間県

幡羅郡玉井村

鯨井勘衛へ

(朱書) 熊谷ヨリ里数ヲ計

規定ノ賃可払事

蚕種製造免許願物括帳、先頃大総代より差出候書面、租税寮

江差出置候处、右調方粗漏ニ付、左之通調直し之義談有之候

間、迅速夫々御達相成候様致度候

大惣代差出之帳冊体裁

何百何拾枚

何郡何ヶ村

製造人何人

斯取束ね調相成候得共、右二而者不都合二付、何郡何村誰与一人別二可取調答二有之候由、右者大総代鯨井勘衛義者相心得居候得共、同人此程出京之折柄不在中余人取調二付、右様不取調有之候趣、本人此程局江罷出、申聞候義も有之候処、過日同人帰村いたし候二付、其段御含迄二申遣置候也

四月十五日 東京支庁

別紙之通東京支庁今申越候二付、申談候義有之候条、至急罷出可申候也

事務局

雑税掛



四月十七日

〔朱書〕  
右飛脚ちん

錢四百五拾文渡候

十八日

四月十八日 出県御規則其外書類持參事件細々申立

上山殿  
磯野殿

凡積精帳美濃紙用紙式拾帖罫紙壹帖御下、同日清水藤左衛門方

惣組集会、御規則申達、組々区画取極

同十九日 同断会談、管内区画絵図御下、代価九百五文

同廿日 同会

同廿一日 令公邸江伺

同廿二日 協議会所、北石川

県令殿 三造・諸株肝煎廢止

岡本殿

萩原殿 兎取締、桑茶苗

出席  
竹井

間野殿 世話方云云

吉田

学校事件

鯨井

根岸  
馬場  
北野  
渡辺

○道路開拓建白

右養蚕發生農事繁忙近二付、当分川岸迄取扱橋々取広ケ御沙汰被仰出候様

去壬申畑方永納倍增二付、右金高之内二分方資本金与して御下

二付、桑ヲ先与し、茶ヲ次与し、右興立方法厚御談有之、右元

会社設立規則銘々書取、来廿八日熊谷駅二おゐて会議之筈

同夜九時退出

四月廿三日 帰宅、馬場来、中瀬斎藤外一人来、手計山口来

同廿四日 世話役二人

同廿五日 前田寄附地云云郭内申談

同廿六日 資本勸業会社規則草稿

武州藩羅郡

武州深谷宿蚕紙売捌所出張

玉井村

蚕種大総代

鯨井勘衛殿

至急

増田敬喜

細野時敏

納原紙検査之義、今日迄者田島武平出張之処、明廿七日より  
兩日程持場世話役会合ニ付、出張差支<sup>(衍)</sup>支之由申立候、然ル  
ニ原紙澆村々聊事故有之、納方遅延ニ付嚴敷及沙汰、漸一兩  
日前より日々収入之手続相成候折柄、手不足ニ而検査不撈取  
様ニ而者甚不都合之筋ニ付、多端ニ者可有之候得共何様ニも  
操合、是非明日より兩日程之処出張検査有之度、此段申入候  
也

明治六年四月廿六日 租税寮十一等出仕細野時敏〇

租 税 中 属 増田敬喜〇

鯨井勘衛殿

四月廿七日 深谷原紙売捌所出張、同夜帰ル

足柄県大総代山口八兵衛来、深谷泊

同廿八日 勸業資本之義ニ付協議出張、清水泊

同廿九日 同断

会社原稿差出 速水賢林<sup>(カ)</sup>同夜来

梟令殿 同日出席

吉田市十郎  
竹井澹如  
北野智行  
鯨井勘衛

荻原大属殿

同卅九日 会社申合規則草稿協議、同夜速水・吉田・竹井三名令

公邸<sup>(江)</sup>伺、御草稿御下

五月一日 速水松山行、吉田婦

山口県貫族<sup>(属)</sup>元士族藤山金近来、寺内殿<sup>(添)</sup>書持参、同夕帰

同二日 組々凡積御免許帳持参、村岡来泊

山下吉蔵外一人来、三田来

同三日 組々来、長井来、会社談、田島弥平来、夜二入大雨

同四日 西大風、久保庄左衛門来、黛忍保来、村岡泊

北条県貫属 山下吉蔵<sup>(依)</sup>頼ニ而養蚕伝習入<sup>(熟)</sup>午時来

同五日 朝村岡同道深谷原紙御売捌所江出張、田島武平面会、寄

居田中来、同夕村岡同道帰、同人泊

同六日 書類取調、京屋芳兵衛来、村岡泊り

忍士族ノ女来、板倉来

山下吉蔵来泊

五月七日 協議出頭

旧陣屋会所、加藤殿出席

警女云云、梓字案文、茶店旅宿、協議

村岡同道出庁左之書類差出、熊谷迄山下同道

<sup>(朱總)</sup>今般御改正蚕種製造御規則御発行相成候段奉拜承候、右御規

竹井澹如  
馬場順吾  
鯨井勘衛

則毎戸徹底犯則無之様仕度、御管内三十区世話役三十名、并私共合三十式部御下方、至急 租税寮江被仰立、組々江御下渡被下度、此段奉願候也

明治六年五月七日

蚕種副惣代

村岡嘉平

同大惣代

鯨井勘衛

入間県令河瀬秀治殿

〔宋書〕  
右改二通差出

一、蚕種取締御規則三拾部

右ハ御管内蚕種製造区画番号相立、荒川組第一番々三十番二区分致し、各区世話役尽力取締候二付、御旨趣詳細相弁、組々製造毎戸徹底いたし犯則無之様仕度候間、至急租税寮へ被仰立、前書之部数御下渡被下度、此段奉願候也

——五月七日

村岡嘉平

鯨井勘衛

入間県令河瀬秀治殿

御規則式部御下

区画書上、組々明細区分帳同断

費用巨細帳并巡回帳共 差上

世話役受・休役・更代共巨細書上  
同夜高島村野村江仕立候飛脚出ス  
森・柴崎・高田・萩原・福田来

熊谷会社取結決議

五月八日 清水滞在、泊

組々御免許惣括精帳取揃

旧原紙取扱之義、川上々書付出ル

松井川原明戸組来泊

同九日 出頭、当製造凡積御免許惣括精帳

二通り納

旅宿人足帳御下

費用日当書上出納課々御下、他日明細積分書上候筈

飛脚賃払其外ハ、費用口々分雜部江出候筈

出納懸内山殿

証

一、金三拾円也

右者壬申十月十一月大総代・副惣代月給兩人分被成御渡、奉

受取候也

副惣代村岡嘉平代兼

明治六年五月九日

鯨井 勘衛

入間県令河瀬秀治殿

右小野家切手ヲ以御下

懸り内山殿

壬申八月迄月給御下、九月者請取不申処書抜有之、右者調之上  
不日九月分御渡し被下候筈

記

一、金拾円也

月給

右者去壬申十月十一月分御下ケ渡、正二受取候也

明治六年五月九日

村岡嘉平印

鯨井勘衛殿

五月十日 巡回先触、利根川組・荒川組江出候

書類取調、同夕村岡帰ル、高田外一人来

明十一日荒川組今南筋秩父等、川島今養蚕入熟(巻)

同人出張

同十一日 利根川東組妻沼村始小池五十郎同人方迄、沼和田外

三ヶ村今来、出来島村板倉勇夫今小島村田中源三郎泊

同十二日 小島村出立、堀口村松本新島江立倚、横倉弥七郎巡回

他出二付、野村玄周江出張、同人方へ横倉来、新戒荒木両氏江

出張、夫今中瀬斎藤泊、善蔵同道

五月十三日 中瀬出立、手計村山口江巡回、留守二付組内重立江

申置、阿賀野村富田江出張、夫今宮戸村金井泊

同十四日 仁手村外区々江回状出し、本庄集合申遣

宮戸村出立、本庄駒田村泊

並木・關山・芦葉今書状着

同十五日 児玉新宿江飛脚出立、三原大総代深谷止宿江書状出、

本庄製製造人并最寄区々世話役、同所出張之向江表体裁裁其外共

説論、同所出立児玉町江泊

同十六日 児玉町組合製造人多人数出張、右江説論、黛忍保前夕

出張、体裁厚談、午後二時出立深谷止宿、上手計村栗田宇平

多摩郡引田村茶見世源蔵与申者方二  
無印紙蚕種一枚、右名前ノ袋二入有之

同十七日 深谷組合并冲宿上手計世話役出張方法説論、原紙御掛

り江伺

大総代並木勘三郎・關山五郎右衛門・芦葉伊右衛門・小林正造

右四人同道帰宅 「日数七日」(朱書)

原紙売捌所二於加藤殿今名取彦兵衛製糸器械図面請取

同十八日 金井房松来、会社規則筆入調印済二成、仁手村会社規

則筆入終日、社長外一人江書類渡候、本田・畑山両村製造願帳、

田中新五郎今巡回留守江封書二而差送り有之

五月十九日 凡積物括高深谷原紙売捌御懸り江書上

本田・畑山(鳥)製造願書類田中新五郎江返却、飛脚文六

小川村原紙渡人歎願事件申来、右相断



先頃中一段之及熟議候勸業結社之義、其方法十分ならず、殊  
ニ大蔵省布令御模様変候廉等有之頗機会不得其宜、旁見込之  
趣者採用ならざるものト決定致し候間、不取敢一応及内達置  
候也

明治六年五月十四日

群馬県兼人間県令河瀬秀治

竹井 澹如

吉田市十郎

鯨井 勘衛

根岸 武香

馬場 宗模

北野 知行

渡辺 敏行

右十五日第六時

吉田分継来り

根岸江順達、飛脚文六

同廿日 本田村・畑山村両村製造所御免許願遺漏之義ニ付、本田

来ル、寄居田中江明廿一日出張之趣、書状同人江渡ス

玉井村

深谷宿

大総代

蚕紙

鯨井勘衛殿

売捌所

至急

富岡製糸場用間等之儀ニ付、小高大属より問合有之、同人義

尚明後廿日出張之筈ニ候間、田島武平義も同日出頭相達候ニ

付、操合同日出頭有之度、此段申入候也

明治六年五月廿日

租税中属増田敬喜印

鯨井勘衛殿

尚以本文問合ハ蚕種ニ関シ悉差懸り候件ニ付、名代ニ而者難  
弁候間、為念此段申添候也

五月廿一日 深谷出頭、右御用状廿二日之認違、乍去要旨ハ生繭

蒸場明戸村直次郎宅器械所取建ニ付

尾高大属出張談判有之ニ付、是非面会有之候様、猶明廿二日中

出張致呉候様談有之

午後三時分熊谷協議所当日ニ付、同所出張

清水藤左衛門泊、駅内養蚕夜ニ入検査

同廿二日 出庁、仁手・宮戸会社書類差出ス

駅内製造人集合御趣意申達

本田・畑山両村遺漏製造追願談、田中新五郎奥書札奥書、懇願

書調印、明廿三日差出候筈

同廿三日 未明深谷出張、尾高大属面謁、葦塚直次郎器械所取建、

製造之義者他家江写し、其段県庁分も御沙汰有之候様談有之、

栃木県松本源十郎、同事立会

同駅養蚕検査、加藤殿分被命候口達尾高殿江申届ル、大濱面会

同夕膏雨

〔御規則御下之義ニ付、須原屋ニ而買求候様御沙汰御用状到来〕

金五錢飛脚賃渡

〔挿入紙、朱書〕  
「過日申出候蚕種改正規則第四百十号ヲ以御達之分、三拾

部相渡候様租稅寮江申上候処、御指令濟左二

書面摺物渡方不相成、都而書肆須原屋茂兵衛江發売指

許置候間、於同人方買求可申事

大藏省事務總裁 参議大隈重信

明治六年五月廿三日

右之通御指令濟二付、於大惣代買求候様、此段申遣候也

五月廿八日

雜稅掛 一

同廿四日 雷雨、川原明戸村原紙代価二付来

五月廿五日 小島村田中同道原紙買請与して深谷出張、中瀬・新

戒・宮戸・小島四組原紙、松田泊、村岡同断

原紙四万五千五百式拾式枚

利根川東組 同西組

此代価八千三百四円四拾錢

第十一番 第十二番 第十三番 第十四番 第十五番 第十六番 第十七番 第十八番 第十九番

同十六番

〔朱書〕  
一内千式百八拾枚

利根川東組

此代価式百五拾六円

第十一番

新戒村未納引 一

原紙四万式百四拾式枚

此代価八千四拾八円四拾錢納

五月廿六日 右原紙下渡候、印鑑改組々申談、同夕歸

〔朱書〕  
「右四組一同原紙相下分配いたし候処、

原紙拾壹枚過二相見、追々組々分配取調濟迄預り

宮戸村へ渡

同廿七日 練善来、黛忍保・出来島・間々田世話役来

同廿八日 児玉町来、四分一行、熊谷出張、江川巡回

清水泊、妻沼・俵瀬尋来、同所泊

同廿九日 上石原倉上江立寄、金拾円桑買付内金渡候、外金式拾

円次郎吉江渡

深谷出張、児玉・大宮

原紙壹万九千四拾四枚

利根川西組 第廿貳番

此代価三千八百八円八拾錢

秩父組 第廿七番

外掛合原紙四拾枚

此代価式円四拾錢

右原紙買下代価納、深谷泊

同三十日 原紙式万六千七百七拾六枚

此代価五千三百五拾五円式拾錢

利根川東組 第十番  
利根川西組 第十七番  
荒川組 第四番

〔朱書〕  
一外原紙千百九枚

野村 田中組未納候分 一

右買下濟、村岡深谷出張二付、跡同人江託し、夜二入歸ル、午

前八時出産二付、星野江飛脚深谷今出入

五月三十一日 出県、明戸村葦塚直次郎製造差留届厚申立

御規則書 式拾冊

右御下請取書指上、追而代価上納可仕筈

○外拾冊他日御取寄相願置

蒸繭告諭書 壹冊

右同断、会社取結決議、明原明戸村来、是又同断

六月一日 品々書類取調

同二日 会社書類加筆、同夕熊谷出張、竹井泊

税掛野口来

同三日 熊谷二而吉田出会、令公邸今御沙汰二付伺

学校事件吉田云云之情実、明戸村繭蒸場御設立二付、直次郎製

造差留之義申立、転任之役伺、夜二入竹井江帰、夫今帰宅

同四日 早朝倉上玄平江行、六十部腰養藤次郎桑見切代価三十式

円内金十円渡、外四駄余藤平三十金式円式十五銭、内金五円渡

竹井行留守、清水二而吉田面会

会社書類手直し香轡江託

午後夕深谷出張、田島面会同夕帰、星野来泊

同五日 四分一并新民三人六十部出会、上石壺町歩培養、是今四

度二而金式拾円二取極、内金五円同所二而渡、但別精々之上者

猶手当之筈

上山殿住居二伺、直次郎製造云云、尾高大属今懸合書到来之趣

二付、明六日休暇二候へ共、御出頭談判有之筈

会社設立二付水戸屋泊

大総代

鯨井勘衛殿

深谷

蚕種売捌所

蚕種原紙之義二付、御談申度義有之間、大至急出頭有之度、  
此段申達候也

明治六年六月五日

租税寮十一等出仕細野時敏

租 税 中 属 増田敬喜

大総代 鯨井勘衛殿

右御沙汰二付六日十時、熊谷江宿所江宅今持参拜見

六月六日 事務局出頭、葦塚直次郎方生繭蒸場御設立二付而者、

製造人混合不都合二付、何レ歟并業二いたし度段、庁今御回答

会社決議調印取掛ル

十二時今右御沙汰二付、深谷出張

原紙二分減跡断然御売下留御沙汰二付品々申立、同夕田島武

平同所出頭、俱々大協議、同夜杉田泊

荒川組壺番組之内 東千五百枚願高之内

原紙千三百枚

但自家江持参

代価式百六拾円納

六月七日 田島・村岡・鯨井三人県庁出頭、原紙二分減跡売留御

沙汰件々厚申立

清水泊

令 参事 公直御談判、右二付書上

同夜三時頃田島弥平来

御管内上武蚕種製造之義御規則貫徹、原種壹枚掃立製種八拾枚目途ヲ以、凡積御免許相願毎戸精養いたし、原紙之義者御

売捌御規則ニ基、先達而組々原紙代価取立御売下相願候処、

御免許高式割減ヲ以御下相成候二付、区々製造人共嫌疑いた

し、夫々苦情申出候二付、其段御売捌所江伺上候処、素々凡

積高二而養法巧拙も有之候二付、保護之御趣意ヲ以下先減数

御売下、他日養蚕検査表ヲ以養精粗蛾歩方之多寡取調、事実

精養ニ至、原紙不足之分も再御売下可相願旨被仰渡候、其段

組々申聞候処一同承伏、益精心ヲ凝し厚飼養罷在、然ル処昨

六日深谷宿原紙御売捌所々御召二付罷出候処、原紙之義者各

戸二分減、外断然御売下不相成旨被仰渡奉驚入、全体凡積願

高之義心外空願申立来候二付、去壬申ノ春御規則御改正二付、

私共租税寮出願之刻、各県下大総代共申合、国々製種平等高

積ヲ以八拾枚目途相立候、精密飼養之分者現在百枚々百五拾

枚迄之製造二候処、都而過願不相成様右体減歩、凡積高相立

候次第二御座候、然ル処巧拙精粗ヲ不論二分減、原紙御売下

留相成候而者、内外多分之減数、純粹之地蛾廢物ト相成憫然

之至、蚕種營業之衆庶必至困却歎息苦情可申出、其際私共二

おゐて処分難致心痛仕候間、前情仰御憫察、実地精否ハ検査

表ヲ以取調、真之精品ハ御免許願高原紙員数御売下相成候様、

其 御筋江被仰立、願之通御聞届相成候様奉懇願候也

御管下榛沢郡新戒村

明治六年六月七日

蚕種副惣代

村岡 嘉平

幡羅郡玉井村

蚕種大総代

鯨井 勘衛

佐位郡島村

大惣代

田島弥平名代兼

同 田島 武平

入問 群馬 県令河瀬秀治殿

原紙御売下之義二付奉願候書付

蚕種取締原紙御売捌等御規則者勿論、大惣代申合書等追々御

布達之趣も御座候処、今般別紙之通田島武平外式人歎願申出、

右者畢竟御寮ニ於テ直ニ御取捌之義、深重之御趣意も弁知不

仕候得共、抑本県北方之義者今更申上候迄も無之、蚕種製造

一般盛業罷在、殊二追々御取締申合等も相立候二付、良民共ハ益守法勉勵可仕形勢、即今二而者真二最第一季旬益夜粉骨相互二精製ヲ競実二不容易丹誠、殊二本年之義者天幸順氣其度々適し候哉、尤豊成之模様不日全成之期二臨罷在候処、豈凶哉昨六日深谷御売捌所ニ於、大惣代共江減歩之義御申渡相成候趣訴出、右者何等之御都合も可有之候得共、兼而大惣代申合書第七条之趣も御座候上ハ、一同目途ヲ定必至勉勵粗精業之今日ニ逼り、頓ニ右様減歩相成候而者一同愕然難渋ハ勿論、大ニ人心ニも關係、加之大惣代共申合成規之廉も今更徒法ニ陥り、自然信偽ニも拘り候而者、右一件重大之御成規ニも一般差響候様相成、深ク奉驚入候間、猶明年之義者追而御詮議之上、何分之御改正有之候共、頗差向候、本年当期之義者幾重ニも大総代共歎願之通御採用被下度、実地目撃困難之場合不得止言上仕候、尚實際之事情ハ大惣代共分直ニ懇願可仕条、宜御聞取速ニ一同安心候様御指揮奉願上候也

明治六年六月七日 群馬県兼入間県七等出仕加藤視一

群馬県兼入間県権参事堀小四郎

群馬県兼入間県令 河瀬 秀治



租税頭陸奥宗光殿

六月八日

右両通御封書租税寮宛御下預り書差上

九日 曉熊谷駅出立

書面申立之趣者一般之差響相成難聞届筋二者候得共、其県下之儀者兼而省略凡積申立之義ニも有之候条、養蚕之精粗発蛾之分高等篤与検査表調査之上、全良好精整之分者原紙再売下方、深谷宿売捌所江可申立事

但、再売下高申立候分者国内用原種ニ可相用事

明治六年

租税頭陸奥宗光代理

六月十日

租税権頭松方正義

〔右県庁江御指令御封書御回答也〕

六月八日 曉第三時田島弥平清水着

会社書類取揃四社県庁江差出、東京支庁江封書ニ而御渡ニ成、

同夕武平・嘉平出立

午後五時自宅江立戻り、清水泊、弥平兩人也

次郎吉江金拾円宅ニ而渡

同九日 曉熊谷出立、夕五時小柳丁三河屋与右衛門着

同十日 金井・中島・佐野・河村面謁

出張所江封書指上事件申立

河崎殿面謁

六月十日 租税寮出頭

田島弥平

鯨井勘衛

御封書四谷殿江差出云云申立

租稅權助殿面謁

午後四時右御指令封書御渡

兩人持場之義者是迄取締向等も別段相立居ニ付、表ニ照し別格

ヲ以御採用相成候、三与泊

同十一日 勸工寮一覽

裏霞ケ関

伊太里公使代理

コントリッタ 面謁

通弁浅井保徳

同十二日 朝五時馬車ニ而出立、午後一時熊谷着、直ニ出序御届、

六時分深谷原紙売捌所江出張御届、田島武平同所面謁、九時深

谷分帰ル 「日数四日」<sup>(朱書)</sup>

入間県管下

蚕種大惣代江

三千百五十五

租稅寮

入間県管下

蚕種大惣代

於横浜海外輸出蚕種紙改方之儀、是迄新波戸場其外ニ而相改来候処、以来同所生糸改会社おるて改方いたし候条、持場内營業之者共へ為心得可相達候、此段申達候事

租稅頭陸奥宗光代理

租稅權頭松方正義

明治六年六月五日 右県庁分御渡金拾円、去壬申九月分月給御下金五円、村岡分同人

直ニ序分受取、六月八日也

蚕種海外輸出裏面貼用小札、大藏省分下渡有之候ニ付、相渡申

度候間、至急可罷出者也

六月七日

「熊谷より沓里十八丁

規定ノ賃可払 金五錢 飛脚へ渡」

幡羅郡玉井村

蚕種大総代 鯨井勘衛殿

海外輸出蚕種裏面貼用小札、左之通御渡相成候

一、壹万七千拾壹枚

一、貳千三百五拾八枚

一、三千八拾四枚

一、三万三千四拾九枚

一、五万九千八百貳拾九枚

一、壹万四千八百九拾壹枚

外予備

六拾九枚

四拾貳枚

雜稅掛り



三拾六枚

秩父組

百拾六枚

利根川西組

九拾九枚

同 東組

六拾壹枚

荒川組

右県庁江御下相成居候

六月十三日 令公深津殿蚕事点検御道筋見込十一時御帰、組々来

同十四日 深谷出張田島弥平・村岡俱々事務談判、夜二入帰

同十五日 出県、村方江御沙汰

熊谷事務局

第八大区三小区  
幡羅郡玉井村

副区長  
正副戸長 中

第八大区三小区

幡羅郡玉井村

鯨井勘衛

皇太后宮 皇后宮上州富岡製糸場江行啓、来ル十九日東京御

発輦、同廿一日右勘衛居宅江御小休、養蚕御覽被遊候二付、

中山道往還分同居宅迄之御道筋取開方、諸事不都合無之様

可致候、尤委細同人江申談置候間、打合取計可申候、尚出張

官員分も可申談候、此段相達候也

明治六年六月十五日

入間県令河瀬秀治

右村

右御沙汰二付、同夕村内重立二至迄申渡

副区長  
正副戸長 中

六月十六日 深津殿御出

間野大属・佐溝殿御出、川島榎坪来并組々来

御道筋普請軒別役二而人夫ヲ出し取懸

同十七日 朝間野大属来、鎌原少属来、佐溝殿道作普請場所附添

道造人夫江酒壺本出

明戸村葦塚直次郎製造之義二付、田島両氏江書状、荒木八郎次

江渡

組々来、齋藤安雄来

竹井外五人夜来

〔青書〕 熊谷県庁

第八大区三小区

幡羅郡玉井村

蚕種大惣代

鯨井勘衛殿

〔朱書〕 当県分一里半規定  
賃可相私事

御県下当夏養蚕之景況及上中品、当今壳買相場致承知度候間、

乍御手数御取調至急御申越有之度、此段及御願談候也

明治六年六月十四日

勸工寮印

入間県御中

〔朱書〕  
金五錢  
六月十四日飛脚ちん渡

別紙之通勸工寮分申来候二付、当夏養蚕之景況并上中品、当  
今売買相場書面ヲ以申出候様いたし度、此段申遣候也

六月十七日

雑税掛

蚕種大惣代

鯨井勘衛殿

右六月十七日到来

同十八日 百事用意

六月十九日 内匠大令史城多薰殿御先見分出張有之、附添

御側兩之新規造営取掛

葦塚直次郎事件、同人鞞書類持参

同廿日 騎兵隊長森下辰濟来ル

〔青書〕  
〔内匠司附屬大工二人泊〕

議者

来廿二日定日会議殊更ニ可議条件有之候間、精々不参無之様

来会可有之、此段更ニ相達候也

明治六年六月廿日

河瀬熊、谷県令

議者中

追而此廻状以刻付、至急廻達可有之事

別紙之通御達有之候間御廻し、不参無之様御出頭被下度候也

六月廿日

竹井 澹如 印

吉田市十郎殿印

〔朱書〕  
六月廿日午  
後三時拜見

鯨井 勘衛殿

〔朱書〕  
来廿二日病間有之  
廿八日出頭可仕候

諸井 五衛殿

同 四時拜見

右下奈良村分繼来り、本庄宿江繼、飛脚文六、賃 相払

葦塚直次郎製造云云、田島両氏回答写共相添、荒木八郎次ヲ以

〔青書〕  
〔県庁江伺、許可御沙汰二成

〔朱書〕  
〔書面葦塚直次郎蚕種製造之義、組合世話役ニテ得卜実地検査

之上、養蚕表ヲ以繭貫目歩方疋合等改済、他家江移シ製造為

致、猶種数等検査不取締無之様、即今之場合ニ付、此度限可

取計事

但、右様取扱方之種類、追而委細ニ可相達候事

記

一、金三十拾円也

右者村岡嘉平殿月給分、正ニ受取候也

新戒村

六月廿日受取書取置候

荒木八郎次

六月廿一日 大雨、間壁大属来

御当日御道筋点検与して大小馱者出張、筵敷込談判有之

外御先役々出張

〔朱書〕  
入間 県印



午前九時当日御小休延引被仰越、夫之間埜大属俱々深谷昼御小  
休所出張、深津少属〆 和田中録殿取次ヲ以 カラス管入生  
繭二筥先般書類相添献繭 堀参事殿外役員同所出張

間野大属同道帰途中 河瀬県令殿東方ニ於て面謁、田島弥平  
俱々二分方原紙取扱振伺、夫〆婦宅、間野大属夕方帰巢

六月廿二日 田島弥平〆書状、原紙二分方扱振申越、直ニ出県云  
云申立

協議場出頭、夫錢公費共割合振御布告、協議加藤殿出席

午後四時竹井同道深谷出張、杉田泊、田島江二分方并流用事件

厚談判、組々出張、俱々会議

同廿三日 朝売捌所出頭、事件議論

熊谷組并組々原紙買下

午後竹井同道熊谷江帰、加藤殿宅江出兩人〆始末申立伺、且金

作条々申立、同夜吉田江兩人行、清水泊、組々惣代同所出張、

流用願之書類出ル

同廿四日 出県、流用書類持参伺、午後婦宅

行啓御小休用意

同廿五日 当日相川橋流失二付、新町宿御滞在ニ而一日後ニ相成

〔青書〕  
「武州

幡羅郡

行啓御供

玉井村

鯨井勘衛殿

熊谷駅

駅通掛

至急

〔朱書〕「新町宿〆之里数ヲ計、一里三錢三厘之割ヲ以、賃錢可払事」

〔青書〕「皇太后宮 皇后宮今廿五日新町駅ニ御着車、明廿六日午前第

八時御発車、深谷駅御重而其許宅江御立寄御小休相成候間、

諸事先達而御談申候通、不都合無之様御取計可有之候、尤本

県〆も忝人出張之手筈ニ候間、御心分御打合可有之候也

明治六年六月廿五日

行啓御供

熊谷県駅通掛〔深津〕

鯨井勘衛殿

〔朱書〕  
「右状持飛脚

三貫六百三拾文 夜中増分共飛脚平次郎へ渡ス」

御厠新造、御道筋其外用意

六月廿六日 快晴 加藤典事殿出張

御先番役員追々出張

午後一時三十分

御着輦 遠坐敷御着座、夫〆元素楼江御運、門上ノ楼江御着坐

生繭・簇・蚕蛾

天覽、御尋問之条々御答奉申上候

楼上田植御眺望

市平願桑ノ摺物献上  
生業 上覧ニ相成

還御ノ節場所江御車被為留田植

天覧

田主

鯨井 勘衛  
前田 三郎  
並木 惣三  
鯨井 信吉

〔(朱書)一、金三円也

右下賜候

一、金千疋

右早乙女江下賜候

右熊谷詰所江出張相届候

御厠新造費用御下ニ付、可認上旨御沙汰ニ付、右者為冥加自費

ニ仕度段、書付ヲ以相願候

六月廿七日 深谷出張、組々原紙買下流用議論杉田泊、村岡出張

不致、同夕々売捌所ニ於組々立会議論、上州者一円流用不致旨

決定

同廿八日 同断、原紙買下売捌所ニ於て約ス、上武同県下一事兩

様之事務ニ立至候上者、双方書取ヲ以出県伺之上決候筈、明廿

九日午前九時熊谷清水出会之筈ニ而帰宅、夜ニ入

同廿九日 朝田島着、同道出県、大議論詰り上州流用決而不致旨

申限

持場組々今日分流用いたし候旨、書付ヲ以相届候、双方共御指  
令不相成段御断り、田島者明日出京

大藏省江訴上候旨申立ル、流用施行御沙汰相待候旨申立、兩人

共退庁、田島帰ル

加藤典事殿

廿九日 午後四時出庁いたし候処、事情租税寮江書送り候間、出

京可致旨御談ニ付、御封書受取、午後八時熊谷出立、大雨ニ而

無余儀鴻臚い七半江泊

田島江出立之書状仕立ヲ以差出ス

右者庁分も御沙汰有之二付賃先

六月三十日 大雨終日降続、午後三時租税寮着、直ニ御封書差上、

事件申立、小柳丁い七屋傳次郎泊

古谷租税権助殿

松方租税権頭殿

七月一日 休日、岡田江(傍)奇、瀧澤行

霞ヶ関公使面謁、清水江奇(傍)、同夕田島・松本、三与着、報知有

之

同二日 右兩人同道租税寮出頭、相互ニ書類指出入、午後二時御

沙汰流用御聞濟県庁江御指令、二分原紙残之分御売下御封状、

売捌所江持参分田島・清水県庁江御封状自分受取、夫々同道支

庁江届、同夕直二出立、同夜一時半頃鴻巢い七半着

同三日 朝七時半熊谷着出庁之処、長官いまた出席無之二付、住

居江出張、普通流用御沙汰濟惣組々江急通達

〔日数五日〕

七月四日 組々原紙買下深谷出張、夫々熊谷清水江組々会ス、出

庁会社書類認香齋江託候、同家へ泊ス

同五日 組々原紙過不足取調御旨趣通達、同夕帰ル

同六日 深谷出張、原紙買下

同七日 同所出張、原紙買下

同八日 同所出張、原紙買下

同九日 組々来、安造今眼鏡代価受取

同十日 書類取調、祭典太鼓代価四円十式錢五厘寄附

同十一日 深谷出張、原紙買下

同十二日 現在高調雛<sup>(形脱)</sup>回状組々江出ス

同十三日 来廿一日熊谷清水愛介へ惣組会議之義、回達出ス

同十四日 区々村々毎戸来歳掃立原種高積書上候義二付、出県伺

上候処、各区長江郵便回達可差出御沙汰

〔旧原紙持参村岡今申越、飛脚ちん四匁払〕

同十五日 各大区江原種凡高積取調之義回達、石川江出ス

下石原二而川上面会、売捌所封状持参之処、右者受不申候

〔右郵便賃式拾錢相渡候〕

〔第式拾式号〕

一 国限蚕種優等撰挙之義者、毎国之上好品ヲ相革、右之内ヨリ全国之優等三位ヲ撰出致し候義ニ有之候処、更ニ詮議之次第も有之、向後一國分管及数國合管ニ不拘、渾テ各府県内限上好品ヲ撰挙集合シ、全国之優等ヲ鑑定致し候筈ニ候条、撰挙方法ハ是迄之通相心得、入札法ヲ以其府県限之優等三位ヲ可致撰挙、尤三位之義者各等壱人ツ、二限り候筈ニ付、万入札同数ニ而数人同等ニ挙り候節者、尚衆議為相尽最優之者壱名ヲ可致拔擢、且又期日之義者本年ヨリ毎歳十月三十一日限与確定候条、期限迄ニ有無共取調可申出、就而者期ニ後レ差出候分ハ如何様申立候共、其年之撰挙相省候条為心得、此段相達候事

但、大惣代世話役無之府県下於テ者、本文之趣戸長副ニ而為相心得可申事

明治六年七月九日

租税頭陸奥宗光代理

租税権頭松方正義

海外輸出国内用蚕種印紙并書面貼用小札共、今般租税寮今相渡り候二付、請取与して可罷出候、且蚕種撰挙等之義二付、別紙御達書写壱通相達候也

七月十二日

熊谷県

(朱書)

「肥塚村の一里半規定賃可相払事、ちん五百文十二日渡候」

〔蚕種世話役・取扱製造人之外毎戸、来明治七年製造原種入用

高凡積取調之義、兎角等閑二相成候趣ニ相聞、一体右者其筋

江差出候期限も有之、遅延相成候而者於其筋、御国用充備之

御目途難相立差支候条、副区長・戸長ニ於て厚注意、兼而大

総代々相達置候通無遺漏取調、其区内蚕種世話役江可差出事

明治六年七月

熊谷県権参事堀小四郎

各大区

副区長  
戸長 中

別紙之通幸便次第各大区江相達候積ニ付、為心得写相達置候也

七月十四日

雑税掛

大総代

〔奈良新田ヨリノ里数ヲ計、規定ノ賃可払事  
鯨井勘衛殿

飛脚賃三百文十五日渡候

比例

忝人別

凡積百枚

但 国内用 貳拾枚  
海外輸出 八拾枚

内貳拾枚 原紙渡之節割減

残八拾枚 出来高現数

内 拾六枚 国内用

六拾四枚 海外輸出

右之通現場出来候節、海外輸出高之三割ヲ減シ、国内用ニ増加致シ、即左之割合卜成ル

一、六拾四枚 海外輸出出来高

内拾九枚 三割減

残四拾五枚 全海外輸出

一、拾六枚 国内用出来高

外拾九枚 三割増

合三拾五枚 全ク国内用

右之割合ヲ以忝人別取調、大総代江印紙相渡可申事

旧「入間県」

〔蚕種印紙国内用

(朱書)  
入間県

拾壹万三千三拾三枚

一、同 海外輸出

拾三万九千三百拾七枚

〔朱書〕旧群馬県

一 同 国内用

拾貳万千百六拾三枚

一 同 海外輸出

拾壹万貳百貳拾三枚

〔青書〕但印紙課今両県へ摺物一枚ツ、御渡之分添

旧入間県

蚕種裏面貼用小札

海外輸出

一 百三枚

荒川組

一 貳百貳拾七枚

利根川東組

一 百貳拾壹枚

同 西組

一 九枚

秩父組

一 拾九枚

入間川組

一 百壹枚

神流川組

〔朱書〕旧群馬県

一 拾五枚

碓氷組

一 拾四枚

甘楽組

一 九枚

多胡組

一 四拾八枚

緑埜組

一 八拾枚

群馬組

一 拾枚

勢多組

一 百七拾九枚

那波組

一 四拾九枚

佐位組

七月十六日 書類取調

同夕村岡来泊

同十七日 快晴、萩原来、印鑑帳之義二付、回達同人へ渡候

〔青書〕小川村・腰越村・角山村・日影村・増尾村・安戸村・青山村・

御堂村・奥沢村右村五

腰越村山崎次郎兵衛・馬場七郎左衛門・岡本長兵衛・関根重次

郎・澤田市郎次五人十

七月十八日 田村代四郎次来

元素楼集会

小川村・腰越村へ飛脚出ス

〔朱書〕七月十三日当村御賞

南第八大区三小区

幡羅郡

玉井村

金貳拾五両

先般 皇太后宮 皇后宮上州富岡江行啓之節、其邨方御立寄被為在候節、村方格別之尽力ヲ以道路取広方行届候段、奇特之事二候、依而為御賞目録之通下賜候事

朱書格

明治六年七月十三日

熊谷県

武蔵国幡羅郡玉井村

御小休所仮建物其外御入用帳

武蔵国幡羅郡玉井村鯨井勘衛宅

御小休仮建物并新道敷庭其外御入用

一、金七拾壹円拾貳錢六厘

此訳

金六円貳拾貳錢六厘 御廁御入用

内訳

金七拾錢

杉五本

長貳間  
四寸角  
但、壹本二付拾四錢

金貳拾五錢六厘八毛

杉四本

長貳間  
三寸角  
但、壹本二付六錢六厘七毛

金九拾九錢壹厘貳毛

巾半尺

杉六分板三坪半

但、壹枚二付四錢七厘貳毛

金三拾三錢三厘

松貳寸角拾本

但、壹本二付三錢三厘三毛

金拾錢三厘貳毛

杉三五貫四丁

但、壹丁二付四錢五厘八毛

金壹円三錢七厘五毛

杉板四枚

厚貳寸  
中壹尺  
但、壹枚二付  
貳十五錢九厘四毛

金七錢

大五寸釘百本

但、壹本二付七毛

金拾四錢四厘

並五寸釘貳百八拾八本

但、壹本二付五毛

金貳円五拾錢

大工拾人手間扶持共

但、壹人二付貳拾五錢

金六拾四円九拾錢

新道御入用

内訳

金貳拾五円五拾錢

八斗入明俵八百五拾俵

但、壹俵二付三錢

金三拾四円

四斗入明俵千七百俵

但、壹俵二付貳錢

金五円四拾銭

莖百八拾枚

但、壹枚二付三銭

右代金御払被下奉受取候、以上

明治六年七月

武蔵国幡羅郡玉井村

戸長 鯨井勘一郎

大工 富三郎

前書之通相違無之候也

〔挿入紙・青書〕先般外出留守中、小川村外八ヶ村原紙漉十五人分被差置候、

包物之義不都合之至無謂次第二候、養蚕中別而事務多端不得寸暇無余義延し置、即今仕立ヲ以差戻し候、但封中金五円札在中改請取書被差出、本人姓名判然不致候間、乍手数其御許江依頼いたし、右村々江御戻し有之度奉存、右体之義無之様所置有之度、此段申進候也

——七月十八日

——鯨井——

小川村

戸長御中

〔朱書〕「脚夫文六定賃半分受取候事」

〔青書〕先達而留守宅へ包物被差置不都合之至、無謂次第二候条、即今仕立ヲ以右品差戻し候、連名江通達有之度、已来右体之義

決而無之様可被致、但封中金拾円札在中改、受取書可被差出候也

——鯨——

腰越村

山崎次郎兵衛殿

馬場七郎左衛門殿

〔朱書〕「同断」

外二人中

七月十九日 売捌所出頭、勿紙検査

田島 鯨井 村岡

夜二入帰ル

同廿日 崎玉県典事岸良俊介・秋元典幸外五六名出張

但、吉澤八郎・尾崎半藏兩名分書状

川島楳坪清水江滞在書状

同廿一日 議場出頭

吉田 竹井 北野 根岸 鯨井

公費村費割合帳各大区二而取調、来会迄区々見平均し、都而見

留印付ヲ以割合方取扱、廉々其外学校件々令公年期云云願、来

会調印之積

堀 参事殿

間野大属殿

〔青書〕「凡積」

春蚕紙九万四千七百五十枚

夏蚕紙七百十七枚

懸合紙貳千百貳十枚

一、春蚕紙七万五千八百枚

夏蚕紙七百十七枚

懸合紙貳千百貳十枚

追願

一、春蚕紙貳千三百貳十七枚

〔凡積(青書)

春蚕紙七千七百六十枚

一、春蚕紙五千三百貳十八枚

宇都宮県

追願

一、同七百四枚

凡積

〔春蚕紙壹万九千八百三十二枚

夏蚕紙五枚

一、春蚕紙壹万五千八百六拾九枚

崎玉県

夏蚕紙五枚

〔凡積(青書)

春蚕紙七千七百八十九枚

夏蚕紙百貳十五枚

懸合紙五百五十枚

一、春蚕紙六千貳十九枚

夏蚕紙百貳十五枚

懸合紙五百五十枚

〔凡積(青書)

春蚕紙六千百十枚

一、春蚕紙六千百十二枚

〔凡積(青書)

春蚕紙千八百八十五枚

一、春蚕紙千五百八枚

木更津県

〔凡積(青書)

春蚕紙壹万六千五百五十枚

一、春蚕紙壹万貳千九百貳十枚

東京府

〔凡積(青書)

春蚕紙五千九百四十五枚

夏蚕紙百六十枚

一、春蚕紙四千七百五十六枚

神奈川県

夏蚕紙百八十八枚

〔凡積(青書)



春蚕紙壹万貳千七百十九枚

一、春蚕紙八千四百貳十四枚

新潟県

〔青書〕凡積

春蚕紙壹万三百七枚

一、春蚕紙七千四百七十七枚

印幡県

〔青書〕凡積

春蚕紙貳十四万七千百十七枚

懸合紙六千八百七十八枚

夏蚕紙三千三百六十枚

一、春蚕紙拾九万七千三百十六枚

元群馬県

懸合紙四千五百三十七枚

夏蚕紙六百三十五枚

毎戸自用

春蚕紙六千四百貳枚

懸合紙六百七十六枚

夏蚕紙貳千七百九十三枚

春蚕紙六千貳百八十枚

懸合紙七十九枚

夏蚕紙二千六百四十九枚

〔宋書〕八月廿九日写

凡積貳拾四万七千〇四枚  
原紙願高貳拾三万六千八百貳拾七枚

内

現製貳拾貳万九千四百五拾七枚

余紙七千〇百七拾枚

追願

一、春蚕紙三万九千七百貳十枚

春蚕紙貳拾四万三千三百十八枚

〔青書〕此代金四万八千六百六十三円五十銭

小以 懸合紙四千六百十六枚

〔青書〕同貳百七十六円九十六銭

夏蚕紙三千貳百八十四枚

〔青書〕同百九十七円四銭

〔青書〕凡積

春蚕紙三拾万五千五百四拾壹枚

掛合紙五百八十枚

夏蚕紙千百九十枚

一、春蚕紙貳拾三万六千五百貳拾六枚

元人間県

懸合紙四百五十枚

夏蚕紙八十枚

追願

一、春蚕紙五万四千九百拾壹枚

春蚕紙貳拾九万四千四百四拾枚

〔此代金五万八千貳百八十円〕

一、同二千百三十六枚

相川県

小以 掛合紙四百五拾枚

〔此代金貳拾七円〕

一、同三万三千六百二十八枚

筑摩県

夏蚕紙八拾枚

〔此代金四円八十銭〕

一、同貳万八千百貳拾六枚

柏崎県

〔外〕春蚕紙 東京回

一、同貳万五千七百七十六枚

新川県

〔挿入紙・青書〕 右寄

一、同七千七百七十三枚

新潟県

凡積

一、同七万貳千七百四拾枚

滋賀県

春蚕紙七拾三万八千三百九枚

一、同六百余枚

敦賀県

夏蚕紙六千三百五十枚

一、同九十三万計り

長野県

懸合紙壹万八百枚

右寄 百拾八万八千八百七拾八枚

〔福島原紙壳捌記 中村今報知〕

福島県

〔挿入紙〕 春蚕紙六拾八万貳千枚 此代金十三万六千四百一円

一、同六千二百一十枚

岩代・伊達・信夫

六十銭

夏蚕紙四千三百三十九枚

安達・安積共惣拾

懸合蚕紙七千七百三十六枚

一、同拾九万枚

置賜県

外春蚕紙 東京廻し分共

〔外〕 泉澤

合七拾万八枚也

一、同四万枚

最上

〔青書〕 藤本今報知

一、同貳万枚

秋田県

上田原紙壳捌高

一、同四万枚

宮城県

一、春蚕紙八万九千九十六枚

山梨県

一、同千五百枚

石川県

合五十万枚

水沢共

七月廿一日 熊谷清水江惣組會議、一同泊

同廿二日 現在高調品々協議、同所泊

出庁

〔租稅權大屬鈴木利亭  
同 權中屬山田金行 来〕

同廿三日 出庁、印鑑帳納、右帳摺代銀五匁払即送、同所泊

同廿四日 出庁、現在高書上帳・名判押違伺書・御印稅小野組切

手引換之義伺書、右三通差出ス、惣組一同退去

〔朱書〕  
「日數四日」

蚕種大總代

鯨井勘衛殿

至急御用向

雜稅掛

蚕種製造御規則第一則第九節、并大惣代申合書第十條二記載  
候他人之生繭を買入、蚕種製造不相成、蚕種製造人者生繭売  
買不相成云云之義二付、大惣代共々申出候次第有之、其筋御  
伺候処、右者畢竟蚕種製造季節中之義二而、最早一般生繭無  
之死繭而已二相成候上者、当季々蚕種製造人二而も製糸死繭  
売買取扱候而も、不苦旨指令済二付、為念此段申達候、就而  
者蚕種製造人二而繭売買いたし度者者、其最寄生糸改会社江  
申出免許鑑札ヲ請取、都而御規則二随ひ不都合無之様營業可  
致事

但、自後年々本文売買不苦之季節、更二県庁より可相達候

条、其已前者御規則之通売買不相成候間、心得違無之様  
可致事

右之趣蚕種製造人共江無洩可相達事

明治六年七月廿四日 熊谷県令河瀬秀治

蚕種世話役

蚕種製造人共死繭売買之義二付、先般伺出候趣其筋江相伺、  
別紙之通世話役江相達候条可得其意候、就而者自後年々一般  
蚕種製造相済、製糸生繭無之季節二至候得者、其都度速二可  
申立候事

明治六年七月廿四日 熊谷県令河瀬秀治

蚕種大惣代 鯨井勘衛

別紙御布達書式通相廻申し、過刻演説之通可相達候事、森戸  
村中島孝太郎江者別途二相達候積二候事

七月廿四日 雜稅懸

大惣代 鯨井勘衛殿

右御布達熊谷會議之刻、森戸組ヲ除之外一同達

〔朱書〕  
「七月廿四日」

現在惣括

一、製種式拾八万五千九百拾六枚」

蚕種稅納方之義、組々世話役々小野組江相渡、銀行切手引換

御印紙下渡度候間、熊谷・深谷両所小野組江御達被置度、此  
段奉願候也

七月廿四日

村岡嘉平  
鯨井勘衛

熊谷県令河瀬秀治殿

七月廿四日

一、御印紙国内用拾壹万三千三拾三枚

一、同 海外輸出拾三万九千三百拾七枚

合式拾五万式千三百五拾枚

〔<sup>(青書)</sup>海外輸出裏面貼用小札

一、壹万七千八百八拾壹枚

但余繭共 神流川組

〔<sup>(朱書)</sup>現在壹万六千三百三十九枚

〔<sup>(青書)</sup>一、式千四百拾九枚

同断 入間川組

〔<sup>(朱書)</sup>同式千六百拾枚

〔<sup>(青書)</sup>一、三千百式拾九枚

同断 秩父組

〔<sup>(朱書)</sup>同三千百八十枚

〔<sup>(青書)</sup>一、三万三千式百五拾六枚

同断 利根西組

〔<sup>(朱書)</sup>同三万四千七百五十四枚

〔<sup>(青書)</sup>一、六万百五拾五枚

同断 同 東組

〔<sup>(朱書)</sup>同六万式千三百五十六枚

〔<sup>(青書)</sup>一、壹万五千五拾五枚

同断 荒川組

〔<sup>(朱書)</sup>同壹万六千七百七十九枚

〔<sup>(青書)</sup>惣合拾三万千式百式十壹枚

右御下正二奉受取候也

七月廿四日

鯨井  
村岡

〔<sup>(朱書)</sup>右御印紙并現在高帳三十冊其外書類共

熊谷駅分玉井村迄持越人足賃

金拾五錢渡候 清水愛介手人

七月廿四日 旧原紙拾八貫七百目代式拾壹円八十七錢五厘、村岡

分受取

同廿五日 秩父組来、書類調并摺物、同夕下小鹿野村書類持参、

不都合有之

同廿六日 摺物二付隠居待

拙者義明朝出立出京之積二付、本年之蚕種出来高惣括承知い  
たし度、毎戸製造高調も取揃相成候処、此使江相渡被差越候  
様いたし度、此段申入候也

明治六年七月廿四日

租税中属増田敬喜印

鯨井勘衛殿

右廿四日到来、熊谷出張帰途中披見直二村岡出張、右回答申立

同廿七日 長井市太郎来、村岡来泊

同廿八日 長沼孝太郎来、同組外三人来 〔青書〕  
〔本庄宿 萩原伊一郎〕

一、製種九枚 柳井村 吉野喜太郎

右者 同人留守中女子不都合いたし、他人之生繭ヲ以製造いたし、

違則之段自訴書付出ル、尚左へ出ス

村岡滞留

同廿九日 費用調長井市太郎来

中島孝三郎使江検査表九十三冊渡候

同三十日 現在高割付調帳持参、残原紙引上

深谷杉田ニ而惣会、泊

仲藏親類来

深谷区长ニ而令公面謁、勸業方法御談、追々否申上候筈、凡積

願高八十枚目途、并御規則中御案文体裁伺書面ヲ以伺、本省江

御差出被成候趣ニ付、早々差上候筈

七月三十一日 深谷会議滞在、残原紙取集、小鹿野組・妻沼組遅

滞、同夜ニ至漸惣組人員揃、一同泊

七月六日原紙流用御指令写

昨日於深谷駅当県令江面謁之節、被申出候二分通増製造原紙

之義ニ付、一人別帳差出方云云、県令帰庁後被申聞候趣も有

之処、最前二分通減略御達ニ付伺出之節、御指令之趣ニ而ハ

別段一人別帳之廉者不相見候間、県令ニも更ニ不差出候而も

可然哉之旨挨拶被致候処、猶組内流用云云之義御指令之砌判

然、一人別帳可差出旨之廉も有之候上者、乍御手数御指令之

通御取調有之度、此段県令被申聞候趣ニ寄申達候也

七月三十一日

熊谷県 本庁 雑税掛印

鯨井勘衛殿

二伸、御指令写過日写済与存候へ共、為念尚相廻候也

〔朱書〕金五錢飛脚ちん払

金六錢六厘六毛、残原紙引上ニ付深谷駅出張ニ付、同所迄

飛脚ちん払

八月一日 同断

春蚕原紙残五千五百四十七枚

内 二千九百式十枚 内書付

七百廿六枚 名判

五枚 紛失

内 六十六枚 小鹿ノ 来三日納分  
式枚 仁手

御規則背戻品届

一、製種九枚

右者他人ノ生繭ヲ以製造自訴

利根川西組 第廿一番組合  
兎玉郡新井村 吉野喜太郎

長沼孝太郎組

一、同五枚

利根西組

右者他人ノ生繭ヲ以製造自訴

第廿番組合

田村佐惣次組

兄玉郡本庄駅  
萩野伊市郎

一、同三枚

同

右者白巢萱<sup>(ママ)</sup>アラ掘取補製可致積自訴

同

同人組同

廣瀬 庄衛

一、同拾貳枚

秩父組

但内書荒馬五枚

第廿八番

荒虎壹枚

秩父郡小鹿野町

無印四枚

木村 卯平

右者無免許原紙ニ紛レ製造致し候ニ付、世話役柴崎佐平見咎、

右品引上届出候

右深谷会席江届出候ニ付、蚕種書類共受取

御印税納雛形其外方法決議、同夜帰宅

原紙買請出張、副惣代共兩人費用一組金五拾錢ツ、出金合

十五円差出候ニ付分配

内 金七円五十錢 鯨井  
金七円五十錢 村岡

八月二日

熊谷県庁

第八大区三小区幡羅郡玉井村

蚕種大惣代 鯨井勘衛

中奈良村分里数ヲ計規定賃可払事

蚕種製造人押印之義ニ付奉願候書付

旧入間県管下武蔵国荒川組外五組蚕種製造人押印之義、名面認方并位置取違調判致候者拾貳名有之、別紙之通歎願申出、如何ニも不都合ヲ極候次第第二御座候へ共、全製造中混雜ニ紛レ、一時心得違ニ而調印いたし候義ニ相聞候間、此度限大総代共願之通御採用被下度、製造人共哀願書壱冊相添、此段奉願上候也

明治六年七月廿七日

熊谷県権參事 堀 小四郎

租税頭 陸奥宗光殿

〔書面之趣ハ無余義情実相聞候ニ付、本年ニ限聞届候条、各開港場其外蚕種売先等ニおゐて不都合無之様、於其県夫々達方取計可申事

明治六年七月三十日

租税頭陸奥宗光代理

租税権頭松方正義

別紙之通御達済相成候ニ付而ハ、各開港場江達方取計申度候間、名面認方位置等取違、并印形御規則ニ振レ候分、新規彫刻之分共夫々詳細相認、五通早々可指出者也

八月二日

雜税掛

蚕種大惣代 鯨井勘衛殿

〔朱書〕右脚夫中奈良村分之分

金三錢相渡候 一

八月三日 村岡嘉平来、費用取調、泊

仲藏親族兩人来り、同人暇願ニ付任其意、金七円五十錢惠遣当  
人引渡

同四日 同断調、村岡泊

押判位置違之組々江飛脚出ス

同五日 朝熊谷出張

御規則背戻品届

猶押判違哀願、是ハ組々一般調濟候迄下置、費用日当取調書、

出納課并雜税懸へ出ス

同六日 押判位置違書類調

村岡兩人  
清水泊

不快ニ付、同夜帰宅

同七日 村岡出序、押判書類六冊差上

山田小十郎来

同八日 税納小野組取扱之義ニ付、回達出ス、直次郎帰宅

同九日 野村来り泊、同夕竹井・山田依頼ニ付来

同十日 朝村岡来、現在割付調、泊

横倉来泊

同十一日 在家総次郎懸合、書類取調、村岡泊

組々来、同夜三田老母大病使者来

同十二日 高田赤池氏来

御印紙三万九千枚御下願、金井総平ニ託し候、山田ハ使者書状  
到来、書付序江出ス

夕八時四十分頃ハ大雨、村岡泊

同十三日 午後四時雨、飯能村大久保平藏与申者来、国用品談有  
之泊、村岡帰ル、太吉一条談

同十四日 太吉一条示談行届、対談書ニ成

山田来

金井・長井来

(背書)  
「第百貳拾貳号」

本年太政官第百四号公布、蚕種原紙売捌改正規則第四条但書  
之通、余紙出来候節者最寄原紙売捌所江差出、代価下ケ戻可  
相願筈之処、各製種人共ニ於て内書名判等いたし、余紙相成  
候分も有之由、右者買上不相成義与心得違候者も有之哉ニ相  
聞、素より其儘翌年供用難相成義ニ者候得共、引続營業之者  
共江者検査之上、更ニ明年ニ至可下渡間、預ケ置度者者願ニ  
依り可差許候条、各地大総代持場限取纏、員数一人別調帳相  
添、本月卅一日限最寄売捌所江差出預り高可申出、尤右預り  
高之義者明年原紙凡積調書江内訳ニ記載シ可差出、且租税寮  
於直二原紙払下ケ候県ニも同様可相心得、且又大総代無之地

方者世話役又者戸長等二而、為取扱候義与可相心得、此段更  
二相達候事

但、休業之者共者既二廢紙之義二付、相当之割引ヲ以買上

候条、別段取調書相添原紙一同本文日限迄二、最寄壳捌

所江可申立事

明治六年八月十日

大藏事務總裁

参議 大隈重信

<sup>(青書)</sup>「右御沙汰二付、本月三十日深谷集会一般回達出ス」

八月十五日 組々来

<sup>(青書)</sup>「皇太后宮 皇后宮上州富岡行啓被為在候節、御休息所江御

取設相成候仮建物等 御旅館之分ハ、其家主江被下置、其代

者一切入札御扱下相成候旨、宮内省分御達二付、此段相達候

也

明治六年八月十五日

堀熊谷県權参事

南第八大区三小区

幡羅郡玉井村

副区長

正副戸長 中

別紙之通御達相成候条、其村鯨井勘衛方御建物等被下候、

請書可差出事

八月十五日

熊谷県

追而其村方二者御扱下之分ハ無之事  
駒通掛印

右村正副戸長中

一、金七拾壹円拾貳錢六厘

右者行啓之節、前書認上候御入費県庁分御下

内

金六円貳拾貳錢六厘

但十円札一枚受取

貳朱札一枚受取

金三円返ス

佐藤喜兵

尚九拾錢八月十六日返ス分

御小休所建物代御下

御道造庭一枚二付三錢積

金六拾四円九拾錢

同十六日 田中源太郎

税金四百八拾七円九拾錢納

組々検査表持参

八月十七日 御印紙下、小池五十郎代吉澤綾三郎

税金八百円三拾錢納、深谷壳捌所出張向

八大区限

回章

第八大区一小区

大里郡熊谷駅

石川正一

来廿一日会議定日之処炎暑之時節二も有之、且差向候議事無



之二付、休会致し候間、定例持参可致書類、来九月廿一日取

書類者相戻し候旨二付持返ル

束ね持参可致、此段相達候也

人力車焼印願

明治六年八月十二日

熊谷県権参事堀小四郎

一ヶ年税金一円 但、乗車税来一月取立之由 雑税掛

議者 副区長 中

右御布達相成候二付、至急申上候也

依頼有之

副区長

八月廿日 御印紙下、長井市太郎

小嶋 録蔵

税金千弍拾三円納

八月十四日

下奈良村

同断中村要次郎

議者 吉田市十郎殿

税金六百九拾三円六十錢納

玉井村

同廿一日 御印紙下、金井総平

同 鯨井 勘衛殿

税金千四百三拾三円弍拾錢納

同十八日 御印紙下、高山仙作

税金千四百三拾円納 鳥羽豊吉(カ)

税金四百八円八十錢納

外金三十四円 夏蚕税

同十九日 熊谷出庁、御印紙下願

税金六百七十五円五十錢納 久保庄右衛門

但、三万九千枚 国用

荒井屋分米代受取

来歳原蚕種調不差出向々書上、御免許願書面体裁伺、駄通掛鎌

外弍拾

原殿江

金七十五円 栗原廣平分受取

行啓之刻仮建物代御下二付、右御費用之中献納書付差

同廿二日 飯田廣饒

出候処、是者先般自費願等厚被思召候へ共、外之類例

税金八百八拾九円八拾錢納

も有之二付御採用難相成、今般之義も可申立候へ共、

高田平九郎

税金三百貳拾六円貳十錢納

同廿三日 山田来、中島孝太郎・田村佐惣次其外組々来

同廿四日 朝令公邸江伺、開墾并辞表云々等伺

竹井・山田面会

金拾貳円 議者給四月令七月迄之分竹井令受取

午後出庁、来歳凡積書上体裁原種ニ認候事、令公令直ニ御沙汰

熊谷県管下

租税寮

蚕種大惣代

熊谷県管下

蚕種大惣代

蚕種原紙払下願受製種人共、於テ内書名判等いたし候余紙、明年休業之もの之分者既ニ廢紙之義ニ付、元価之五割減ヲ以買上候筈ニ候条、為心得此段申達置候事

明治六年八月廿二日 租税頭陸奥宗光代理

租税権頭松方正義



蚕種違式	大宮区裁判所調「写」 <small>(朱書)</small>	
	明治六年八月七日訴	連班 司法十三等松本次矩
武蔵国秩父郡 小鹿野町農 木村卯平 三十八年		掛 司法権大解部吉本祐雄 司法十四等出仕岸 涉

一、自分義兼テ養蚕規則御布告モ承知致シナカラ、無印鑑紙

ニ蚕種卵産ミ付サセ、売払申ヘキ含ミニ有之処、蚕種世話

役柴崎佐平ヨリ不審相立、同村副戸長田嶋泰吉立合被相改

候処、不法ノ品ニ付、蚕種十二枚御引揚相成候事

右之通相違不申上候、以上

明治六年八月二十日

木村卯平

蚕種取締規則第十五節ニ不正ノ品取上、免許印紙料十倍ノ料取立ルトアルニ依リ

科料金十二円

(朱書)「明治六年八月二十日処刑」

八月廿五日 御印紙下、村岡来泊

税金五百円七十錢納 田中新五郎

税金八百拾貳円四十錢納 横倉弥七郎

税金九百貳拾三円七十錢納 新井濱四郎

宮戸村金井総平蚕種改証印代人豊次郎外式人

小島村田中源三郎分同断、是ハ持参ニ付宅改、但国用分計リ

同廿六日 午前七時揃荒川通巡回、川原明戸弁当、夜ニ入熊谷江

帰、夫令帰ル 金一円飯田江茶代自分出

令公 吉田・竹井共三人

税金八百四拾円九十錢納 小池蚕種改豊次郎

税金千三百式拾四円六十銭納 山口源衛  
長沼孝太郎

税金五百六円納 森久吉

同廿七日 前夜常陸国新治郡染谷村比企新八郎与申者、羽生平次

郎添書二而来、泊り

税金千六百六拾九円拾銭納 赤池九八郎

税金千三百式円四十銭納 斎藤安雄

税金千式拾三円六十銭納 柳沢定平

同廿八日 税金百九拾四円式十銭納 卜部染吉

同廿九日 出序

税金壹万七千三百七円九拾銭

荒川壹番組  
外十八組  
切手式十枚

雑税掛江納

来明治七年南各大区毎戸原種高

五万式百三拾式枚式分

右租税寮江書上

三分増苦情御規則ニ照し、贏余之分輸出願式通差出ス

令公面謁

税金三百八拾九円四十銭納 國松利平次

八月三十日 惣組残原紙取調之義ニ付、深谷駅杉田専衛方出会、

午後出張売捌所江伺、杉田泊、田嶋武平同断

税金九百九拾四円十銭納 柏倉勇

同金五百九拾式円六十銭納 田村左惣次

同三十一日 同所滞在、辞役談并原紙取成

九月一日 同滞在

元買下

原紙式拾九万四千四百四拾枚

内現製式拾八万五千八百六拾九枚

残紙五千五百七拾枚

内千八百五十六枚 白紙 内式十六枚

三千七百拾四枚 内書付

外壹枚焼失

右白残紙千八百三十枚

代価金三百六拾六円御下、組々分配

同二日 近崎夕同夕婦 柴崎左平泊、二日夕也

御印紙五百枚、萩原李衛渡

同三日 同千枚渡、同人

柳沢定平改証印遣、代喜平

熊谷県

南八大区三小区播羅郡玉井村

大急 鯨井勘衛

熊谷分一里半規定ノ賃可払

蚕種印紙此程申立之分御渡相成候間、為受取可罷出候也

九月二日

熊谷県

蚕種大惣代

鯨井勘衛

〔七百文〕  
〔青書〕

至急御用二付、別大急故増相願二付、留守居渡

九月三日 出庁

御印紙三万式千五百拾枚御下 国用

柴崎左平御印紙下二付、二日分四日朝迄滞留

同四日 税金三百八拾九円拾銭 柴崎 佐平納

税金八百九拾円 中島孝太郎納

長井来 中瀬村始二而御印紙継印

喜平殿

三日夕来泊、勘次郎江金拾円渡、かし、熊吉二改、蚕種江廻ル

同五日 小林彦助・豊原屋来

山下吉蔵来泊

同六日 殖産会社三等撰拳竹井宅出張、久保庄左衛門来泊

同七日 新戒村へ飛脚 山下吉蔵同道清水へ泊

組々休役願人多人数来、同道熊谷駅清水泊

同八日 出庁

検査表式拾八冊 現在調帳式拾六冊

税納帳式拾六冊 押判位置違帳

製種高書上 精算違書上 御規則背戻品式枚品相添御届

大惣代休役惣組連印願書式冊 組分届

辞表 組々世話役休役二入願 新戒組苦情願差出

右差出 上山殿 辞表再願猶差出

同夜 令公分 牛骨其他三包肥物試験与して御遣

上山殿持参受取

田嶋弥平・山下吉蔵同宿

同九日 組々世話役休役々入御聞届 田島東京出立、山下帰、一

円恵

熊谷県管下

蚕種大惣代

夏蚕掛合用薄紙原紙贏余之分、翌年自家供用之為メ其儘貯蔵

願出候向者差許候条、前年八月凡積帳差出候節、内訳二余紙

何枚貯蔵之趣記載可致置候、尤買戻方願出候分ハ、春蚕原紙

同様可相心得、此段申達候事

明治六年九月七日

租税頭陸奥宗光代理

租税権頭松方正義

〔朱書〕  
〔第三百拾号〕

府県

蚕種紙之義内外用者勿論、自用種タリトモ規則ニ背候紙江仕  
付候義者不相成義ニ付、蚕尿紙へ産卵有之候共、素ヨリ用種  
ニ可供者無之候処、自然心得違ヲ以売買等致し候義有之候而  
者、以之外之義ニ付心得違之儀無之様、各製種人共へ篤与懇  
説致し可置候、此旨布達候事

明治六年九月五日

大藏事務総裁

参議 大隈重信

税金千六百六拾壹円五拾錢 <sup>(朱書)</sup> 萩原空衛

同金千五百五拾四円七拾錢 福田禮規

組々休役々入人一同来 久保庄左衛門泊

深谷原紙売捌所今至急出張被申越、九日夕村岡嘉平出頭

<sup>(青書)</sup>

玉井村

深谷

大惣代

原紙売捌所

鯨井勘衛殿

出張掛

至急

兼而申談候通製造老人別調帳、各世話役ヨリ追々持参候処、  
区々之調指出甚不都合之廉有之、至急面会之上申談度候間、  
急速出頭有之度、此段申入候也

第九月八日

武州深谷出張

原紙売捌所

細野時敏  
増田中属

蚕種大惣代

鯨井勘衛殿

九月十日 諸調、御印紙残調

同十一日 竹井行同道令公邸江伺、夜二入竹井江泊

留守中村岡今書状脚夫賃六百六拾文払

長井市太郎竹井泊

同十二日 屈戸田口龍藏・手島村金井武左衛門来、開墾培根社談

判決議小印いたす、夜中帰ル

同十三日 組々輸出改状渡、五十枚、中村要次郎外妻沼・石原

善藏来泊 香嵐来、検査表仕立

寄居始秩父・入間川総改証印、代人喜平出ス

同十四日 香嵐滞留 中島孝太郎代人并飯能ノ者泊、高島村改証

印、英太郎・豊次郎出泊

組々改状出ス

同十五日 各組改状出ス 板倉勇県庁書類手直し

税金千三百八拾八円六拾錢荒木八郎次納

同十六日 金井総平来、改状組々江渡、香嵐帰ル、金式円他日可

渡分引合

飯能村へ蚕種三枚渡候

小印<sup>(カ)</sup>六名受取

大久保平藏 代金四両貳分

代金四両貳分

九月十七日

南八大区三小区玉井村

熊谷県

議者 鯨井勘衛

〔<sup>(青書)</sup>県庁ノ里数ヲ計リ規定賃可払事

正午十二時発

別紙之通南各大区一般布達候条、得其意入局可被致候也

明治六年九月十七日

河瀬熊谷県令

鯨井勘衛殿

来ル廿一日例月集会席ニ於テ、別段県令御達可致儀も有之候条、殊更不参遅刻等無之様、午前第十時規則之通入局可致候

事

但、当日ニ限正副戸長等も有志之輩ハ、副戸長同道出席不

苦候事

右相達候也

熊谷県令河瀬秀治

〔<sup>(青書)</sup>脚夫賃六百文渡

同十八日 鈴木行、樵雲面謁、金井ノ依頼有之候金貳円相渡

福田禮規江区号小札八十八枚渡、組々改状証印

同十九日 出庁検査表取揃納、令公邸江伺書類拜借

田島ノ書状到来

同廿日 清水ニ而田島弥平婦郷面会、同夜令公邸江伺深更帰、同

所泊、山下吉蔵来、竹井泊

同廿一日 協議所出頭、南各区戸長出席

租税納期限之事、戸長給額見込相立申出候事

国旗ヲ以祭典ニ供候事 同夜清水泊

九月廿二日 竹井同道令公邸江伺、荒蕪開墾決議、同夕帰

同廿三日 大風雨出水、第廿八番組精帳之義申来、外組々来

同廿四日 森戸組役入休役奥書致ス、組々改状致遣

廿三日 税金 第十五番組 阿賀野組

同廿五日

南八大区三小区

熊谷県

播羅郡玉井村

鯨井勘衛へ

〔<sup>(青書)</sup>熊谷ノ壹里半規定ノ賃可払事

五百文脚夫賃渡

〔<sup>(青書)</sup>第五千五百四十三号

熊谷県

蚕種免許印紙之義者現在蚕種出来高詳細取調、贏余之分十月

限返納可致筈之処、御都合も有之候ニ付、先ツ以原紙払受高

ニ照し、過渡之分此節返納可取計候、此旨相達候事

明治六年九月廿日 租税頭陸奥宗光代理

租稅權頭松方正義

蚕種免許印紙之義ニ付、別紙写之通御達有之候処、過日申立  
之分其外共八千百枚相下り候間、右之内原紙払受高差引過渡  
り之分返納取計候積りニ付、全原紙払受高二照し渡シ、残之  
分請取与して可罷出候也

九月廿三日

熊谷県



蚕種大物代

鯨井勘衛

〔(青書)〕当八月中租稅寮へ進達相成居候、来明治七年毎戸養蚕原種取

調書控壹冊急速入用ニ付、可差出候事

一、蚕種現在高取調書上帳、上野国分者差出候ニ付、武蔵国  
分も差出候様、租稅寮掛り之ものヨリ談し有之候趣、東京  
支庁へ申越候間、是又為心得相達置候事

九月廿五日 出序、国内用原蚕種来歳調書上帳写差出候

会社書類御下

御印紙国内用八千百枚御下

宮戸村盜難届、是者深谷区长并檢事局へ可届事

同廿六日 村岡嘉平来泊、現在高其外詳細調

荒木八郎次其外組々来

同廿七日 精算取調、第三番組不都合ニ付、飛脚出ス

村岡滞留

同廿八日 午後村岡并飯田同道熊谷出張

竹井・金井・田口同道荒蕪実地見分、夜中帰

八百本 洪谷倉藏ニ而桑苗

貳万本買付、金貳十円渡

現在惣括稅納書上、第九番組御印紙返上届

名判位置違届

〔(青書)〕 精算惣計

税金貳万八千七百四拾七円九拾錢

内金貳万八千五百八拾七円九拾錢 春蚕

内金五拾錢 第貳拾番組合五枚自腹上納分

金貳拾錢 第九番組合蚕種貳枚盜難ニ付返上ノ分

金百六拾壹円也 夏蚕貳百三拾五枚

掛合千三百七拾五枚

引金貳万八千七百四拾七円貳拾錢

拾三郡三駅五ヶ町貳百四十九ヶ村

製造戸数貳千百貳十九人 外三拾四人休業

凡積高三拾万五千五百五拾五枚

内 五万貳千四百四拾六枚 御国内用

貳拾四万九千四百九枚 海外輸出

外千七百七拾枚 夏蚕・掛合

製種式拾八万五千八百六拾九枚

御印紙式拾八万五千八百六拾九枚

内拾四万九千八百四拾八枚五十三 御国内用

三万九千五百八拾八枚九 二分減追願 御国内用

四万四百拾八枚九 元願 御国内用

五万八千六百廿六枚三十 三分増 御国内用

壹万千貳百拾六枚三十 流用 御国内用

小以拾四万九千八百四拾八枚五十三

内七枚 自訴并盜難二付返上ノ分

拾三万六千貳百貳拾壹枚 海外輸出

外千六百拾枚 但 夏蚕貳百三拾五枚

掛合千三百七十五枚 御国内用

九月廿九日 熊谷出張、出京二付日数五日休暇願、荒蕪龜絵図金

井・田口夕届、同日村岡外組々清水二而面会、精算改正之廉有之、

同夜竹井泊 田島武平夕三分減苦情願、同人六十日間休暇願書

類依頼二付預り

同三十日 朝竹井同道出京、板橋泊

十月一日 朝飯田町二合半坂上、牛窪邸県令公面謁

開墾事情其外伺、小柳丁い七屋傳次郎泊、竹井八真中江行泊

同二日 柳島江行、五ヶ村其外事件談判、諸事依頼有之

同夕飯田町行令公面謁 地方中心ニ無之段裁判官ノ議論

山下面会 有之趣伺、年三分減情談有之

同三日 大雨、松井・野村面会、海陽亭行夜二入帰

同四日 午前六時馬車ニ而令公同車帰郷、熊谷竹井泊

同五日 朝令公邸へ伺、夫夕出庁、金井・田口・長井来談判、夜

二入帰宅

〔朱書〕風難二付再御下御印紙五枚 内壹枚国内用

四枚海外〔

〔青書〕 蚕種大惣代交替之義二付副而申上候書付

本県管下武蔵国

蚕種大惣代 鯨井勘衛

右之者義蚕種之義年来経験ヲ尽し、熟練之者ニ付既ニ大総代

被仰付、右製造之儀ニ付而者於御寮も格別厚御配慮被為仕、

種々之御規則等御世話御座候処、初年之義ニ付従前乱慢之慣

習何分ニも御趣意貫徹仕兼、百般之苦情突出候へ共、同人義

東奔西走懇ニ説諭御趣意速ニ遵奉、本業之家事蚕種ヲも更ニ

抛真ニ勉励仕候ニ付、組々蚕種之製も品位数等ヲ進メ御規則



之趣も亦粗往<sup>(行)</sup>届候場合、豈凶ラン先頃来病痾ニ罹り何分奉職ニ堪兼候趣、内意も有之候へ共厚療養、若差向候事件者副惣代其外ヲ以て便宜取扱可致旨、再三説諭および置候へ共、何分不容易職掌奉職罷在候<sup>(行)</sup>而者、加養も難往届段申立、於本県も同人免職仕候<sup>(行)</sup>而者、将来之御都合如何可有之深心痛仕候間、精々説示仕候へ共何分不得已情実、終ニ今般別紙之通申出、且同人ニおゐても病身相応之義者素々、勉励聊報御国恩申度志願誓而申立、且蚕種之義共此上丹誠ヲ尽し、精製経験仕度旨彼是勘弁仕候処、此上勤続之取扱も無之候間、可相成者従前之勤勞一応御賞誉之上、一時願之通職務御免被成下置、病体之模様追而再勤之義御規則ニ依り、更ニ相伺候様仕度、此段言上仕候、以上

明治六年九月

熊谷県令河瀬秀治

租税頭陸奥宗光殿

書面鯨井勘衛義病痾奉職ニ堪兼候段、縷々陳情之趣一応尤ニ者候へ共、病痾危篤之趣ニも不相聞ニ付、辞職之義難聞届候条、精々療養相加可申、既ニ本年之義者製種季節も相過候義ニ付、差向候事件者田島武平・田嶋弥平其外、副惣代共申談取扱候様可申諭事

明治六年九月廿五日

租税頭陸奥宗光代理

租税権頭松方正義

〔蚕種<sup>(青書)</sup>印紙五枚風ノためニ紛失いたし候義ニ付、建白御指令<sup>(青書)</sup>書面申出之趣ハ聞届、更ニ印紙相渡候条、長官名印之証書ヲ以請取之者可差出候事

但、本文印紙代価之義者更ニ相納可申、尤紛失印紙見当り候上者返納候義者可相心得候事

明治六年九月廿八日

租税頭陸奥宗光代理

租税権頭松方正義

〔東京支庁ヨリ之舌状写<sup>(青書)</sup>

武蔵国分蚕種検査表進達済ニ候処、何れも世話役検印無之ニ付下ケ戻相成候ニ付、則三拾冊差進候間、表巻人別毎ニ実地検査致し、世話役之者検印御取受御差越有之度事

一、同国蚕種製造人印鑑帳いまた進達無之、早々進達可致事<sup>(青書)</sup>

〔七月廿六日進達済ニ付、此段申進候事<sup>(欄外・朱書)</sup>〕

申立事

〔是者<sup>(欄外・朱書)</sup>直ニ不差出候者ハ相成間敷哉〕

〔一、武蔵国分蚕種現在出来高届書無之ニ付、至急可申立事<sup>(青書)</sup>〕

〔七月廿五日進達済ニ付、其段申遣候事<sup>(欄外・朱書)</sup>〕

〔包紙<sup>(青書)</sup>写真図

東京淺草大地代

横浜馬車道

内田氏製

右者留守宅へ御沙汰

十月六日 奈良学校江出頭、長井来、風雅御印紙五枚渡ス

同七日 郭道造立会、出荷発立組々改状渡、同夜金井総平来、輪

出状盜難二付再相渡

同八日 村岡来、金式拾円洪谷倉藏へ内渡

書類調村岡泊、新井齋藤仙太郎・善藏来、熊谷清水泊

同九日 熊谷出張、竹井泊、同夕令公邸江伺

金井・田口・長井出会、開墾地万吉村納得書請取

仙太郎金談濟方談判

同十日 朝令公江伺、開墾費用御出金左二

預り金証書之事

一、金千円

右之金正ニ受取奉預候、然ル上者御入用次第何時成共、此証

書引替御渡可申上候、其節違乱仕間敷候、為後日証書差上可

申処、如件

明治六年十月十日

預り人 熊谷駒

竹井 澹如

玉井村

鯨井 勘衛

河瀬 秀治殿

染谷 尚行殿

前書金千円之義者、今般荒川筋桑園仕付方資本金皆払候二付、

右申談行届候上者衆議之上、更ニ方法相立可申候、為念此段

書添申候、以上

竹井 澹如

鯨井 勘衛

右証書差入金千円請取、内金五百円竹井請取、金五百円自分受

取、尤桑苗代立替候分引去り可申事

新井村齋藤仙太郎金談濟方左二

元金五百七十両、内新戒村江引、是者別途証書ニ相成居候

質地証文金四百七十両也 但、金式百三十四両壹分三朱也  
金百七十両也  
金百六十五両式分一朱也

⊕

九月十九日

以書付奉願候

私儀

病痾為療養出京、本月廿日迄御隙奉願、期日帰郷御届可仕之

処、治療緩急不得止事故有之、猶十日間御猶予被成下度、此  
段奉懇願候也

明治六年十月十九日

鯨井勘衛

河瀬熊谷県令殿

右竹井氏江向封入郵便江差出ス

同廿日 一同出港、決場出荷

同廿一日 柳島邸へ行、岡本面会出港ニ付云云談、夫々佐々木へ

立倚、同日山田志馬江懇情云云申置、同日午後出港

同廿二日 商道配慮滞在

同廿三日 同断

同廿四日 同断

同廿五日 同断

同廿六日 同断

同廿七日 同断

同廿八日 同断

同廿九日

同三十日

同三十一日 越後長岡野本甚作原蚕種三拾枚外一枚、伊太<sup>(イタリ)</sup>り国

原種共注文内金拾円受取 但、野本太吉兩人也

洋服切替六拾式匁式分五厘切

千百八十七枚五分、内金千弍百円受取持参

帰京佐々木ニ尋い七傳泊

〔<sup>(貼紙)</sup>一ト先帰郷ニ付、午後三時汽車ニ而帰京〕

十一月一日 馬車ニ而帰郷、大木同車、夜ニ入帰宅

同二日 竹井江出、夫々帰着届、同夜同氏泊

同三日 午前曉五時議者一同御礼、同夕小松屋ニ而御酒被下、深

更帰

同四日 出立、清水愛助泊、田口忠総分地券至急調上候事

出立休暇願、竹井分山田志馬へ書状依頼

同五日 未明出立、埼玉県山田志馬尋候処、帰県無之

夕五時神田い七傳着泊

十一月六日 安楽寺横丁山田江尋、柳島出張ニ付、直ニ同所江廻

り面謁、来十一日竹井兩人面会之筈

午後汽車ニ而出港

同七日 滞在

同八日 同

同九日

同十日 山田小十郎招ニ而川嶋榎坪一同海陽亭行、午後汽車ニ而

帰郷、い七傳泊、竹井着、萩原空衛着

同十一日 第十一時安楽寺横丁山田志馬江行、村々滞候分都而依

頼二成、右二付兩人引合物産局借用、柳島江取立分取消相成候、

但千五百兩内六百六十七兩小十郎江可入分、八百三十三兩柳

島へ可入分、此分更二取消被下、証書御請、請書等いたし候、

八百兩者竹井分同断之事

午後すみ屋出會、山田鐸馬・志馬兩氏四人也、深更いせ屋へ帰

同十二日 竹井同道京橋向へ行、金百拾円竹井へ渡、但時計代外

十円正二渡、同日竹井出立

同十三日 諸買物

同十四日 同品々買物取揃、佐々木へ行

同十五日 朝野島直輔一同出立、夜二入帰宅

同十六日 早朝本庄駅学校議場出頭

暢發学校熊谷江引候事決議

中学本部定 諸井五衛泊

同十七日 書類編執其外、協議同断

同十八日 午後令公一同島村学校江立倚、深更帰宅

同十九日 本家縁女取極候賀二行

同廿日 出庁帰郷届、同夜竹井兩人

令公江伺、深更帰、清水泊

同廿一日 協議場出頭

田ヲ畑二変ル得失 暢發学校募金副区長・議者二而出金之事

同夜清水泊

同廿二日 出庁、各大区二而惣代撰拳入札 清水泊

一 県令分金百円暢發学校二寄附有之

田口・金井来、荒蕪一件書類持参、廿六日取極之筈

横倉弥七郎桑苗之義二付来、取極

十一月廿三日 荒川開墾地所ノ取極、書類下案作二て帰宅

村方地券証勘一郎分受取、右費用金八円余納

同廿四日 豊次郎・善藏上州行、市平桑三千本

横倉弥七郎へ 買付金式十四円渡

金百円桑苗代、内豊次郎ヲ以同人方為持渡候

北条県貫属田村某来、山下吉藏・辻亀分足袋被送候

同廿五日 当七月已後費用調

同廿六日 墾地事件二付竹井江出會、吉田三氏二而場所点検、夕

方帰、但村々分廿九日迄日延二付、用談無之候

同廿七日 三田清太郎来り、金式百円来明治七年四月迄用立、但

預り手形帳面取置

同廿八日 竹井分急替二付同氏江出張、万吉村外三ヶ村戸長田口・

金井出張、場所公有其外云云談判

同夜令公江伺之上、村々一ト先立戻り、談判之上挨拶之筈

清水愛介泊、与八種代仕切之内二而金式拾兩、元り差引殘金渡

濟

〔挿入紙〕  
今般管内之有志輩協力出金シテ、教員伝習ノ暢発学校ヲ熊谷  
駅ニ新築スル旨ヲ告ク、依テ其員聊ナリト雖一百円ヲ其有志  
等之寄附スヘシ、希クハ加入ヲ許セ

十一月廿二日

熊谷県令河瀬秀治

暢発学校

新築掛中

同廿九日 県庁江是迄費用七月已後取調書上

国内用外国売込人有之、田中源太郎連立申立

服部三藏竹井ニ而面会、雨降出し同家泊り

同三十日 帰り鯨井勘次郎江金五拾九円三十錢種代残渡候

十二月一日 笹井万太郎来、内田清太郎并善藏来泊

同二日 熊谷行、同夕帰、山田一条懸合ニ付挨拶

以書付御届奉申上候

一、ヒストル沓挺 但 式番形七発

玉式拾五程有之

一、同 沓挺 但 三番形五発

玉式拾程有之

一、ヤーケル沓挺 但 和製

玉目式目五分

合三挺

右之筒年来所持罷在候処、先般御取調之刻大藏省御用出京滞  
在留守中遺漏いたし候間、此段御届奉申上候也

明治六年十月二日

南第八大区三小区

幡羅郡玉井村

鯨井勘衛

右鯨井勘一郎方江出し、副区长江差出ス

十二月三日 八木原三郎右衛門江金百円返済、利金拾円、十二月

廿五日熊谷ニ而渡

十二月四日 下奈良村飯塚徽江金六拾五円渡

同五日 熊谷出張、来歳免許願其外談判ニ付、川上行

金井・田口面会

同六日 竹井分書状ニ而出張、吉田三名立会開墾地取極、同所泊

同六日 未明帰、堀江・吉川熊谷学校生徒来ル

同七日

同八日 熊谷出張、明後十日下奈良村江出張之筈、竹井江約ス、

夜ニ入帰、藤原利衛非常駆付人足廿五人請、跡五人云云ニ付来

ル、同夜勘一郎方会所出張、深更迄説諭候

同九日 早朝勘一郎同道小島録藏行、夫分吉田市十郎江行、三拾

人差出し候旨挨拶

十二月十日 朝吉田市十郎方江出張、竹井出会、同村役員交替事

件取扱、同家泊

同十一日 同断滞在、成塚村河田三弥・高畑村金井元次・村岡嘉

平・根岸善蔵同所江来、酒店九右衛門泊

同十二日 同断滞在、右村々金談滞云云談判

同十三日 同断滞在

右河田三弥濟金貳百円、金井元次濟金百七十円

但貳百円書付入 内三十円引筈

合三百七十円来廿八日迄ニ持参

悉皆相濟筈ニ而念為書付取之

下奈良村役交代壹ヶ年ヲ期与し、戸長栗原、副戸長五名之内、

権田宇平与申者不伏<sup>(服)</sup>ニ而治りも不相立ニ付、説諭<sup>(依)</sup>倚頼いたし一

ト先兩人帰宅

〔<sup>(青書)</sup>

幡羅郡玉井村

鯨井勘衛

右之者相尋候義有之候条、明十三日午前第十時召連可罷出候

也

十二月十二日

深谷 裁判所

右御用状吉田ニ而拜見村岡嘉平居合候ニ付倚頼

拙者義深谷御裁判所今十三日第十時御尋之義有之、御呼出

し之処、当秋已来病氣ニ而既二九月中租税寮へ其段申立、大

惣代役御免願差出候ニ付、右御呼出云云之義御依頼申候、依

之委任状差出申候処、仍如件

明治六年十二月十三日

村岡嘉平殿

右ニ付越塚利衛差添出頭候処、原紙流用不分之段御尋而已ニ付

右呼出しニ付村岡嘉平江委任状相渡、越塚利衛差添深谷裁判所

出頭

原紙流用云云尋、同人分申立候由

十二月十四日

十二月十四日<sup>(五)</sup> 竹井行、吉田分書状、同村折合行届候由

同十六日 出立、上尾泊

同十七日 板橋ニ而山田志馬面会、い七傳着

京都府世話役松村江売却、蚕種六枚代金十円受取

佐々木行

同十八日 佐々木行、吉田江謝

同十九日 午後出立、浦和大松屋泊

同廿日 朝山田志馬面会、金貳千円者来廿五日、後者差支無之由、

小十郎方江云云申談候由

村々金員一月勘定之筈

〔<sup>(青書)</sup>同日深谷裁判所分

又候呼出し、右利衛

出頭、出京留守申立、

外御沙汰なし

同夜竹井江立倚、帰宅

同廿一日 小十郎事件二付、竹井出張

同廿二日 右治定挨拶、尚金百六十七円皆済、来歳出荷百五十円、跡式百円出荷なし

同廿三日

熊谷県

南第八大区三小区藩羅郡

玉井村

大急別飛脚

蚕種大惣代

鯨井勘衛

酉十二月廿三日

熊谷之里数ヲ計規定ノ賃可払

熊谷裁判所ニ而蚕種精租<sup>(租)</sup>検査為致候二付、大惣代耆人来ル廿四日罷出候様、可申達旨懸合有之候間、若大惣代・副惣代御用多等ニ而差支候ハ、代与して目利之者耆人、右日限迄ニ無相違裁判所江可差出候也

酉十二月廿三日

熊谷県

蚕種大惣代

鯨井勘衛へ

同副惣代

村岡嘉平へ

右脚夫ちん五錢渡

右新戒村江本書直二廻ス 脚夫文六

〔青書〕十二月廿四日煤払、村岡嘉平立倚出県、夫今川越裁判所江出

取上品検査、但枚数廿八枚いづれも不正之品焼捨者<sup>(物)</sup>之由会所集會出席

同廿五日 熊谷行、清水泊

新戒村并村々竹井金談取扱

同廿六日 出庁

一、仏国原蚕種式枚

武蔵国藩羅郡玉井村

製造人 鯨井勘衛

右者本年四月中租税寮ヨリ原蚕卵御下渡二付、為試験各県大総代江分配纒ニ掃立精養いたし候処、忝合粗賤品価無之候、右蚕卵製造之分租税寮へ可差上御沙汰、東京府下蚕種大惣代並木勘三郎ヨリ報知有之候間、出殻繭相添奉差上候、右品御寮江御差出被成下度、此段奉願候也

明治六年十二月廿六日

右 鯨井勘衛

河瀬熊谷県令殿

右蚕種式枚、出殻繭共県庁江差出ス

十二月廿六日 夜令公邸江伺、荒蕪云云懇話有之、吉田鉦山行之

義二付、竹井・石川与も可議旨被命、清水泊

同廿七日 新戒村木村文次郎済方金四拾円ニ而皆済、内金三拾円

村岡嘉平少渡、河田樸軒同村外一ヶ村金談日延申来、吉田伴七  
金談口々取極

一、金六拾円也

右者大総代月給七月分十二月迄之分御下、村岡・川上少受取、  
村岡分も御下也

一、金拾円 川上鯉十郎江代理依頼之廉有之候二付、同人へ挨

拶与して渡

外金五円 村岡少渡、但交替もの五円有之由

同夕帰

同廿八日

十二月廿九日

鯨井勘衛

依頼蚕種大総代差免候事

明治六年十二月廿九日

熊谷県

鯨井勘衛

蚕種大総代奉職中勉勵奇特之段誉置候事

明治六年十二月廿九日

熊谷県

右御沙汰候

辞職出願已来月給頂戴不都合ニ存、返上相伺候処、爾後百日間  
者規則不苦御沙汰

懲役掛近藤・清水両氏案内村岡・万吉村へ行、田口同道万吉村  
寿念寺借請度旨同人へ頼、同夜竹井泊、竹井・石川同道令公伺、

吉田云云申立

十二月三十日 倉上玄兵衛江立倚帰、春日行

同三十一日 上石原村秋山方江地代納

西田同断、豊次郎熊谷行

松飾餅搗、祝賀用意

御国旗相掲候日柄之義ニ付伺

当十一月三日天長節ニ付、日章御国旗相掲奉祝度段、管下人

民より伺出候ニ付聞届、其段御届申上、既ニ御当日一般施行

仕候処、老幼婦女子ニ至迄、始テ御祝日之意徹底仕候間、可

相成者天長節同様御国旗雛形、毎戸相掲奉祝仕候而御相幡相

成候御日柄、指令有之度旨伺出候向茂御座候処、判然難決候

ニ付、宜御差図御座候様仕度、此段奉伺候也

明治六年十一月十二日

熊谷県令河瀬秀治

右大臣岩倉具視殿

伺之節一月一日并本年十月第三百四十四号布告、祭日祝日及

管内官国幣社祭日者掲揚可仕候候事

明治六年十一月二十日

第三百四十四号



年中祭日祝日等<sup>之</sup>も休暇日左之通候条、此旨布告候事

明治六年十月十四日 太政大臣三條実美

元始祭 一月三日

新年宴祭 一月五日

孝明天皇祭 一月三十日

起元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

右者明治六年十一月廿一日會議之上、一月一日ニ右御布告之

分御国旗相掲候事ニ決ス

〔裏表紙〕

鯨 井 熙





# 熊谷市史編さん関係者一覧（敬称略）

## 熊谷市史編さん委員会委員

委員長 村田 安穂（早稲田大学名誉教授）

副委員長 飯塚 好（民俗研究者）

委員 閑野 高広（熊谷市議会議員）

松本 富男（熊谷市議会議員）

小野美代子（熊谷市文化財保護審議会）

柿沼 幹夫（国士舘大学非常勤講師）

北村 行遠（立正大学教授）

宮瀧 交二（大東文化大学教授）

平井加余子（熊谷市郷土文化会）

野口 幸雄（熊谷市自治会連合会）

鶴田 幸子（公募委員）

## 熊谷市史編さん近代専門部会（平成二七年度）

専門委員 村田 安穂

専門調査員 老川 慶喜

重田 正夫

高橋 和弘

藤島 幸彦

柳澤 健一

## 特別調査員

小林 壽朗

齋藤 邦明

竹村 到

## 事務局（平成二七年度）

熊谷市教育委員会

教育長 野原 晃

教育次長 米澤ひろみ

社会教育課長 山崎 実

市史編さん室

担当副参事 森田 安彦

副課長兼室長 新井 端

主任 蛭間 健悟

嘱託 栗原 健一

水品 洋介

大塚美紗登

井出英美子

高井 直美

滝沢きよ子

時田 史子

松葉 弘美

持田 郁子

望月 潤一

## 臨時職員

年月日	表題 (内容)	頁
11月29日	県庁へ是迄の費用7月以後の取調べ書上を提出、国内用外国売込み人あり、服部三蔵と竹井宅で面会し同家へ泊る	118
11月30日	鯨井勘次郎へ金円種代残金を渡す	118
12月1日	笹井万太郎来る、内田清太郎・善蔵が来て泊る	118
12月2日	熊谷へ行き夕方帰る、山田一条を懸合い挨拶する 【届書】 銃所持取調べにつき届を鯨井勘一郎方へ出し副区長へ差出す	118
12月3日	八木原三郎右衛門へ金円返済する、利金は10円、5日熊谷で渡す	118
12月4日	下奈良村飯塚徹へ金円渡す	118
12月5日	熊谷へ出張、来歳免許願など談判しに川上へ行く、金井・田口と面会、吉田三名立会開墾地取極める、同所へ泊る	118
12月6日	未明に帰る、堀江・吉川熊谷学校生徒が来る	118
12月7日	(日付のみ記載)	118
12月8日	熊谷へ出張、10日下奈良村へ出張の筈、竹井へ約す、非常駆付け人足25人請ける、夜帰り勘一郎方会所出張し深更まで説諭する	118
12月9日	勘一郎同道で小島録蔵へ行き吉田市十郎へ行く、人足30人差出の旨を挨拶する	118
12月10日	吉田市十郎へ出張、竹井と出会い、同村役員交替事件を取扱う、同家へ泊る	118
12月11日	同断滞在する、村岡嘉平ら同所へ来る、酒店九右衛門へ泊る	119
12月12日	同断滞在する、村々金談滞りなど談判する	119
12月13日	同断滞在する、河田三弥済み金悉皆念の為書付取る、下奈良村役交替説諭依頼し兩人帰宅する	119
12月14日	(日付のみ記載)	119
12月15日	竹井へ行く、吉田より書状来て同村折合い行届きの由	119
12月16日	出立する、上尾へ泊る	119
12月17日	板橋で山田志馬と面会する、いせ伝に着く、世話役松村へ売却、蚕種代金受取る、佐々木へ行く	119
12月18日	佐々木へ行く、吉田へ感謝	119
12月19日	午後出立する、浦和大和屋へ泊る	119
12月20日	山田志馬と面会、金円25日後で差支えない由、小十郎方へ談じの由、夜竹井へ立寄る、帰宅する	119
12月21日	小十郎事件で竹井へ出張する	120
12月22日	事件治定を挨拶、金167円皆済、来歳出荷金150円、跡200円出荷なし	120
12月23日	【達書】 熊谷裁判所より蚕種精粗検査に大惣代ら出頭につき 新戒村へ本書廻す	120
12月24日	煤払い、村岡嘉平立寄り出県、川越裁判所へ検査	120
12月25日	熊谷へ行く、清水へ泊る、新戒村并村々竹井へ金談取扱い	120
12月26日	出庁 【願書】 仏国原蚕種差出しにつき 蚕種2枚を出殻共県庁へ差出す、令公邸へ伺う、清水へ泊る	120
12月27日	新戒村木村清方金円皆済す、内金を村岡嘉平より渡す、河田樞軒金談日延を申来る、吉田伴七金談取極る	120
12月28日	(日付のみ記載)	121
12月29日	【沙汰】 蚕種大惣代辞職差免し・奉職中勉勵賞誉・惣代給につき 懲役掛らが村岡・万吉村へ行く、竹井ら同道で令公邸へ伺う	121
12月30日	倉上玄兵衛へ立寄り帰る、春日行	121
12月31日	上石原村秋山方へ地代納める、西田同断 【伺書】 国旗掲候日柄之義につき	121

年月日	表題 (内容)	頁
10月9日	熊谷へ出張し竹井へ泊る、夕方令公邸へ伺う、金井らと出会い、開墾地万吉村納得書を請取る	115
10月10日	令公へ伺う 【証書】 開墾費用預り金につき	115
10月19日	【願書】 病気のため大惣代辞職につき	115
10月20日	出港して決場へ出る	116
10月21日	柳島邸へ行く、岡本と面会し出港を談じる、佐々木へ立寄る、午後出港する	116
10月22日	商道配慮し滞在する	116
10月23日	同断	116
10月24日	同断	116
10月25日	同断	116
10月26日	同断	116
10月27日	同断	116
10月28日	同断	116
10月29日	(日付のみ記載)	116
10月30日	(日付のみ記載)	116
10月31日	越後長岡野本より原蚕種注文金受取る、佐々木を尋ねいせ伝へ泊る、午後汽車で帰京する	116
11月1日	馬車で帰郷する、大木が同車する、夜帰宅する	116
11月2日	竹井宅へ行く、それより帰着届ける、夜竹井宅へ泊る	116
11月3日	議者一同御礼す、小松屋で酒下さる、深更帰る	116
11月4日	出立する、清水愛助泊る、出立し休暇願ひ、竹井より山田志馬へ書状依頼する	116
11月5日	出立する、埼玉県の山田志馬を尋ねるも帰郷なし、夕方いせ伝へ着き泊る	116
11月6日	安楽寺横町山田を尋ねる、柳島出張し面謁する、午後汽車にて出港する	116
11月7日	滞在する	116
11月8日	同	116
11月9日	(日付のみ記載)	116
11月10日	山田小十郎招きにて川島梅坪一同海陽亭へ行く、午後汽車で帰郷する、いせ伝へ泊る、竹井・萩原が着く	116
11月11日	山田志馬へ行く、村々滞り分すべて依頼する、柳島へ取立分は取消し、深更いせ屋へ帰る	116
11月12日	竹井同道で京橋向へ行く、竹井へ時計代金を渡す、同日竹井は出立する	117
11月13日	諸買物する	117
11月14日	品々買物し取揃える、佐々木へ行く	117
11月15日	野島直輔一同と出立し、夜に帰宅する	117
11月16日	本庄駅学校議場へ出頭、暢発学校熊谷へ引くことを決議する、諸井五衛へ泊る	117
11月17日	書類編執など、協議などする	117
11月18日	令公一同島村学校へ立寄る、深更帰宅する	117
11月19日	本家縁女取極めにて賀に行く	117
11月20日	出立し帰郷届出す、夜竹井同道で令公へ伺う、深更帰る、清水へ泊る	117
11月21日	協議場へ出頭する、暢発学校募金出金のこと、夜清水へ泊る	117
11月22日	出立する、各大区の惣代撰挙入札する、清水へ泊る、県令より暢発学校寄附金あり、田口ら荒蕪一件書類持参する	117
11月23日	荒川開墾地所を取極める、書類下案作成し帰宅する、村方地券証勘一郎より受取り費用金納める	117
11月24日	豊次郎ら上州へ行く、市平が桑3000本買付ける、山下吉蔵らより足袋送られる	117
11月25日	当7月以後の費用を調べる	117
11月26日	墾地事件で竹井と出会い、吉田三氏で場所を点検し夕方帰る	117
11月27日	三田清太郎来る、用立金手形帳面を取置く	117
11月28日	竹井の急替りで出張する、金井らも出張、場所公有など談判する、夜令公へ伺う、清水愛介へ泊る	117

年月日	表題 (内容)	頁
8月29日	出庁、荒川組税金納める、余りの蚕種輸出願2通を租税寮へ差出す、令公と面謁、国松利平次税金納める	108
8月30日	惣組残原紙取調べにて杉田専衛へ出会い、午後出張し売捌所へ伺う、杉田へ泊る、田島武平同断、田村左惣次ら税金納める	108
8月31日	同所へ滞在、辞役を談じ并原紙を取成す	108
9月1日	同滞在、白残原紙1830枚は御下げ、組々へ分配する	108
9月2日	夕方帰る、柴崎左平が泊る、萩原空衛へ印紙を渡す	108
9月3日	同人へ1000枚渡し、柳沢定平改証印を遣わす 【達書】 蚕種印紙を渡しにつき	108
9月4日	柴崎佐平ら税金納める、長井が来る、勘次郎3日夕方来て泊る	109
9月5日	小林彦助・豊原屋来る、山下吉蔵が来て泊る	109
9月6日	殖産会社三等撰拳の件で竹井宅へ出張、久保庄左衛門来て泊る	109
9月7日	新戒村へ飛脚出す、山下吉蔵同道で清水へ泊る、組々休役願人多数来る、同道熊谷駅清水へ泊る	109
9月8日	出庁、検査表・大惣代休役惣組連印願書など差出す、田島弥平ら同宿	109
9月9日	組々世話役休役など聞届け、田島東京へ出立、山下帰る 【達書】 夏蚕・掛合用薄紙原紙貯蔵差許しなど 深谷売捌所より出張申越し	109
9月10日	諸調べ、印紙残調べ	110
9月11日	竹井同道で令公邸へ伺う、夜竹井宅へ泊る、留守中村岡より書状脚夫賃支払う、長井市太郎も竹井宅へ泊る	110
9月12日	手島村金井ら来る、開墾培根社談判し決議する、夜中帰る	110
9月13日	組々へ輸出改状を渡す、石原善蔵来て泊る、香嵐来る、検査表仕立てる	110
9月14日	香嵐滞留、中島孝三郎代人泊る、豊次郎ら泊る、組々へ改状を出す	110
9月15日	各組へ改状を出す、板倉勇県庁書類手直し、荒木八郎次税金納める	110
9月16日	金井総平来る、改状組々へ渡す、香嵐帰る、飯能村へ蚕種3枚渡す	110
9月17日	【達書】 21日例月集会不参など無之様につき	111
9月18日	鈴木へ行く、金井より依頼あり金円渡す、組々へ改状証印す	111
9月19日	出庁検査表取揃えて納める、令公邸へ伺い書類拝借する、田島より書状到来する	111
9月20日	清水で田島弥平と面会する、夜令公邸へ伺い深更帰る、同所へ泊る、山下吉蔵来る、竹井へ泊る	111
9月21日	協議所へ出頭、租税納め期限、国旗を祭典に供する事、夜清水へ泊る	111
9月22日	竹井同道で令公邸へ伺う、荒蕪開墾を決議、夕方帰る	111
9月23日	大風雨で出水する、第28番組精帳を申来る、他の組々が来る	111
9月24日	森戸組役入休役に奥書し、組々へ改状遣わす	111
9月25日	【達書】 蚕種出来高詳細取調べにつき 【達書】 過渡分返納取計につき 出庁、国内用原蚕種来歳調書上帳写し差出す	111
9月26日	村岡嘉平来て泊る、現在高詳細調べる、荒木八郎次他組々が来る	112
9月27日	精算取調べる、第3番組不都合で飛脚を出す、村岡が滞留する	112
9月28日	村岡らと同道熊谷出張する、竹井ら同道で荒蕪実地を見分する、夜中に帰る	112
9月29日	熊谷へ出張、出京で5日休暇願ひ、荒蕪亀絵図金井らより届く、村岡ら清水で面会する、夜竹井へ泊る	113
9月30日	竹井同道で出京する、板橋へ泊る	113
10月1日	飯田町牛窪邸県令公へ面謁、開墾事情など伺う、小柳町伝次郎へ泊る、竹井は真中へ行き泊る	113
10月2日	柳島へ行く、5ヶ村外事件談判し諸事依頼あり、令公へ面謁、山下と面会する	113
10月3日	大雨、松井・野村と面会する、海陽亭へ行き夜に帰る	113
10月4日	馬車で令公と同車して帰郷する、熊谷竹井へ泊る	113
10月5日	令公邸へ伺い後出庁する、金井ら来て談判する、夜帰宅する 【添願書】 蚕種大惣代交替願ひなど	113
10月6日	奈良学校へ出頭、長井が来る、風雅印紙5枚渡す	115
10月7日	郭道造立会い、組々へ改状を渡す、夜金井総平来る、輸出品盗難のため再度渡す	115
10月8日	村岡が来て書類調べて泊る、斎藤仙太郎ら来る、熊谷清水へ泊る	115

年月日	表題 (内容)	頁
7月21日	議場へ出頭、公費割合帳など各大区にて取調べ 【書付】 埼玉県他各蚕種紙免許願高など 熊谷清水で惣組会議して一同泊る	96
7月22日	現在高調べ品々を協議、同所へ泊る、出庁	100
7月23日	出庁、印鑑帳納める、同所へ泊る	100
7月24日	本庁現在高書上帳など3通差出す、惣組一同退去する 【達書】 蚕種製造人の繭売買につき 旧原紙村岡より受取る	100
7月25日	秩父組来る、夕方小鹿野村書類持参するも不都合あり	101
7月26日	【達書】 本年蚕種出来高・毎戸製造高調べにつき 熊谷出張途中披見し回答申立てる	101
7月27日	長井市太郎来る、村岡来て泊る	102
7月28日	長沼孝太郎来る、同組ら来る、楊井村吉野が他人の生繭で製造違則自訴書を出す	102
7月29日	費用調べで長井市太郎が来る、中島孝三郎使いに検査表93冊を渡す	102
7月30日	現在高割付調帳を持参、残原紙引上げ、深谷杉田で惣会して泊る、深谷区長と令公が面謁	102
7月31日	深谷会議で滞在、残原紙取集め、妻沼組ら遅れる、同夜惣組人員揃い一同泊る 【達書】 原紙流用取調べにつき	102
8月1日	【届書】 規則背戻品届 深谷会席で届書・蚕種書類を受取る、印税納ほか方法を決議、同夜帰宅	102
8月2日	【書付】 蚕種製造人押印位置違いにつき	103
8月3日	村岡が来て費用取調べて泊る、仲蔵の暇願いに金銭を付け暇を出す	104
8月4日	同断調べ、村岡が泊る、押判位置違いの組々へ飛脚を出す	104
8月5日	熊谷へ出張、規則背戻品届など組々一般調べ済み迄下置く、費用日当取調書を出納課へ出す	104
8月6日	押判位置違書類調べ、不快にて同夜帰宅する、村岡ら清水へ泊る	104
8月7日	村岡が出庁、押判書類6冊を差上げる、山田小十郎が来る	104
8月8日	税納小野組切手取扱いの回達を出す、直次郎帰宅する	104
8月9日	野村が来て泊る、夕方竹井ら依頼で来る	104
8月10日	朝村岡が来る、現在割付を調べて泊る、横倉が来て泊る	104
8月11日	在家総次郎と懸合い、書類取調べる、村岡が泊る、組々が来る、夜三田老母大病との使者が来る	104
8月12日	高田赤池が来る、印紙下げ願を金井総平に託し庁へ出す、夕方大雨、村岡が泊る	104
8月13日	飯能村大久保が来る、国用品談じて泊る、村岡が帰る、太吉一条を談ずる	104
8月14日	示談行届き、対談書になる、山田ら来る 【達書】 余りの蚕種原紙は売捌所へ申し出につき	104
8月15日	組々が来る 【達書】 行啓仮建物などは勘衛へ御下につき	105
8月16日	田中源太郎税金納める、組々検査表を持参する	105
8月17日	小池五十郎ら税金納める、深谷売捌所へ出張伺い 【回章】 会議休会につき	105
8月18日	高山仙作税金納める	106
8月19日	熊谷へ出庁、印紙下げ願、免許願書体裁を伺う、駄通掛へ行啓仮建物献納の書類差戻し、持帰る、竹井へ寄る	106
8月20日	長井市太郎・中村要次郎税金納める	106
8月21日	金井総平・久保庄右衛門ら税金納める	106
8月22日	高田平九郎ら税金納める	106
8月23日	山田来る、中島孝太郎ら組々が来る	107
8月24日	令公邸へ伺う、開墾并辞表などを伺う、竹井らと面会する、議者給4～7月分を竹井より受取る、午後出庁	107
8月25日	村岡来て泊る、田中新五郎ら税金納める	107
8月26日	荒川通を巡回、夜に熊谷へ行きそれから帰る、山口源衛ら税金納める	107
8月27日	常陸国新治郡染谷村比企新八郎が来て泊る、柳沢定平ら税金納める	108
8月28日	卜部染吉税金納める	108



年月日	表題（内容）	頁
6月11日	勸工寮一覧す、伊太利公使代理と面謁、通訳は浅井保徳	87
6月12日	馬車で出立熊谷に着く、深谷へ出張、田島武平と面謁、深谷より帰る、【達書】 海外輸出蚕種紙改場所につき	87
6月13日	令公ら蚕事点検道筋見込み帰る、組々来る	88
6月14日	深谷へ出張、田島弥平らと談判し、夜帰る	88
6月15日	出県、【達書】行啓勘衛宅へ小休につき 沙汰を重立迄申渡す	88
6月16日	深津ら御出、川島梅坪ら来る、道筋普請軒別役にて人夫を出し取懸る	88
6月17日	間野大属来る、人夫へ酒1本出す、竹井ら夜来る、【願書】養蚕景況や相場な ど取調につき	88
6月18日	百事用意する	89
6月19日	内匠大令史出張あり、葦塚直次郎事件で同人鞆書類を持参する	89
6月20日	騎兵隊長来る、【達書】議者会議来会、【達書】葦塚直次郎製造許可、【記】村 岡嘉平月給分受取	89
6月21日	大雨、間野大属来る、小休延引、県令東方で面謁、その後帰宅、間野帰県	89
6月22日	田島弥平より書状来る、協議場へ出頭、竹井同道で深谷へ出張、杉田宅へ泊る	90
6月23日	売捌所へ出頭、事件議論する、竹井同道で熊谷へ帰る、同夜吉田へ行く、清水 宅へ泊る	90
6月24日	出県、原紙流用書類持参し伺う、午後帰宅、行啓小休用意	90
6月25日	行啓は相川橋流失で新町宿で滞在1日、【達書】其許宅へ小休打合せにつき	90
6月26日	加藤典事出張、天覧、質問に答える	90
6月27日	深谷へ出張、原紙買下げ流用を議論する、杉田へ泊る、夕方売捌所で組々立会 で議論する	91
6月28日	原紙買下げを売捌所で約する、上武一事両様の事務取扱いについて出県の筈	91
6月29日	出庁し上武事務取扱い事情の封書を受取り、租税寮へ、熊谷を出立して大雨で 鴻巣に泊る、田島へ出立の書状仕立て差出す	91
6月30日	終日大雨、租税寮へ着く、直ちに封書差上げ事件申立て、小柳町いせ屋に泊る	91
7月1日	休日、岡田へ寄り滝沢へ行く、霞ヶ関公使と面謁、清水に寄り、同夕田島らが 三与に着く知らせあり	91
7月2日	租税寮へ出頭し書類出す、2分原紙残売下げ封状受取、夕方出立、鴻巣いせ半 に着く	91
7月3日	熊谷へ着き出庁、長官不在で住居まで出張、普通流用沙汰済み組々へ通達	92
7月4日	組々原紙買下げで深谷へ出張、清水で組々と会う、出庁し会社書類認め香轡へ 託す、同家へ泊る	92
7月5日	組々原紙過不足取調べの旨通達する、夕方帰る	92
7月6日	深谷へ出張、原紙買下げ	92
7月7日	深谷へ出張、原紙買下げ	92
7月8日	深谷へ出張、原紙買下げ	92
7月9日	組々が来る、安造より眼鏡代価を受取る	92
7月10日	書類を取調べる、祭典太鼓代金を寄附する	92
7月11日	深谷へ出張、原紙買下げ	92
7月12日	現在高調べの雛形廻状を組々へ出す	92
7月13日	来21日熊谷清水での総組会議の廻達を出す	92
7月14日	区々村々来年掃立て原種高積書上につき出県伺い、各区長へ回達差出の沙汰	92
7月15日	各大区へ原種凡高積取調べ回達、石川へ出す、下石原で川上と面会 【達書】 各府県内蚕種最優等者選抜届出など	92
7月16日	書類取調べる、夕方村岡が来て泊る	94
7月17日	萩原来て印鑑帳回達同人へ渡す	94
7月18日	田村代が来る、元素楼で集会 【入用帳】行啓小休所仮建物并新道など	94
7月19日	売捌所へ出頭し勿紙検査、夜に帰る	96
7月20日	埼玉県典事ら出張、川島梅坪が清水へ滞在し書状出す	96

年月日	表題 (内容)	頁
5月7日	協議で出頭、村岡同道で出庁し書類差出す、【願書】改正蚕種製造規則御下げにつき 規則2部御下げ、熊谷会社取結び決議	79
5月8日	清水泊る、組々免許総括精帳取揃える、旧原紙取扱いは川上より書付出る、松井河原明戸組が来て泊る	80
5月9日	出頭、製造凡積免許総括精帳納める、旅宿人足費用御下げ、【証】月給受取	80
5月10日	巡回先触れ、利根川組らへ出す、書類取調べ夕方村岡が帰る、高田ら来る、川島より養蚕入塾する、同人出張	81
5月11日	利根川東組妻沼村小池方迄沼和田村ら来る、小島村田中へ泊る	81
5月12日	小島村を出立、堀口村へ立寄る、新戒村荒木へ出張、中瀬斉藤へ泊る、善蔵同道	81
5月13日	中瀬を出立、手計村山口へ巡回、留守で組内重立ちへ申置き、阿賀野村富田へ出張、宮戸村金井へ泊る	81
5月14日	仁手村外区々へ廻状出す、本庄集合を申遣わす、宮戸村を出立、本庄駅田村へ泊る、並木らより書状着く	81
5月15日	児玉新宿へ飛脚出す、3県大惣代へ書状出す、本庄駅製造人らに表体裁ほか説諭す、同所出立し児玉町へ泊る	81
5月16日	児玉町組合製造人多数へ説諭す、出立して深谷で止宿する	81
5月17日	深谷組合ら出張方法説諭す、原紙掛りへ何う、大惣代並木ら同道して帰宅、名取彦兵衛製糸器械図面を請取る	81
5月18日	金井房松会社規則調印済み、仁手村会社規則終日筆入れ、本田村ら製造願帳封書で差送る	81
5月19日	本田村ら製造願書田中へ返却、小川村原紙渡人歎願事件申来る、【達書】勸業結社不採用につき	81
5月20日	製造所免許願遺漏で本田村来る、【達書】富岡製糸場用聞にて出頭につき	82
5月21日	深谷へ出頭、生蕪蒸場取建で談判、熊谷協議所へ出張、清水藤左衛門へ泊る	82
5月22日	出庁、仁手・宮戸会社書類提出、駅内製造人へ御趣意の申達し、本田村ら遺漏製造追願を談ずる	82
5月23日	深谷へ出張、尾高と面謁、葦塚直次郎器械所取建を談じ、【布告】蚕種改正規則須原屋より買求めにつき	82
5月24日	雷雨、河原明戸村原紙代価で来る	83
5月25日	田中同道で深谷へ出張、中瀬ら4組原紙買請け、村岡と松田は泊る	83
5月26日	利根川東組原紙下げ渡し、印鑑改めを組々と談じ夕方帰る	83
5月27日	練善が来る、間々田らの世話役が来る	83
5月28日	児玉町が来る、四分一へ行く、熊谷へ出張、江川を巡回、清水へ泊る	83
5月29日	上石原へ立寄る、深谷へ出張、原紙買下げ代価を納める、深谷へ泊る	83
5月30日	原紙買下げ済み、深谷出張で村岡に託して夜帰る、出産で星野へ飛脚を出す	83
5月31日	出県、葦塚直次郎製造差留届け申立て、規則書御下げ請取書指上げ、会社取結び決議で河原明戸村が来る	84
6月1日	品々書類を取調べる	84
6月2日	会社書類を加筆、夕方熊谷へ出張、竹井へ泊る、税掛の野口が来る	84
6月3日	熊谷で吉田と出会う、令公邸の沙汰何う、学校事件吉田の実情など伺い夜竹井へ帰り、その後帰宅	84
6月4日	倉上玄平へ行く、桑見切代価渡す、清水にて吉田と面会、午後深谷へ出張、田島と面会し夕方帰る、星野が来て泊る	84
6月5日	四分一らと出会う、上石1町歩培養で金円取極め、会社設立につき水戸屋へ泊る、【達書】蚕種原紙御談申度出頭につき	84
6月6日	出頭、葦塚方生蕪蒸場設立回答会社決議調印に取掛かる、深谷へ出張	84
6月7日	県庁へ出頭、【願書】蚕種原紙減分売留めは中止し御売下げにつき	85
6月8日	田島弥平ら着く、会社書類取揃え県庁へ差出す、東京支庁へ封書渡し、自宅に戻り清水が泊る	86
6月9日	熊谷を出立、夕方小柳町三河屋へ着く	86
6月10日	金井らと面謁、出張所へ封書指上事件申立て、河崎らと面謁、三与へ泊る	86

年月日	表題（内容）	頁
3月22日	書付差出す、【届書】製造新旧凡積免許総括高につき、【達書】至急出頭 出頭、猷繭云々御尋ねあり	73
3月23日	原紙流用の沙汰につき、色々申立てる	74
3月24日	出頭、原紙流用願書差出す、陸奥らと面謁あり	74
3月25日	小舟町大市と面会する	74
3月26日	柳島隠所へ尋ねる、旧県貸付事件取扱向依頼あり、【達書】蚕種余分買上げなど	74
3月27日	出頭、蚕種弁書上げ、新規製造海外輸出願不都合の相談あり、【申入】蚕種新規願書尋申談度につき	74
3月28日	出頭、海外輸出禁止規則など談じ、古谷と懇話あり、出張所へ出て云々申立てる	75
3月29日	海外輸出禁止布告で辞役願書出す、追って沙汰 【達書】出頭につき	75
3月30日	出頭、規則書御下げになる	75
3月31日	規則返上のため出頭、新規製造など伺い、藤本ら辞表願下るよう談あり	75
4月朔日	（日付のみ記載）	75
4月2日	出頭、大惣代辞役願書御下げ、辞表出張所へ届く、国用充備方法申立てる	75
4月3日	出頭、新規製造伺書の文字改める、【達書】蚕種大惣代と呼称につき	75
4月4日	出頭、組番号書上げる、約盟書御下げになる	76
4月5日	帰郷伺いのため出頭、豊次郎来る	76
4月6日	吉田喜四郎へ行く、原種代価受取り預る	76
4月7日	柳島邸へ行く、旧地村々取扱依頼あり、竹井への書付を受取り、豊次郎帰る	76
4月8日	帰国伺い、番号荒川組へ播羅・榛沢へ加願改め、萩原空衛来て組分けを聞く	76
4月9日	出頭、賀美郡神流川組改め願い聞届け、養蚕検査表御下げ、【印書】各種印書預りにつき	76
4月10日	大惣代一同出頭、帰郷の沙汰あり、【建言】製造凡積免許高増高告論につき 原紙売下げ沙汰あり	76
4月11日	検査表など荷造り陸運に出す、国々通信規定取替わす	77
4月12日	熊谷に着く、県庁へ帰郷届出す	77
4月13日	（日付のみ記載）	77
4月14日	深谷へ行く、宮崎ら信州より来て面会、原紙小印を申立てる、夜竹井が泊る	77
4月15日	県庁へ事件詳細届ける、服部三蔵が竹井と面会、善蔵が来て泊る	77
4月16日	吉田善四郎へ原蚕紙を送る、川島梅坪来て趣意を伝達する、検査表80枚を渡す	77
4月17日	村岡が来て泊る	77
4月18日	【達書】蚕種製造免許願惣括帳体裁につき出県	77
4月19日	会談、管内区画絵図御下げになり代価905文	78
4月20日	同会談	78
4月21日	令公邸へ伺う	78
4月22日	協議所へ出席、道路開拓建白、畑方永の一部下げ金にて会社設立規則を書取る、夜に退出する	78
4月23日	帰宅、馬場らが来る	78
4月24日	世話役に入る	78
4月25日	前田寄附地など郭内のことを談じる	78
4月26日	資本勸業会社規則草稿作成、【申入】原紙出張検査につき	78
4月27日	深谷原紙売捌所へ出張、夜帰る、足柄県大惣代山口八兵衛来て深谷へ泊る	79
4月28日	勸業資本協議のため出張、清水へ泊る	79
4月29日	同断、会社草稿差出す、速水が夜来る	79
4月30日	会社申合規則草稿を協議、夜速水らと令公邸へ伺う、草稿御下げ	79
5月1日	速水が松山に行く、藤山金近が来る、寺内より添書を持参、夕方帰る	79
5月2日	組々凡積免許帳を持参、村岡が来て泊る、山下吉蔵ら来る	79
5月3日	組々が来る、長井が来て会社談じる、田島弥平来る、夜に入り大雨	79
5月4日	大風、久保庄左衛門来る、村岡泊る、山下吉蔵の依頼で養蚕伝習入塾	79
5月5日	村岡同道で深谷原紙売捌所へ出張、田島武平と面会、夕方村岡と帰り泊る	79
5月6日	書類取調べ、京屋芳兵衛が来る、村岡泊る、忍土族の女らが来る、山下吉蔵泊る	79

年月日	表題 (内容)	頁
2月11日	休暇、村岡が来る、【達書】当年余りの蚕卵原紙取調につき出頭	65
2月12日	沙汰にて勘衛ら出頭、新夏蚕原紙仕分け、運輸入費御下渡願	65
2月13日	裁判所へ出頭、取上蚕種払下げの分は東京府へ廻しにつき品惣再検査	65
2月14日	租税寮へ出頭、裁判所検査事件を届け、旧原紙極印有無買上げを古谷へ伺う	65
2月15日	出張所へ出る、同夜山田小十郎が来て泊る【達書】伊太利国中山総領事へ精良の糸差出取計につき	65
2月16日	右同人(山田小十郎)一同(並木・勘衛)と海陽亭へ行く	66
2月17日	雪雨降、租税寮へ出頭、裁判所へ出頭、印紙未廻りは回答書差出し済み、裁判所へ立戻り回答の事を申立てる	66
2月18日	東京裁判所へ出頭、御下蚕種税金租税寮へ直納につき、勸業課へ出頭、【達書】大惣代出頭につき	66
2月19日	一同出頭、油製印肉害有無談じ、高沢磯右衛門男ら来て泊る	67
2月20日	下渡し春蚕種は国用換印証書相添え下渡す	67
2月21日	竹井ら来る、山田典事一同海陽亭へ行く、竹井同道沢邸へ出るが同日横浜まで発足で留守	67
2月22日	川島梅坪ら同道で租税寮へ出頭、同夜林田同道で神田屋へ出張、山田らと面会	67
2月23日	竹井同道で大野へ行く、下げ蚕種渡し済みに成る	67
2月24日	三井国立銀行に蚕種税持参して出頭、取込中で納済ならず、国々養蚕方法認め方沙汰	67
2月25日	前夜雪降る、河村来て面会、勸業課と談じて27日田島武平ら出頭の達し	67
2月26日	伊勢屋より年頭にて一同会う、雨降り続き瀬戸物町古川へ尋ねる	68
2月27日	出頭、国々番号のこと、【請書】全国養蚕製種区別番号郡名で区分につき 御下蚕種切手を返上する、大解部大八木と面談する	68
2月28日	勸業課と談じて2日勘衛ら出頭につき達し	68
3月1日	前橋黒崎長平が来る	68
3月2日	勘衛ら出頭、申合規則御下げ調印猶予申立て書類持参、衆議、追って調印の沙汰	68
3月3日	出頭、規則調印5日迄猶予申立て、一同大衆議	68
3月4日	一同衆議、夜に規則中改正増補を認め決議する	68
3月5日	【達書】大惣代出頭 規則改正増補書上げ出頭、原紙掛より製造願高を認め差出につき談あり	68
3月6日	小川町裏神保小路の清水崎太郎へ尋ねる	69
3月7日	製造高書上を持参して出頭、9日迄に免許願出ない場合は製造採用せず	69
3月8日	免許高取調書上猶予歎願で出頭する	69
3月9日	一同免許高書上方猶予歎願、竹井より書状来る	69
3月10日	川島梅坪が免許高願猶予書付持参して出頭、【願書】猶予願 3等蚕種賞典伺書を出す、【伺書】3等蚕種賞典につき	69
3月11日	大雪、明日東京裁判所へ出頭の沙汰あり	70
3月12日	東京裁判所へ出頭、御柙品の鑑定をする	70
3月13日	細野の見舞い、瀬戸物町古川を尋ねる、夜に三田三五郎が来る	70
3月14日	【達書】勸業課へ出頭につき 勘衛ら出頭し規則改正増補書上げ調印命じられる、清水崎太郎を尋ね泊る	70
3月15日	申合規則等調印持参して出頭、御下げ蚕種税納帳再精帳差出す	70
3月16日	芦葉同道で河善へ行き夜に帰る、本石町大野へ古金渡し鑄を注文する	71
3月17日	出頭、【証】御下げ蚕種税納めにつき、【届書】蚕種製造凡積高につき、【褒賞】国内蚕種上品製造につき	71
3月18日	写真を撮りに行く	72
3月19日	出頭、御下げ蚕種税納める、【記】蚕種税受取 申合規則遺漏のため認め持参の沙汰あり	72
3月20日	出頭、茅場町で写真を撮る、申合規則調印後持参の沙汰あり、出張所へ行く	73
3月21日	休日、清水へ行く	73

一 明治6年(1873) 公用記

年月日	表題(内容)	頁
1月1日	祝賀	61
1月2日	蚕養草稿認める	61
1月3日	養草を博覧会事務局へ郵送、竹井・根岸と面会、小松屋へ泊る	61
1月4日	学校掛福島と面会する	61
1月5日	帰宅する	61
1月6日	書類を調べる	61
1月7日	渡辺らと熊谷小松屋にて面会、松山で昼飯を食べ、井上勘兵衛宅へ泊る	61
1月8日	協議所へ出頭、根岸ら県令邸へ伺う、【達書】生糸仕立方粗悪濫製にて村方説得方人撰につき	61
1月9日	地券掛萩原大属へ伺う、その後帰宅する	61
1月10日	川島梅坪来る、深谷杉田方世話役惣会に出張して泊る、同夜村岡へ飛脚を出す	62
1月11日	糸蛹調精帳村岡より支庁へ出す、免許願を組々に伝達する、泊る	62
1月12日	支庁へ行き原紙掛へ伺う、【届書】生糸取締之義につき公撰人推挙	62
1月13日	明細精帳を調べる、善蔵泊る	62
1月14日	同断	62
1月15日	同断、新戒村より精帳筆者が来る、村岡泊る	62
1月16日	同断、同、同	62
1月17日	同断、同夕帰る、同	62
1月18日	島村田島へ書状を出す、松井免許帳を持参する、雪降る	62
1月19日	本庄宿田村が来る、その外組々が来る	62
1月20日	深谷飯島宅で田島と出会、新規製造扱いについて談ずる	62
1月21日	精帳筆者を在家師匠に頼む、村岡と同行して富岡へ出張する、荒井家へ泊る	62
1月22日	富岡に着き富岡製糸場を見学、佐のやへ泊る、同夕租税頭陸奥へ伺い、原紙代価新貨免許料等命ぜられる	63
1月23日	洪沢栄一が(富岡)に着き夜伺う、新規製造など、収税局鑑札の申立	63
1月24日	暁に出立、深谷の原紙懸へ伺う、帰宅する	63
1月25日	村岡が来る、精帳を仕立てるため在家筆者を雇う	63
1月26日	同断、免許願と品々調べを行う	63
1月27日	同断、豊治郎が金子を取落す、須藤が来る、商社願に奥印をする	63
1月29日	明細精帳等を総括、印紙残り返上村岡へ渡す、取落金高を認めて支庁へ提出	63
1月30日	(玉井を)出立して、伊勢孫へ泊る	63
1月31日	小柳町へ着き租税寮へ届ける、中村と東京裁判所へ出頭、大解部大八木らと面談、夏蚕薄紙大惣代下渡し伺い	63
2月1日	租税頭邸へ伺うが留守	63
2月2日	中村と租税寮へ出頭、印紙下方を伺い、裁判所へは印紙だけ御下げ、その旨租税寮へ出頭伺済み、裁判所へ出張申立て	63
2月3日	清住町(小笠原)邸へ伺う、租税寮へ出頭古谷と面謁、旧原紙極印有無に拘わらず買上げ申立て書付を差出命じられる	63
2月4日	並木ら出頭、無極印原紙買上げ懇願建白書を古谷へ差出す、澁元原紙に準じ取扱方所置、【達書】原紙売捌所の蚕種原紙買上げにつき	63
2月5日	(日付のみ記載)	64
2月6日	青木と同行して小石川伝通院内へ行く	64
2月7日	生糸惣代深谷島田ら連れ出張所へ出る、租税寮へ出頭、古谷へ蚕種会社規則御下げの申立て	64
2月7日	沢権令が免職福岡県令に転任、小池権参事ら奈良県へ転任、式部寮へ御召の沙汰あり	64
2月8日	本所津軽屋敷前令邸へ伺い面謁、同夕竹井へ書状を出す、【布達】租税寮より出頭依頼	64
2月9日	田島・勘衛で租税寮へ出頭、原紙精粗を鑑定、【記】小川村他原紙見本鑑定書	64
2月10日	材木町河善へ立寄る、その後帰宅する	65

年月日	表題 (内容)	頁
11月15日	裁判所で出頭勘衛ら取上品正否見分し、薄紙製造は大惣代にて下渡し方租税寮へ伺い所置の懇話あり	56
11月16日	横網古谷邸へ田島と出張するも面謁なし	56
11月17日	大雪、薄紙製種事件の書類を認める	56
11月18日	同上書類を持参する、田島ら出頭、改所巨細規則を差出すよう命じられる	56
11月19日	改会社規則を認める、細野が来る、明日原紙掛一同出立の由	57
11月20日	改所規則調印する、一条・工藤が出頭して差出す、神奈川県関山大惣代拜命にて来る	57
11月21日	小網町へ行く	57
11月22日	腰塚伝九郎へ面会する、山下吉蔵が来る	57
11月23日	刈谷ら出頭、帰郷時期を伺う、深川へ行く	57
11月24日	清水ら出頭、願書を持参、【願書】改暦頒布にて新歳賀節帰郷御聞届につき聞届済み、26日3人出頭命令	57
11月25日	幸橋御門内博物館へ出張一覧する、国々押合製造免許願帳の雛形を認める	57
11月26日	勘衛ら出頭、【達書】大惣代出頭につき 博覧会へ出張にて同所へ即時出頭命じられる、租税寮より一同帰村	57
11月27日	勘衛ら博覧会へ出頭、養蚕方法書7日以内に差送る筈、豊次郎来る、松沢泊る	57
11月28日	東京を出立する、浦和大松に泊る	57
11月29日	埼玉県飯島権大属へ伺い後出庁、【記】製造惣枚数御下印紙差引につき 出立して上尾細井へ泊る	57
12月朔日	帰宅する	58
12月2日	三五郎が来る	58
<b>明治6年</b>		
1月1日	祝賀、鎮守拝礼	58
1月2日	蚕養を草稿する	58
1月3日	養草を認めあげ、博覧会事務局へ郵便で出す、竹井と面会する	58
1月4日	根岸と面会する、小松屋へ泊る、福島と面謁する	58
1月5日	帰宅する	58
1月6日	終日書類を認る	58
1月7日	熊谷で福田ら3人と面謁、その後出県、井上へ泊る、萩原大属宛て書状を栗原より頼まれて届ける	58
1月8日	出頭、協議が済み令公へ伺う、地券事件・世話役更代伺い・秩父会社市場のことなど	58
1月9日	萩原大属へ伺う、同日帰宅する、【達書】生糸仕立粗悪濫製にて村方説得方人撰につき	58
1月10日	川島梅坪来る、深谷杉田方組々集会出張する、製造願雛形を一同に伝達、同夜新戒村へ飛脚を出す	59
1月11日	同断、糸蛹高調精帳して村岡より支庁へ出す	59
1月12日	支庁へ行き原紙掛へ伺う、夕方帰宅、村岡泊る、【届書】生糸取締公撰人撰拳、【願書】新年後桑株盗みにつき	59

年月日	表題 (内容)	頁
10月6日	郭諸寺地のことで惣代4人来る、春日に行く、松本伝兵衛来る	48
10月7日	東京大和屋市藏代が来て原紙400枚を遣わす	48
10月8日	田輝孫四郎来る、長井へ造酒談じ、三田三五郎泊る	48
10月9日	三田差引調べ勘定、【達書】 蚕種原紙漉立方差留につき 小川村原種漉立人へ出張の書付出す	48
10月10日	杉田専衛方へ世話役惣会、支庁へ伺う、【達書】 各国大惣代呼出につき、【達書】 蚕卵布達之儀徹底につき	49
10月11日	寺内少属と立会う、杉田宅で世話役24組繭3等撰拳落札、規則背戻蚕種清七へ払下げ、規則書組々へ渡す	50
10月12日	【願書】 蚕卵之儀用談察出頭相成兼にて期日遅延願につき	51
10月13日	足柄県官員3人来る、藤本善右衛門出京懸で立寄る、埼玉県第8区～19区三田清太郎など	51
10月14日	菅谷源五右衛門来る、山田事件細密伝達する、香嵐来る	51
10月15日	金井総平ら繭3等品箱入り持参、村岡らが来て泊る、【書付】 武蔵国生産蚕種優等者名、【届書】 協議所欠席につき	51
10月16日	伺書三田へ渡す、精帳取調印紙残取調950枚、【達書】 村岡嘉平出張につき	52
10月17日	深谷へ出張、繭3等撰拳書宛名認替えて立戻り、同夕持参、同宿泊、横倉弥七郎が来る	52
10月18日	飯塚弥七郎へ行く、小池税金納める、新島が来る、村岡泊る、残税村岡へ渡す	52
10月19日	板橋いせ孫へ泊る	52
10月20日	租税寮へ出頭、高梨と面謁、出張所へ着届け、小林屋へ行く、山田小十郎へ証書不都合談じ、同所泊る	52
10月21日	帰途菊屋へ立寄る、小柳町伊勢屋へ宿定め、明日大惣代一同出頭の書付到来	52
10月22日	17人出頭、細野取次、古谷租税助より談話、国々大惣代取扱振認銘々書取、尿紙免許建白一覧する	52
10月23日	書類を認める	53
10月24日	一同出頭、取扱振認を書上、数寄屋橋外へ行く、大惣代横浜へ呼立、製造方原種雛形一覧、税調などを沙汰	53
10月25日	【達書】 至急罷出につき 来西原種総括取調書有無申立て等談じる、夕方細野邸へ行く、深谷へ帰る、村岡が着く	53
10月26日	清住町邸へ伺う、小笠原と面謁、【布達】 長野県布達蚕種世話役給など	54
10月27日	石井彦右衛門ら秩父会社につき来る、河善に行く、北条県山下吉蔵が来る	54
10月28日	司法省裁判所より使者が来る	54
10月29日	大雨、細野邸へ行く	54
10月30日	裁判所へ出頭勘衛ら蚕種取上げ品見分済む、博覧会へ出張、司法省官員へ面謁	54
11月朔日	書類草稿する	55
11月2日	出頭、伺書など2通差上げる、原紙漉立て其外品々について談ずる	55
11月3日	養蚕検査仕立てる、深川清住町へ田島と出張する、同夜雨	55
11月4日	雨、横山町へ行く、【達書】 明日租税寮へ出頭につき	55
11月5日	勘衛ら出頭、原紙漉立方を談ずる、原紙規則書160冊御下げ、【請書】 原紙漉元巧拙国々選挙申立てにつき	55
11月7日	一同出頭、漉元巧拙書付を差上げる、出張に出て令公宿所へ向う、規則書認める	55
11月8日	小柳町に着き書状が来る、【書状】 学校興立の事務兼勤拝命書届につき	55
11月9日	申合規則書・検査表を差出す	55
11月10日	検査表へ添える伺書差出す、藤本が出頭する	56
11月11日	本所津軽屋敷脇沢令公へ伺い面謁する	56
11月12日	申合規則草稿見合せ御下の分返上する、【書付】 太陽曆発行にて蚕種称号改正につき	56
11月13日	品々を申合せ	56
11月14日	藤本ら3人出頭する、漉元原紙精粗一覧する	56

年月日	表題 (内容)	頁
8月25日	村岡豊次郎ら3人鉄道で出浜、小林屋へ泊る、川田屋へ立寄り	40
8月26日	帰京、梁川大惣代中村善右衛門と面会する	40
8月27日	天神下へ村岡同道出張する、来酉製造方法事件で国々の大惣代呼出のこと	40
8月28日	一同小網町を出立する、板橋いせ孫へ泊る	40
8月29日	鴻巣いせ半へ泊る	40
8月晦日	11時帰宅、利衛・勘一郎へ行く、藤平来る、善蔵泊る	40
9月朔日	与八・善蔵種代勘定を渡す、原種・桑代預かる	40
9月2日	【達書】養蚕取締之義にて急罷出につき	40
9月3日	出立して竹井万平へ立寄り、高沢町井上へ着く、藤平・与吉同居	41
9月4日	出庁する、【届書】海外輸出免許自国用に換え証印伺いにつきなど	41
9月5日	協議所へ出頭する、議者根岸武香など、旅籠人足帳2冊御下げになる	42
9月6日	井上へ出立する、5日夕に着く、小川柏屋へ泊る	42
9月7日	大宮郷鍋屋へ着く、山田源内途中より同道、雨降り続く	42
9月8日	支庁へ出る、生糸方法談ずる、五ヶ市場へ御用状出る、雨降り続く	42
9月9日	支庁へ出る、夕方森岩吉らと面会する、市場規則認めるよう談に及ぶ	42
9月10日	小鹿野町へ立戻る、【票告】協議所開置、【別紙】協議場開置例則、【達書】免許印紙は御下げにより売買差支なきにつき	42
9月11日	大宮支庁へ出る、会社公選を伺う、蚕種税金柴崎佐平より請取る	44
9月12日	11大区より市場規則苦情書付出る、本庄宿内野来る、小前田製造事件歎願する、会社衆議草稿取懸る	44
9月13日	会社議目規則草稿支庁へ持参、2大区2社設立決談になり、夜に帰る	44
9月14日	2大区へ2社取立議目規則調印済む、会社惣代井上勘兵衛へ出合筈で同所へ出立する、野上いつみ屋へ泊る	44
9月15日	野上出立、田中新五郎へ立寄り帰宅、中瀬斎藤ら来て泊る、【証】月給受取につき	44
9月16日	安次郎来て泊る、村岡嘉平来て泊る、勘一郎若狭屋事件を談判する	45
9月17日	間々田村弥七郎へ書状出す、藤次郎本庄へ行き、村岡嘉平帰る	45
9月18日	斎藤喜平ら来る、【届書】2社設立条約免許願出につき 書付2通深谷支庁へ差出す	45
9月19日	出立して井上勘兵衛へ着く	45
9月20日	協議所へ出頭、開化方法協議、【達書】国内用を海外輸出換用願出聞届間敷につき 写しを村岡嘉平へ出す	45
9月21日	南久保町権参事邸へ伺い面謁、竹井同道令公邸へ伺い面謁、白子亀屋へ泊る	46
9月22日	白子出立して小網町松坂屋へ着く、鉄砲洲へ尋ね茅場町より京橋へ行く	46
9月23日	横浜へ行く、上野へ尋ね山田病氣、福井忠兵衛へ泊る	46
9月24日	豊次郎帰京する、住吉町松葉屋へ立寄り留守、山田面会し金1000両渡す、開墾事件依頼あり、同所へ泊る	46
9月25日	帰京して松坂屋へ泊る、小林彦助と面会、各国種代金10円請取る	46
9月26日	天神下邸へ尋ねる、細野・宮崎へ面謁する	46
9月27日	南伝馬町山城屋で洋服注文、本石町大野時計買付ける	46
9月28日	御船蔵前小笠原邸へ行き面謁、足柄県兩人面会、河内屋へ尋ね酉養蚕教師雇頼む、同所へ泊る	47
9月29日	滝沢友之助へ尋ねる、同夜福井兩人が来る	47
10月朔日	大市へ立寄り、天神下邸へ面謁、来15日国々大惣代御召御用状差出しの由、秩父会社書類預る、吉岡と面会	47
10月2日	京橋尾張屋へ行く、東京へ出立、風呂敷包を松弥へ預け、板橋いせ孫へ泊る	47
10月3日	埼玉県へ出頭、杉山と面謁、【達書】蚕種製造税上納につき、【伺書】来酉原蚕種充備換用願出につき 大宮に泊る	47
10月4日	川越井上へ着く、出庁、11時出立して松山町中島屋へ泊る、【達書】蚕種等生産場所産出高取調につき	47
10月5日	12時帰宅、検見野先へ向かい別府村より西野村において木原と面謁、夜帰る	48



年月日	表題 (内容)	頁
7月19日	深谷旅宿へ詰合う、出役自宅へ泊る、田島弥平立寄り出京する、【差紙】出京につき (2通)	33
7月20日	河原明戸村ら世話役呼出し趣意御達し、持田村で2泊して帰る、腰塚利衛と詰合せ出立する	33
7月21日	暁出立、本所御船蔵前小笠原旧邸へ着き泊る	33
7月22日	小柳町三河屋へ尋ねる、租税寮へ出頭、【伺書】夏蚕種を試験御入用精品買求めにつき	33
7月23日	小柳町田島へ尋ね留守、御船蔵前へ帰り泊る、団野へ面謁する	34
7月24日	租税寮へ出頭、滝沢友之介へ泊る、小林彦助来て面会する	35
7月25日	田島同道出頭、【預書】規則替戻蚕種74枚差出につき	35
7月26日	鉄道乗込み坂井同道横浜へ出港、フレシアンら応接、竹井代へ品々頼み、未明に出る	35
7月27日	小林へ面会、蒸気車乗込み帰京、菊屋へ立寄り出頭、【願書】規則書35冊下渡しにつき	35
7月28日	御船蔵前邸へ田島来る、上野へ面謁、規則書34冊御下げ、【証書】管内物産売捌方之義につき	35
7月29日	出頭、外務省より沙汰なく、外国人ら注文夏蚕種薄紙届けになる	36
7月晦日	並木勘三郎同道出頭する、海外輸出届外務省より沙汰なく、松井竜作らと面会する	36
8月朔日	小舟町上州屋へ行く、金井伝次らと面会、滝沢友之助宅へ行き立戻り上伝へ泊る、大風雨	37
8月2日	本町へ行く、田島と面会する、上伝へ帰り書状認る、本所へ帰る	37
8月3日	早朝三与へ行く、【布達】夏蚕等薄紙製造にて税納めにつき 出頭して帰り途中高梨と面謁する、夏蚕種藤本善右衛門ら用弁、本所へ帰る	37
8月4日	未明出立する、衣類滝沢へ預け夕方帰宅する、同日出荷、荒川出帆する	37
8月5日	歌吉仕立て急飛脚を小網町松坂屋へ出す、中瀬村河田へ書状出す、文衛来る	37
8月6日	朝出立、東京滝沢へ着く、河重・田島へ面会する、夜に入り本町へ帰る	38
8月7日	大市へ行く、小網町小林屋代へ面会する、直に帰港する、河重へ面会する	38
8月8日	フレシアンら松弥へ来る、種一覧見本渡す、小林・滝沢泊る、山口源衛来る	38
8月9日	小林帰港する、中田屋へ行く、山口源衛同道御船蔵前邸へ行く、山本と面会する、夜に入り本町へ帰る	38
8月10日	阪井・石井滝沢へ来る、古田撰齋来る	38
8月11日	小林屋代松坂屋へ来る、明日彦助金子持参を申越し、阪井仁平次より口達申込みの由	38
8月12日	小林屋彦助出京する、金500両用弁証書認め引換え、山口源衛受取る、小林屋代同道夕方出立、帰郷する	38
8月13日	堀江町中田屋らへ蚕種売込み談じ、小舟町で上野金七と面会する	38
8月14日	中仁・大市来る、蚕種直段取極め、新戒村荒恒来る	38
8月15日	堀江町久保田屋で古川市兵衛らと終日立会う、山口正太郎種小林屋買付、手金200両中仁へ渡す	38
8月16日	中仁・大市へ行く、蚕種代金談じ懸合う	38
8月17日	同断懸合う、内金1000両請取り橋本へ渡す、小林屋来て買付口破談し内金中仁より同人へ返す	38
8月18日	金5000両請取る	38
8月19日	残金請取り分配渡す、大蔵省へ出頭、海外輸出事件何う	38
8月20日	同所へ出頭、【伺書】蚕種製造現在高之内自国用御免許取扱方法につき	38
8月21日	長井・須永出立する	39
8月22日	村岡嘉平秩父生産糸方法輸出并取締り筋申越す、【達書】夏蚕・再出・掛合製造につき	39
8月23日	村岡同道天神下渋沢邸へ何うが留守	40
8月24日	山田小十郎来る、村岡同道天神下へ出張、夜に面謁する	40

年月日	表題 (内容)	頁
6月15日	小鹿野町柴崎粹ら来る、長井市太郎ら書類持参して泊る 【請書】 養蚕場大惣代勘衛兼勤指図請けにつき	20
6月16日	金井総平ら来る、長井市太郎泊る、小島村組合妻沼・新島組へ組入書付を出す	21
6月17日	大宮郷松本ら来る、久下村菅谷代来て世話役組分け村岡組へ加入申遣わす	21
6月18日	萩原空衛ら来る、小島村名主来て新島村組合に組入れ承知する、三田清太郎世話役になる	21
6月19日	上州島村へ行き田島弥平と面会、【回達】 蚕種出来高総計取調につき 談判済み深谷須藤宅へ泊る	21
6月20日	【回章】 来酉蚕種員数取調は大総代勘衛で当年は戸長が取計	22
6月21日	回章写を埼玉県・群馬両県庁へ提出、柳沢定兵衛ら来る、村岡ら泊る	23
6月22日	長井市太郎ら来る、飯島徳十郎ら製造調方につき来る、村岡が熊谷駅まで行く	23
6月23日	深谷支庁へ出張、【申上】 糸改会所建白回答につき 【願書】 蚕種世話役・村役兼勤御免につき 【達書】 規則1部渡しなど	23
6月24日	深谷支庁へ出張、税方申立、島村田島両氏へ夏蚕原種分付書出す	24
6月25日	柳沢定兵衛ら来る、小池五十郎印形持参	25
6月26日	免許紙御下につき県庁へ行く、高沢町井上宅へ着き、同夕小笠原邸へ出る、小池五十郎代印形持参する	25
6月27日	参事宅へ伺い面謁、糸繭商人鑑札御下方など伺う、中島孝三郎来る、夜に入り熊谷竹井宅へ着き泊る	25
6月28日	島田俊助と面会、世話役取極めなど申立置き帰宅する、新島徳十郎ら来て泊る、各人の免許紙継小印あり	26
6月29日	茂木安吉ら税金皆納、海外添証書彫刻香嵐へ代金遣わす、東方村恒川ら無免許製造歎願する	26
7月朔日	河原明戸村飯田ら来て税金納める、新島徳十郎夜に来て税金100両預かる	26
7月2日	七本木村角田場引代勤め度来る、【書状】 御用につき罷出につき 斉藤次郎ら来る、深谷支庁へ善蔵出張	26
7月3日	中瀬村斎藤らに免許紙渡す、【達書】 蚕種場巡回御用のため廉々取調につき 取調方法至急廻達する	27
7月4日	第8小区久保島村始めて廻し同村迄の賃銀受取る、須藤清七ら来て税金納めて 御免許紙渡す	28
7月5日	石川八郎右衛門代ら来て税金納めて免許紙渡す	28
7月6日	長沼孝太郎ら来る、【申上】 来酉原種凡積員数并蚕種世話役につき 【伺書】 海外輸出免許精良種自国用に換用仕度につき	28
7月7日	長沼孝太郎ら始末書付持参、折之口村根岸ら無免許製造人歎願に来る、柴崎佐平税金納めて泊る	30
7月8日	河原明戸村世話役呼出し利兵衛ら来る、【達書】 製造蚕種紙国内売買海外輸出 共免許印紙渡しにつき	30
7月9日	免許紙入間県庁御下員数相伺い租税寮へ申立てるよう村岡嘉平へ文通を出す、三ヶ尻村内田来る	30
7月10日	税金100両須藤清七納める、【差紙】 国内売買蚕種印紙下渡しにつき 免許紙 54000枚御下げ	31
7月11日	村岡嘉平帰る、深谷支庁へ伺い夜に帰る、自国用免許紙御下回達される	31
7月12日	中瀬村河田らに自国用免許紙を渡す、松井龍作ら夜に来て泊る	31
7月13日	松井龍作蚕税納める、松井・長沼孝太郎に免許紙渡す	31
7月14日	長井市太郎来る、免許紙輸出改状を渡す、金井総平ら同断	31
7月15日	河田十郎三来る、坂井より書状着く、夕方村岡嘉平が来る	31
7月16日	熊谷治助へ改状渡す、新島徳十郎ら来る、島村田島代勘三息来て泊る、【達書】 蚕種場巡回御用談じにつき	31
7月17日	新島徳十郎税金納める、須藤清七代へ自国用免許紙渡す	32
7月18日	深谷駅杉田へ出張、長沼孝太郎本庄宿役人ら歎願聞届け	32

## 内容細目

### 一 明治5年(1872) 御用簿

年月日	表題(内容)	頁
3月18日	3月18日出立、5月16日帰郷、同日蚕種世話役へ切廻状出す	11
5月17日	深谷宿杉田宅で会所出席人24名【書状】蚕種世話役惣会の触れに熊谷宿不参不都合につき	11
5月18日	熊谷宿柳沢ら来るも心得方不明立戻る、夕方石川八郎右衛門ら来て繭買入人始末申す	11
5月19日	世話役須藤が臨時免許願書を持参する	11
5月20日	元仁手村政五郎ら生繭買集める、金井総平らへ取調の書付出す、河原明戸村与平ら来て組合取り結ぶよう申し渡す【布達】蚕種之義生繭製造主の製種聞届けにつき	12
5月21日	組合取極め間々田村青木ら規則調印、深谷宿へ出張、機械蒸各国繭仕上げ、妻沼村斎藤ら3人来る	12
5月22日	参事熊谷旅宿へ伺う、渋沢ら2名岡部にて面謁、献繭深谷杉田方差出すよう命じられる	12
5月23日	黛村萩原ら来て止宿する、小島村岡田ら来て製造方法など談じ、児玉町栄蔵ら来る	12
5月24日	血洗島村組合へ廻状出す、村岡村長井来て規則問合せる	12
5月25日	台村吉田来る、小島村製造人一条当2月県庁より書類渡す、妻沼村小池へ回す	13
5月26日	大宮郷世話役取極り代人が来る、深谷宿須藤ら来る、世話役石川へ書状出す	13
5月27日	黛村組合勅使河原村高橋ら免許願出る、長井市太郎より田所治兵衛ら免許願出る	13
5月28日	小池五十郎代来て小島村事件書付持参する、熊谷宿中島ら来る、世話役石川不行届につき人撰替え申来る	13
5月29日	宮戸村組合下仁手村橋本夏蚕種取扱い伺い来る、黛村組合飯塚臨時免許書付持参する、上野金七来り泊る	13
5月晦日	新島村新島世話役取極め寄居町田中代人免許願書持参不都合、須賀村川島源六代来る	13
6月朔日	寄居町田中免許人書上帳新蔵ら持参、竹井代来る【記】伊太利国人フレシアン、シコギア蚕卵生糸取調にて別紙道筋書の通り通行につき【記】フレシアンら蚕卵生糸取調のため熊谷等各所へ罷越につき 勘衛宅へ兩人立寄る予定	13
6月2日	熊谷旅宿小松屋へ出張、フレシアンら同席食事する、妻沼村小池宅へ案内、食事して泊る	14
6月3日	新戒村荒木宅で食事、村岡嘉平宅等へ立ち寄る、本庄宿田村宅へ泊る	15
6月4日	武蔵・上野境界榜示杭迄案内する、深谷須藤らへ立寄り帰宅する	15
6月5日	寄居町田中代免許願書持参する、藤沢村斎藤ら免許願書面預置き、越中屋倉蔵止宿する	15
6月6日	大久保村岡野ら世話役取極め、熊次郎ら来る、製造高調書取調への回達出す、世話役一覧あり	15
6月7日	森戸村中島世話役になる、村岡嘉平ら3人で熊谷へ出張する、村岡は2泊する	17
6月8日	浦和駅に着き埼玉県へ出張、大松屋へ泊る	17
6月9日	【願書】蚕種製造方法免許人員書御渡しにつき 伊藤権少属らと面会、浦和出立、本町菊屋へ着く	17
6月10日	租税寮へ出頭高梨と面謁、献繭上書勸農寮へ提出、伊太利国人巡邏日記も添える、入間県・足柄県出張所へ立寄る	17
6月11日	大蔵少輔渋沢宅へ、面謁ならず建白写しを提出する、並木と同宿	18
6月12日	租税寮へ建白書提出する、帰郷、坂井仁平次来る	18
6月13日	川越井上宅へ着き書類写し取る、12時出庁磯野少属へ始末申立書類提出、中島孝三郎来る	18
6月14日	朝出庁、出京手当金請取る、【布達】蚕種製造之義外国輸出分取究めにつき 来西養蚕原種取調凡積高書上帳雛形あり	18





---

---

**熊谷市史料集 2** 元素楼養蚕関係文書「御用簿」「公用記」

平成28年（2016）3月25日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室  
〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1（妻沼展示館内）  
電話 048-567-0355

印 刷 大屋印刷

---

---